府中市地域福祉計画・
福祉のまちづくり推進計画

（令和９年度～令和１４年度）

〔答申〕

府　中　市

目　次

第１章　計画の策定に当たって.....1

１　計画策定の背景・趣旨.....2
２　地域福祉・福祉のまちづくりに関する動向.....3
３　計画の位置付け.....7
４　計画期間.....8
５　計画の策定体制.....9
６　福祉エリア（日常生活圏域）の推進.....11

第２章　本市の地域福祉・福祉のまちづくりの現状と課題.....13

１　地域福祉・福祉のまちづくり推進の現状.....14
２　成年後見・権利擁護の推進の現状.....36
３　再犯防止の推進の現状.....37
４　一般市民調査の結果.....38
５　１１圏域別グループディスカッションの結果.....59
６　前計画期間の取組について.....60
７　地域福祉・福祉のまちづくり推進の課題.....64

第３章　計画の基本的考え方.....71

１　計画の理念.....72
２　計画の基盤となる考え.....73
３　計画の基本目標.....74
４　計画の体系.....76
５　評価指標.....80

第４章　基本目標に向けた取組.....83

基本目標１　市民協働で進める地域づくり.....84
【コラム】府中市再犯防止推進計画について.....88
基本目標２　包括的な相談支援体制の推進.....89
基本目標３　いきいきと健康に暮らすための環境づくり.....93
基本目標４　誰もが安心して暮らせる仕組みづくり.....97
【コラム】成年後見制度が大きく変わります！.....98
基本目標５　福祉のまちづくりの推進.....104

第５章　重層的支援体制の構築（重層的支援体制整備事業実施計画）...109
１　事業の内容.....110
【コラム】相談支援機関が抱える対応困難ケース.....128
２　事業の推進体制.....129
第６章　計画の推進に向けて.....131
１　計画の評価体制.....132
２　計画の推進体制.....134
巻末資料.....135
資料１　福祉エリア別の現状・地域資源.....136
資料２　府中市福祉のまちづくり推進審議会.....149
資料３　地域福祉計画策定連携会議.....152
資料４　１１圏域別グループディスカッションでの意見.....153
資料５　用語集.....161

第１章　計画の策定に当たって

第１章　計画の策定に当たって

１　計画策定の背景・趣旨

本市では、福祉分野の計画を総合的かつ一体的に推進するため、「府中市福祉計画」（令和３年度～令和８年度）を策定し、「みんなでつくる、みんなの福祉～つながりあい、支え合い、安全で安心して暮らせるまちの実現へ～」を基本理念に掲げ、「尊厳の保持（自己決定の尊重）」、「身近な地域における課題解決力の強化」、「多様な主体による協働・連携」を福祉施策の考え方として、新たな福祉１１エリアで計画を推進してきました。

あわせて、「府中市福祉計画」の基本理念の実現に向けて、地域福祉・福祉のまちづくり分野の計画として、「府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（令和３年度～令和８年度）」を策定し、「みんなでつくる、「共に生きるまち」」を理念に、「住民に身近なエリアにおいて、地域の課題を我が事として捉え、解決できる地域づくり」の推進と、ユニバーサルデザインの実現をめざす福祉のまちづくりを目指してきました。

地域共生社会の実現に向けた国の動きは、社会福祉法の改正による地域力の強化と包括的支援体制の構築へ、さらに、重層的支援体制整備事業の創設へと進み、さらには地域共生社会を形成するための諸課題の解決へと展開しています。

本市においても、福祉総合相談窓口を中心とした相談支援の仕組みの下で重層的支援体制整備事業がスタートし、地域包括支援センター担当地区の再編も行われ、市の地域共生社会の実現に向けた推進体制の構築が進んでいます。

また、本市でも、少子・高齢化が進み、一人暮らし高齢者の増加、地域での孤立等をはじめ、複雑化・複合化しつつある地域生活課題を解決していくために、一層のつながり・支え合いが必要となっており、更に多様な主体と連携した地域づくりが必要となっています。また、福祉を取り巻く新たな課題として人材の確保・育成・定着支援やＩＣＴの活用等への対応が求められています。さらに、ユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害者を含め、全ての人が安心・快適に生活できるまちを目指すことが必要です。

これらの背景、前提を踏まえ、本市の「誰ひとり取り残さない」地域共生社会の実現に向けて、市民の新たなニーズを把握し、現状と課題を整理し、地域福祉を進めていくための新たな連携体制、仕組みづくり、施策の評価を進めることが課題です。

このことから、本市では「府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」を、新たに保健福祉分野計画の上位計画に位置付け、高齢者、障害者、子ども、健康分野の計画とも整合を図り、策定することとしました。また、本計画に「府中市成年後見制度利用促進基本計画」、「府中市再犯防止推進計画」及び、新たに「府中市重層的支援体制整備事業実施計画」を包含し、市の福祉を総合的に進めるための方針を明らかにします。

２　地域福祉・福祉のまちづくりに関する動向

（１）地域福祉分野の動向

①　地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律

（令和２年６月施行）

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するため、「相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）」、「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」、「地域づくりに向けた支援（地域住民同士が気にかけ合う関係性の育成支援）」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

さらに、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講じています。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

①地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
②地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
③医療・介護のデータ基盤の整備の推進
④介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
⑤社会福祉連携推進法人制度の創設

出典：地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の概要／厚生労働省

②　第二次再犯防止推進計画（令和５年３月策定）

国では、第一次再犯防止推進計画に基づく取組を踏まえて、令和５～９年度までを計画期間とする第二次再犯防止推進計画が策定されています。

第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

①犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
②就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
③国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

出典：第二次再犯防止推進計画（概要）／法務省

③　共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和６年１月施行）

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる社会の実現に向けて、７つの基本理念を定めるとともに、各種施策を通じて認知症への誤解・偏見をなくし、理解を深める啓発活動、認知症の人や家族が心ゆたかに暮らせる地域づくりを進めていくことが期待されています。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法の基本理念

1. 認知症の人が自らの意思によって生活できる
2. 国民が認知症に関する正しい知識を持つ
3. 認知症の人の障壁になるものを除去する
4. 適切な保健医療サービスを提供する
5. 認知症の人及び家族に適切な支援を行う
6. 認知症の研究を推進する
7. 認知症に対する総合的な取組を行う

出典：共生社会の実現を推進するための認知症基本法について／厚生労働省

④　孤独・孤立対策推進法（令和６年４月施行）

「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指して、孤独・孤立対策推進法が令和６年４月に施行されています。

また、令和６年６月に「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」が策定され、同計画が令和７年５月に一部改定されています。

孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画の基本理念

1. 孤独・孤立双方への社会全体での対応
2. 当事者等の立場に立った施策の推進
3. 社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

出典：孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画のポイント／内閣府

⑤　生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和７年４月施行）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降に顕在化した生活困窮や住まいの不安定化、単身高齢者世帯の増加、生活保護世帯の子どもの自立支援の必要性を踏まえ、生活困窮者自立支援制度、生活保護制度、住宅セーフティネット制度の連携を強化するために令和６年４月に公布されました。

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の概要

１．居住支援の強化のための措置
２．子どもの貧困への対応のための措置
３．支援関係機関の連携強化等の措置

出典：生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の概要／厚生労働省

⑥　社会福祉法等の一部を改正する法律（令和９年４月施行）

「社会福祉法等の一部を改正する法律」は、介護保険法や老人福祉法など複数の法律を束ねた制度改正であり、主に人口減少地域や小規模自治体を対象とした改正案ですが、「頼れる身寄りのない高齢者」の支援のための事業を第二種社会福祉事業とし、日常生活支援、入院・入所時の手続き支援、死後事務支援までを制度化し、福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業とするとともに、成年後見制度や地域における権利擁護事業の中核的な役割を担う「地域権利擁護相談支援センター」の設置がうたわれたことが大きな改正です。

社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

1．地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充
2．福祉人材の安定的な確保及び定着支援
3．支援基盤の強化等

出典：社会福祉法等の一部を改正する法律案の概要／厚生労働省

⑦　成年後見制度の見直し（令和８年６月法改正・施行準備中）

成年後見制度は平成１２年の開始から２５年が経過し、制度の複雑さや運用上の課題が指摘されていました。そこで令和８年２月、法制審議会により成年後見制度の利用促進を目的とした改正案の骨子が示されました。改正案では、成年後見制度の「後見」「保佐」「補助」類型を「補助」に一本化し、利用の必要がなくなったときに制度利用を終了することができるようにするなど、必要な事項に限って代理や同意をしてもらえる仕組みへの転換が行われます。

出典：法制審議会民法（成年後見等関係）部会第３３回会議（令和８年１月２７日開催）

（２）福祉のまちづくり分野の動向

①　改正バリアフリー法（高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）

（令和７年６月施行）

高齢者や障害者を含む全ての人が安全・快適に移動・施設利用できる社会を目指すため、平成１８年度にハートビル法と交通バリアフリー法を統合して成立しました。

令和７年度の改正では、多目的トイレの各階設置義務、駐車場や劇場の車椅子スペース拡充など、実際の利用者に配慮した基準が強化されています。

②　「東京都福祉のまちづくり推進計画（令和６年度～令和１０年度）」

（令和６年３月見直し）

全ての人が安全で安心して、かつ、快適に暮らし、訪れることができるユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを進めるため、福祉のまちづくり条例に基づいて、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として策定されています。

計画の目標

誰もが、自由に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、多様な人との違いを認め合い、共に楽しむことができる社会

５つの視点

1 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進
2 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備
3 誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築
4 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進
5 誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備え

出典：東京都福祉のまちづくり推進計画（令和６年度～令和 10 年度）／東京都

３　計画の位置付け

「府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（以下「本計画」といいます。）」は、社会福祉法第１０７条に規定する「市町村地域福祉計画」及び府中市福祉のまちづくり条例第７条に規定する福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進するための基本となる計画である「福祉のまちづくり推進計画」を一体的に策定するものです。

「府中市総合計画」を上位計画とし、計画の内容には、高齢者福祉分野、障害者福祉分野、子ども・子育て支援分野、保健・食育分野といった分野別の個別計画に共通する施策を含みます。

また、本市の保健・福祉以外の分野計画と連携し、府中市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との整合性を図ります。

また、本計画には、高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項として、成年後見制度の利用促進に関する「市町村成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等に関する「地方再犯防止推進計画」、社会福祉法第１０６条の５に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含しています。

図表１－１　計画の位置付け

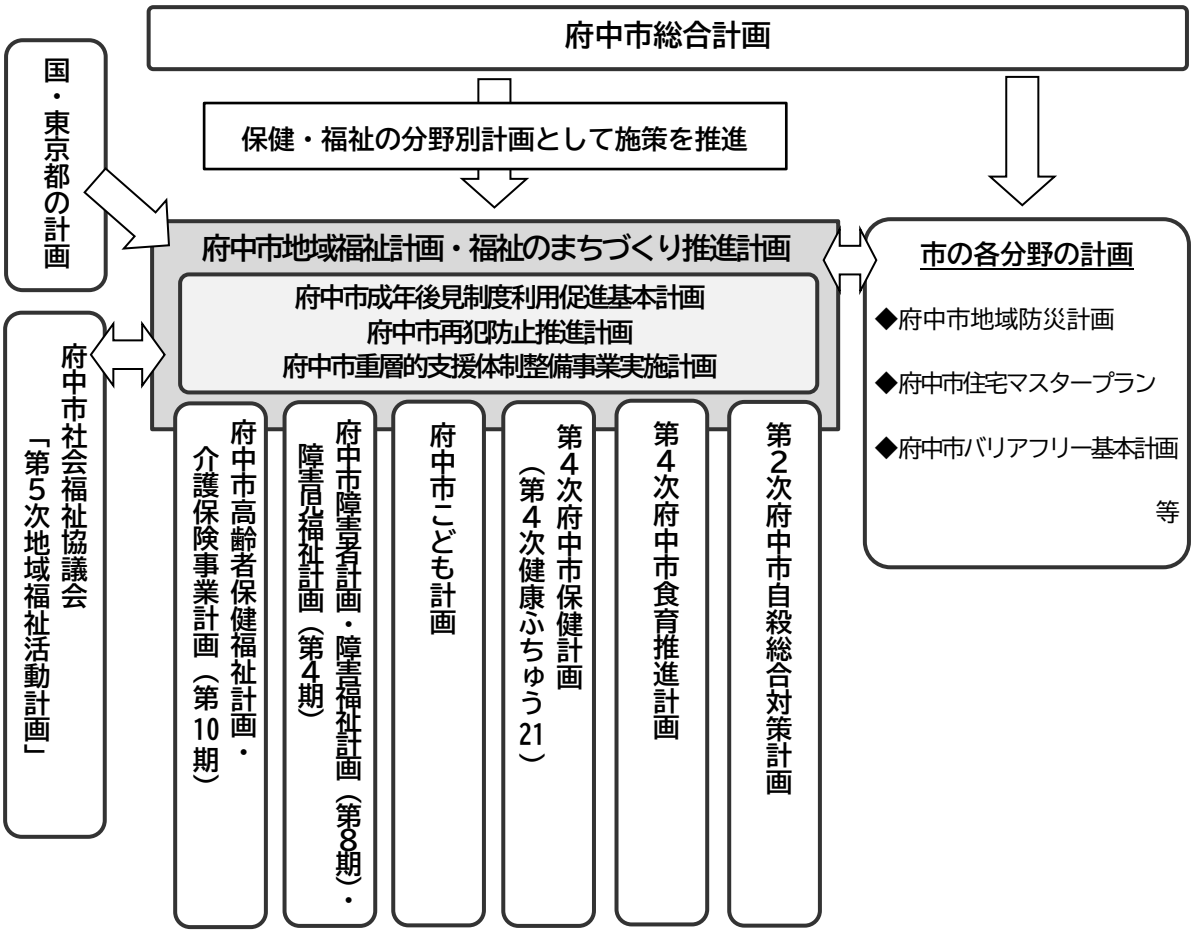

4　計画期間

本計画の計画期間は、令和９年度から令和１４年度までの６年間です。

図表１－２　計画期間

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
府中市総合計画	第６次	第７次府中市総合計画								第８次府中市総合計画（仮）		
福祉計画	福祉計画						**理念や役割を継承**					
【地域福祉分野計画】 地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画 （社会福祉法） （府中市福祉のまちづくり条例）等	地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画						**地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画**					
【高齢者福祉分野計画】 高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 （老人福祉法） （介護保険法）等	高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第８期）			高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第９期）			高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第10期）			高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第11期）		
【障害者福祉分野計画】 障害者計画 （障害者基本法）	障害者計画						障害者計画					
障害福祉計画・ 障害児福祉計画 （障害者総合支援法） （児童福祉法）	**障害福祉計画（第６期） ・障害児福祉計画 （第２期）**			障害福祉計画（第７期） ・障害児福祉計画 （第３期）			障害福祉計画（第８期） ・障害児福祉計画 （第４期）			障害福祉計画（第９期） ・障害児福祉計画 （第５期）		
【子ども・子育て支援分野計画】 こども計画 （こども基本法） （子ども・子育て支援法）等	第２次子ども・子育て支援計画				こども計画					第２次こども計画（仮）		
【保健・食育分野計画】 保健計画（健康ふちゅう２１） （健康増進法）	第３次保健計画						第４次保健計画					
食育推進計画 （食育基本法）	第３次食育推進計画						第４次食育推進計画					
自殺総合対策計画 （自殺対策基本法）	自殺総合対策計画			第２次自殺総合対策計画					第３次自殺総合対策計画（仮）			

５　計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、幅広く市民の意見やニーズを把握し計画に反映するため、審議会、連携会議での検討、郵送によるアンケート調査、１１圏域別グループディスカッションの実施、パブリック・コメント手続の実施等、様々な形で市民参加を図っていきます。

（１）福祉のまちづくり推進審議会での検討

公募市民、学識経験者、関係機関・団体等から選出された委員で構成される「福祉のまちづくり推進審議会」において計画の内容を審議しました。

（２）地域福祉計画策定連携会議での検討

福祉のまちづくり推進審議会、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会、保健計画・食育推進計画推進協議会、障害者計画推進協議会、子ども・子育て審議会から選出された委員で構成される「地域福祉計画策定連携会議」において計画の内容、分野横断的な施策の推進に関する基本的事項を検討・協議しました。

（３）アンケート調査（一般市民調査）

目的	地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の策定に当たって、市民の近所づきあいや地域での生活・活動状況、日ごろの悩みと相談状況を把握するとともに、府中市の地域福祉及び福祉のまちづくりに関する意見、要望等を把握することを目的とする。 また、高齢者福祉分野、障害者福祉分野で実施した調査と共通質問を設定する。
対象	令和７年１０月１日現在の住民基本台帳から無作為抽出した１８歳以上の市民 ３，０００人
調査方法	郵送配布、郵送・WEB 回収（督促礼状１回送付）
調査時期	令和７年１０月１７日（金）～１１月４日（火）
回収数・回収率	配布件数　３，０００件 回収数（回収率）　１，５０９件（５０．３％）　※うち WEB 回収６９７件 有効回収数（有効回収率）　１，５０１件（５０．０％）

（４）１１圏域別グループディスカッション

目的	地域で活動している団体の方々から地域における課題と課題解決のためにできることを把握し、地域力の強化の方向性を検討する。また、府中市全体の課題と圏域別の課題を整理し、圏域別の取組を検討することを目的とする。
対象者	地域で活動している方（わがまち支えあい協議会、地域福祉コーディネーター、民生委員・児童委員、自治会・町会、シニアクラブ、コミュニティ協議会、当事者団体、地域包括支援センター等）
実施手法	①文化センター圏域ごとの２つのグループでグループディスカッション形式の懇談会 ②各グループで模造紙に意見を書き出し、最後に各グループの模造紙を貼り出し全体で結果を共有
日程・会場・対象圏域	開催日時：令和７年１０月２６日（日）１０：００～１２：００ 会　　場：西府文化センター 対象圏域：西府文化センター圏域、武蔵台文化センター圏域、四谷文化センター圏域 開催日時：令和７年１０月２６日（日）１５：００～１７：００ 会　　場：中央文化センター 対象圏域：中央文化センター圏域、新町文化センター圏域、紅葉丘文化センター圏域 開催日時：令和７年１１月１日（土）１０：００～１２：００ 会　　場：片町文化センター 対象圏域：片町文化センター圏域、住吉文化センター圏域 開催日時：令和７年１１月１日（土）１５：００～１７：００ 会　　場：白糸台文化センター 対象圏域：白糸台文化センター圏域、押立文化センター圏域、是政文化センター圏域
テーマ	「今ある地域の“ちから”（人・場所・活動）を福祉にどう活かせる？」 話し合い①　地域の課題（困っていること、課題を抱える人・世帯） 話し合い②　地域の“ちから”（人・場所・活動）を活かしてできること

（５）パブリック・コメント手続の実施

令和８年１１月から１２月に実施する予定です。

６　福祉エリア（日常生活圏域）の推進

本市には、地域に根ざし、住民に身近な文化センターが１１か所あります。各文化センター圏域には、地縁のコミュニティや「わがまち支えあい協議会」等の多様な地域資源が存在し、地域における支え合いの仕組みづくりが進められています。また、文化センターを中心とした相談機能の充実を図っていることから、福祉エリア（日常生活圏域）は、文化センター圏域を基礎とした１１のエリアに設定しています。

令和３年度より、福祉エリアは１１のエリアに再編されました。その福祉エリアを基盤に、令和６年度には地域包括支援センターの担当地区再編、令和７年度には民生委員児童委員協議会の地区変更等を行い、一体的な対応や高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等の従来の福祉分野を超えた包括的な支援体制の構築を進めてきました。

今後も福祉ニーズの複雑化・複合化に伴い、個人や世帯が抱える様々な地域生活課題について、福祉エリア（日常生活圏域）を地域活動の基礎としながら支え合いの仕組みづくりを推進し、「地域力」の強化を進めていきます。

図表１－３　福祉エリア（日常生活圏域）

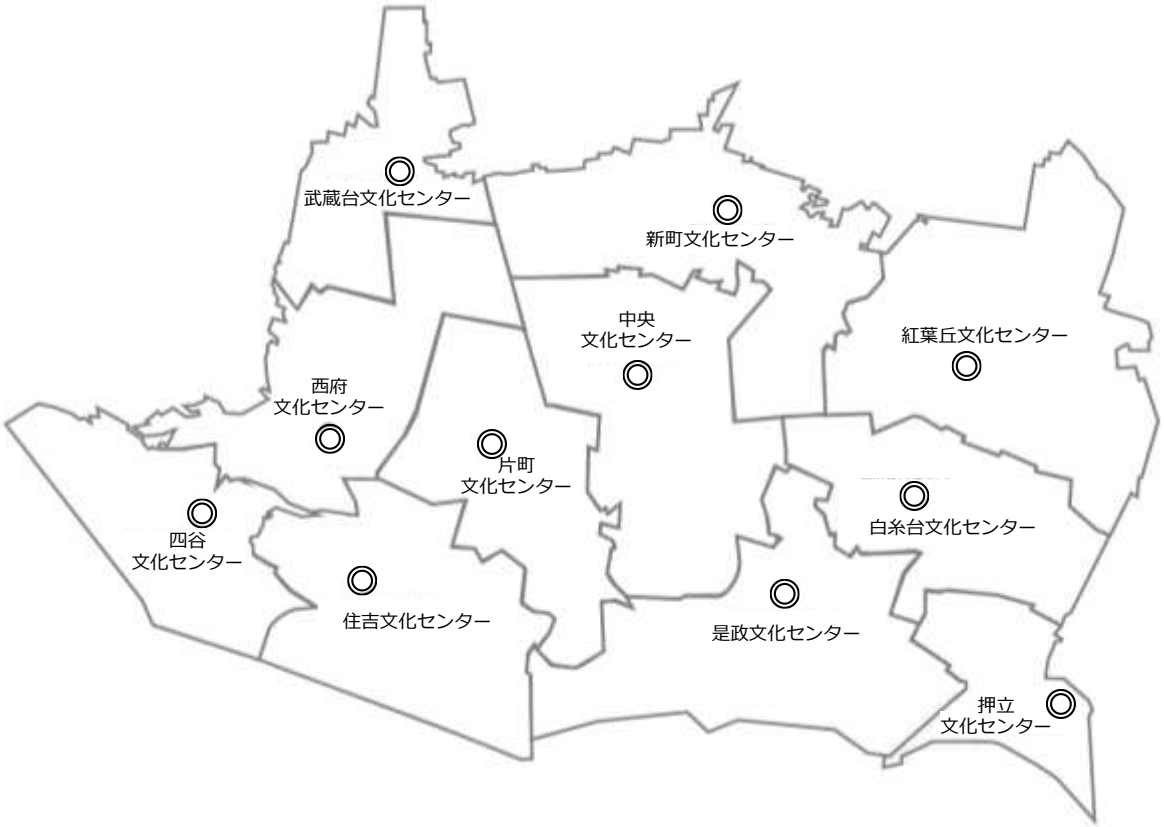

第２章　本市の地域福祉・福祉のまちづくりの現状と課題

第２章　本市の地域福祉・福祉のまちづくりの現状と課題

１　地域福祉・福祉のまちづくり推進の現状

（１）人口・世帯の現状

＜要点＞
・人口減少、高齢者人口の増加、年少人口の減少が今後も予測されている。
・小世帯化が進行、世帯構成も単独世帯の割合が上昇傾向である。

①　人口

本市の人口は令和２年以降２６万人程度で横ばいであり、令和８年１月１日時点の人口は、２６万２，１６２人です。そのうち、６５歳以上の高齢者人口は、５９，６２０人で、令和２年から令和８年までの６年間で２，６２６人増加しています。また、０歳から１４歳までの年少人口は、３０，４２４人で、令和２年以降減少傾向にあります。

図表２－１　人口の推移

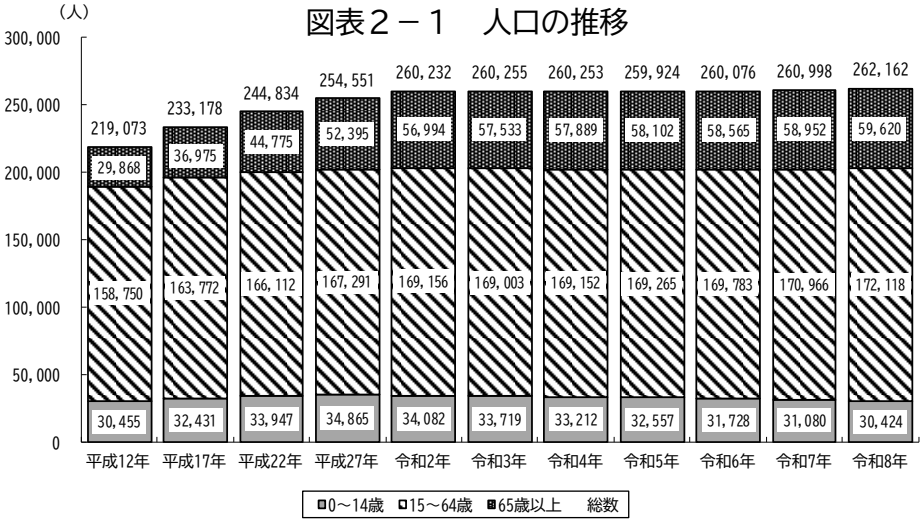

図表２－２　人口構成の推移

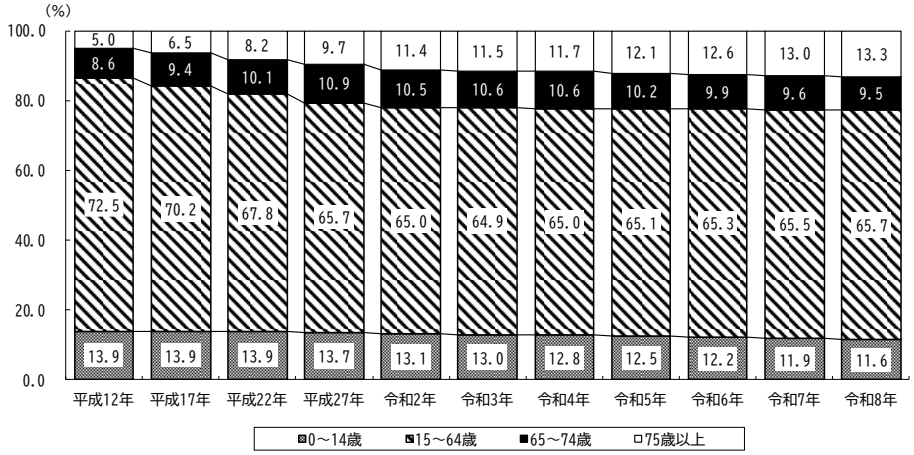

※　平成２４年７月に外国人登録制度は廃止され、外国人住民も日本人住民と同様に住民基本台帳に記載されることとなりました。　　出典：府中市「住民基本台帳」（各年１月１日）

②　世帯数及び世帯人員

世帯数は、増加を続けており、令和８年１月１日時点の世帯数は１３万３，１９５世帯です。しかしながら、一世帯当たりの世帯人員は縮小傾向にあり、小世帯化が進んでいます。

図表２－３　世帯数及び世帯人員の推移

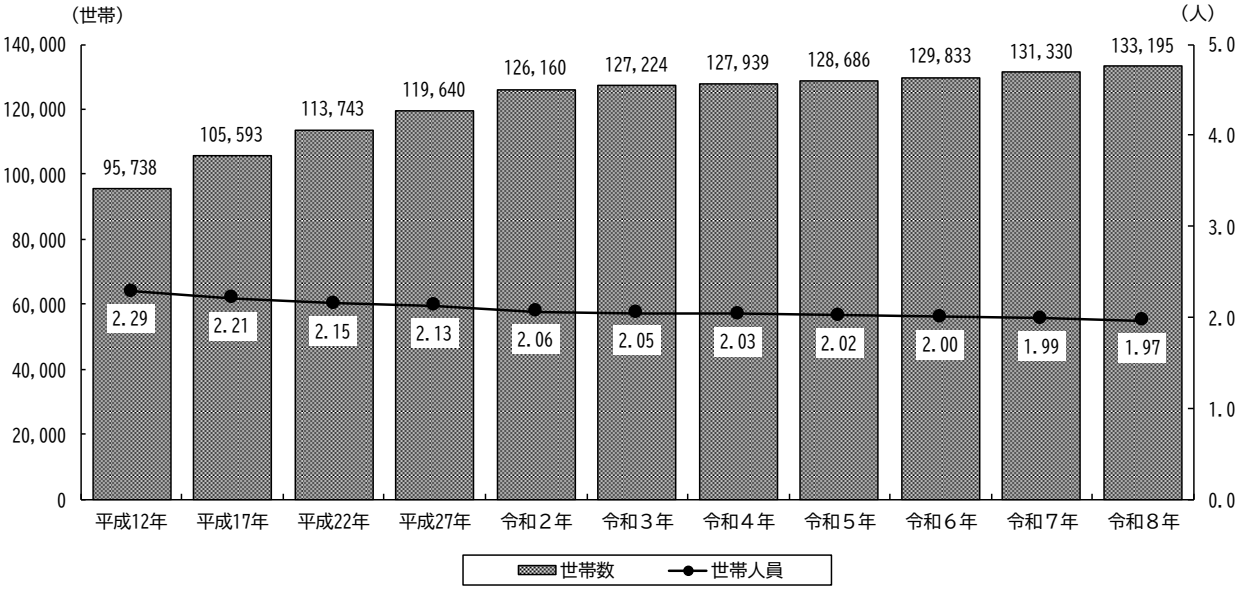

出典：府中市「住民基本台帳」（各年１月１日）

③　世帯構成

世帯構成は単独世帯の割合が高くなっており、令和７年には全世帯の４６．５％を占めています。

図表２－４　世帯構成の推移

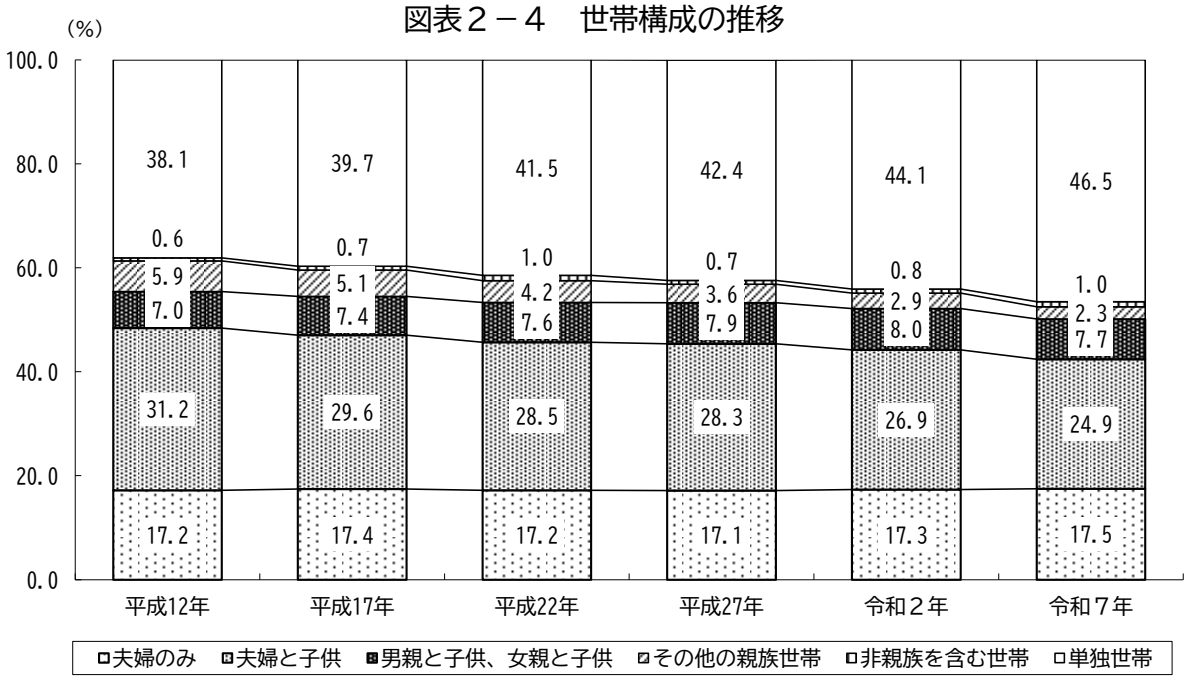

出典：総務省「国勢調査」（各年１０月１日）

④　昼間・夜間・流入・流出人口

平成１２年から令和２年までの２０年間で昼間人口は約２．８万人、夜間人口は約３．６万人増加しています。令和２年の市外から市内へ通勤・通学をする流入人口は、６万１，９６８人であるのに対し、市内から市外へ通勤・通学をする流出人口は、７万６，２６４人と、市外へ通勤・通学をする市民が多いことが分かります。

図表２－５　昼間・夜間・流入・流出人口の推移

更新予定

区分	昼間人口（人）	流入人口（人）			流出人口（人）			夜間人口（人）	昼間人口指数（夜間＝100）
		総数	通勤者	通学者	総数	通勤者	通学者		
平成 12 年	221,456	70,447	62,615	7,832	75,638	63,120	12,518	226,647	98
平成 17 年	236,133	66,784	59,555	7,229	75,943	65,001	10,942	245,292	96
平成 22 年	246,380	64,374	58,095	6,279	78,485	66,692	11,793	255,506	96
平成 27 年	245,693	64,445	58,020	6,425	80,151	69,198	10,953	260,274	94
令和 2 年	249,891	61,968	56,425	5,543	76,264	66,933	9,331	262,790	95

※　通学者は、15 歳未満の通学者を含みます。

出典：総務省「国勢調査」（各年１０月１日）

⑤　人口推計

人口推計によると、本市は令和２７年には、団塊ジュニア世代が高齢者となり、急激に高齢化が進むことが見込まれます。その後は団塊ジュニア世代のような極端なピークを形成する年齢層は無くなるものの、年少人口の減少傾向が強まることが想定されます。

年齢階級別の人口ピラミッドをみると、令和８年は５０～５４歳がピラミッドのピークとなっていますが、令和１７年は６０～６４歳、令和２２年は６５～６９歳となっています。

図表２－６　人口の推移と推計

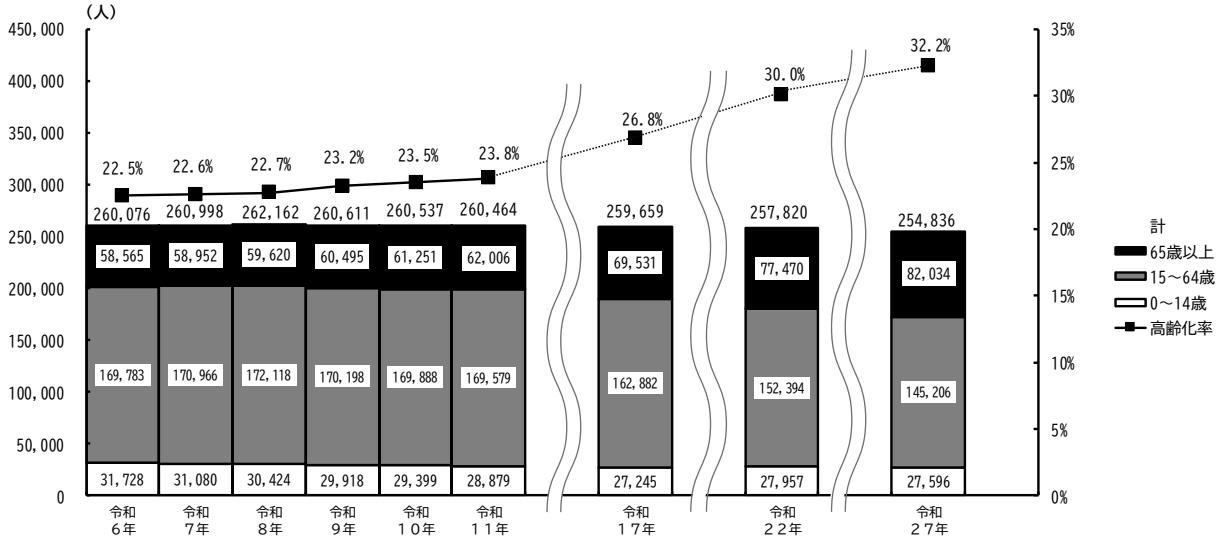

出典：府中市「住民基本台帳」（令和６年から令和８年までは実績／各年１月１日現在）
令和９年以降は住民基本台帳による推計（コーホート要因法、各年４月１日時点）

図表２－７　人口ピラミッドの現状・見込み

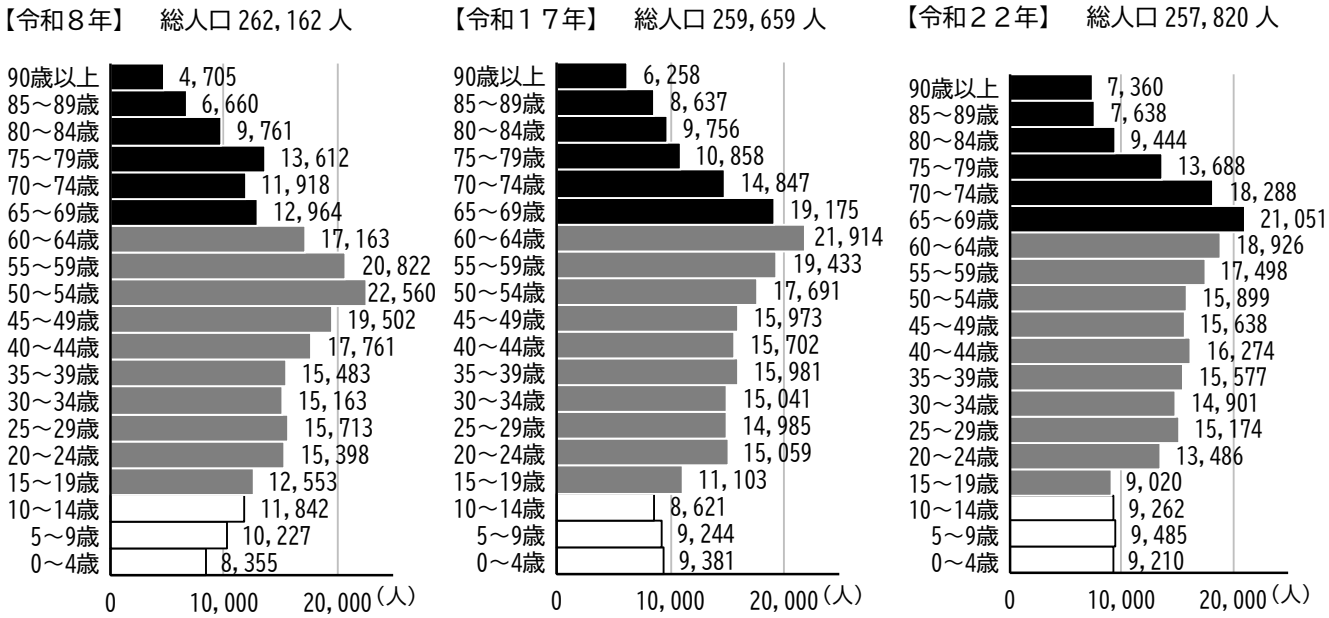

出典：府中市「住民基本台帳」（令和８年は実績／各年１月１日現在）
　　令和１７、２２年は住民基本台帳による推計（コーホート要因法、各年４月１日時点）

（２）高齢者に関する現状

＜要点＞
・高齢化率は上昇傾向、高齢者単身世帯、高齢者のみ世帯も増加傾向である。
・要介護（要支援）認定者数及び認定率は増加（上昇）傾向である。

①　高齢化率・後期高齢化率

本市の高齢化率は上昇傾向にあります。令和８年時点の高齢化率は、２２．７％で、７５歳以上の後期高齢化率は、１３．３％です。

図表２－８　高齢化率の推移

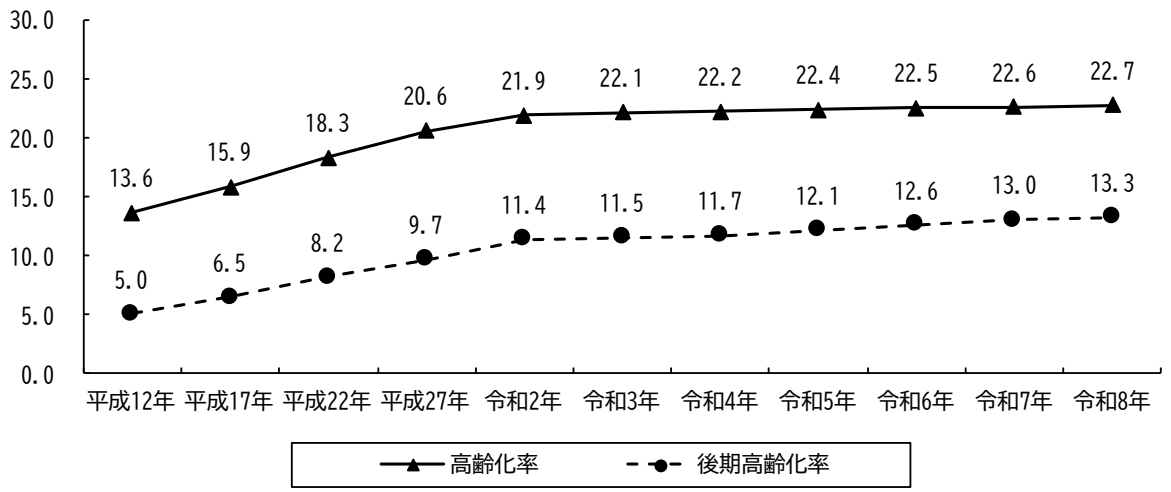

出典：府中市「住民基本台帳」（各年１月１日）

②　高齢者世帯数・世帯比率の推移

令和８年の高齢者単身世帯は１９，７６６世帯、高齢者のみ世帯は１１，４２０世帯となっています。また、一般世帯のうち高齢者のいる世帯は４３，６６８世帯で３２．８％となっており、令和４年以降横ばいになっています。

図表２－９　高齢者のいる世帯数及び比率の推移

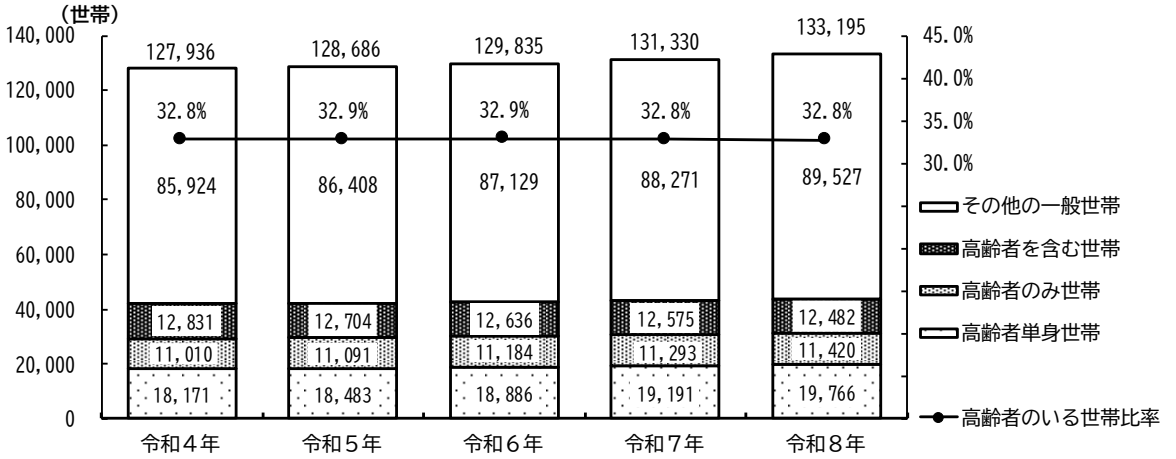

※　高齢者を含む世帯に「高齢者単身世帯」「高齢者のみ世帯」は含まない。

出典：府中市「住民基本台帳」（各年１月１日現在）

③　要介護認定者

本市の要介護（要支援）認定者数及び認定率は増加（上昇）傾向であり、令和７年には１２，３１８人（１号認定率：２０．１パーセント）となっています。

図表２－１０　要介護（要支援）認定者数・認定率の推移（第１号・第２号被保険者）

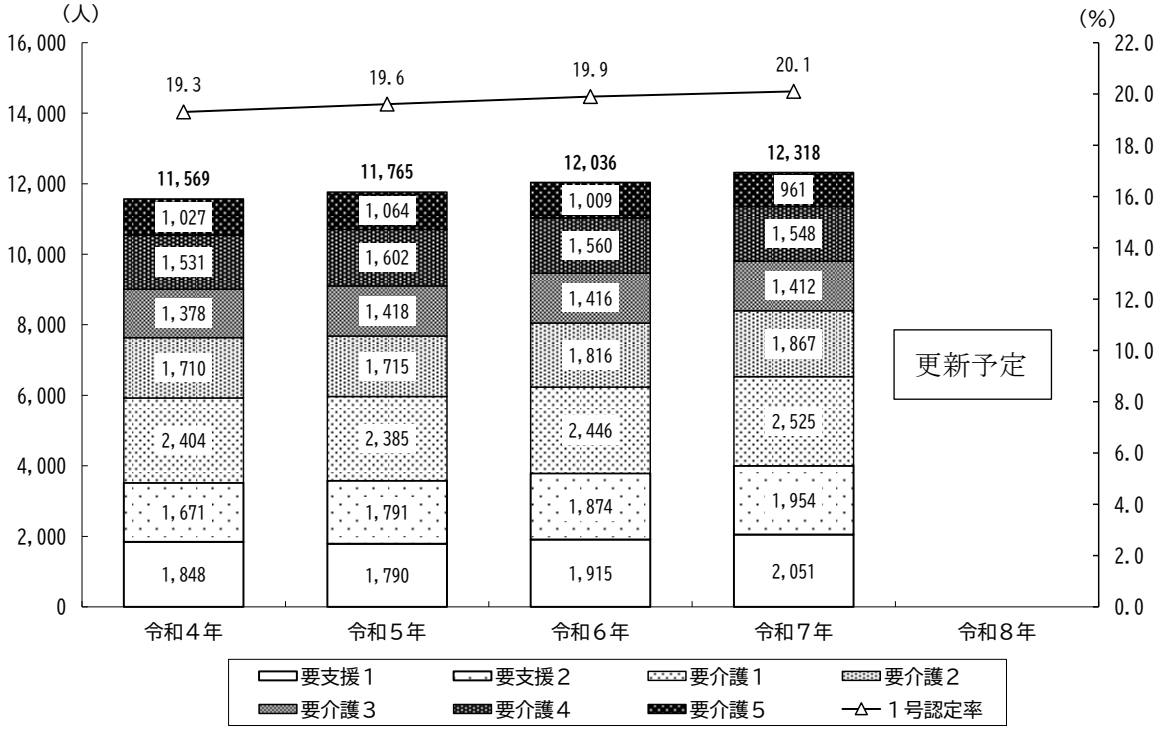

出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告月報」（各年９月末現在）

（３）障害のある人に関する現状

＜要点＞
・障害者手帳所持者、難病患者（特殊疾病認定患者）数は増加傾向である。

①　障害者手帳所持者

本市の令和７年度末（令和８年３月３１日時点）の身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者を合計した人数は、１万３，８１９人です。総人口に占める障害者手帳所持者数の割合は、５．３パーセントとなっています。

図表２－１１　障害者手帳所持者数の推移

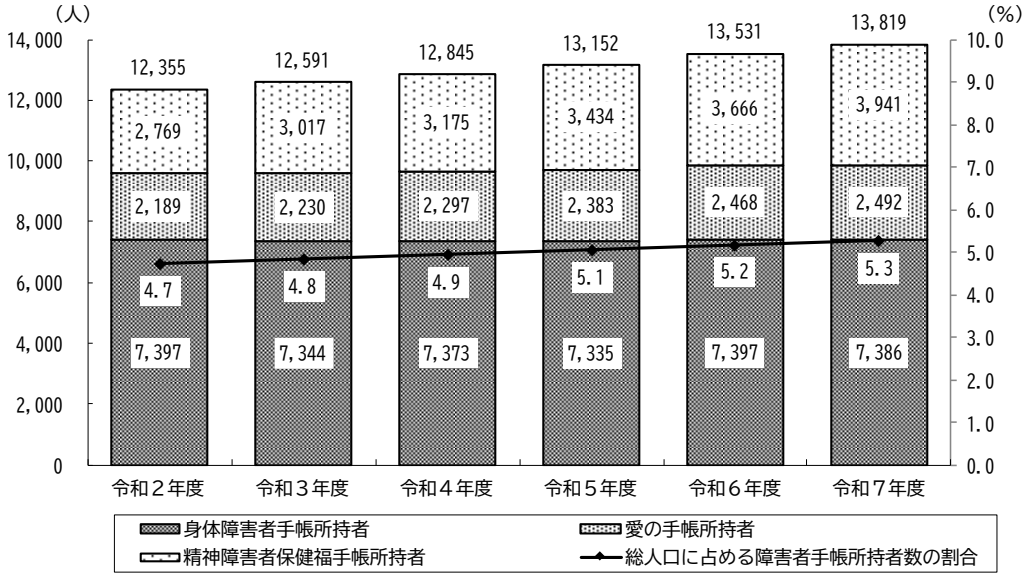

※　重複障害者を含むため、合計は延べ人数となります。

出典：府中市作成(各年度３月３１日)

②　難病患者（特殊疾病認定患者）

難病患者（特殊疾病認定患者）数は、令和２年度から令和６年度までは増加傾向が続いています。令和７年度末（令和８年３月３１日現在）は２，５４８人となっています。

図表２－１２　難病患者（特殊疾病認定患者）数の推移

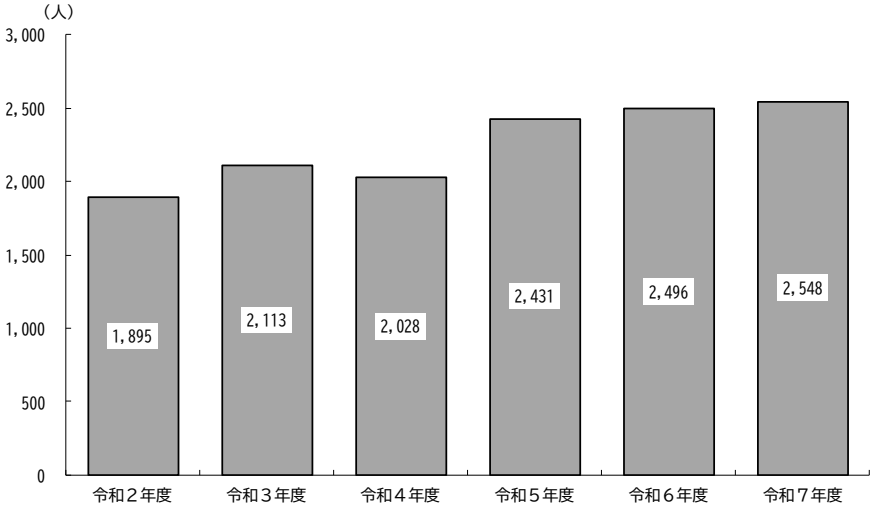

出典：府中市作成(各年度３月３１日)

（４）子どもに関する現状

＜要点＞
・子ども（０～１７歳）の人数は減少傾向、そのうち０～５歳の乳幼児の減少が顕著である。

①　子どもの人数

子ども（０～１７歳）の人数は平成２７年以降、減少傾向にあり、令和８年１月１日時点では、3万7，７１０人です。そのうち、０～５歳の乳幼児は１万２２５人であり、令和２年から令和８年までの６年間で２，７５８人減少しています。

図表２－１３　子どもの人数の推移

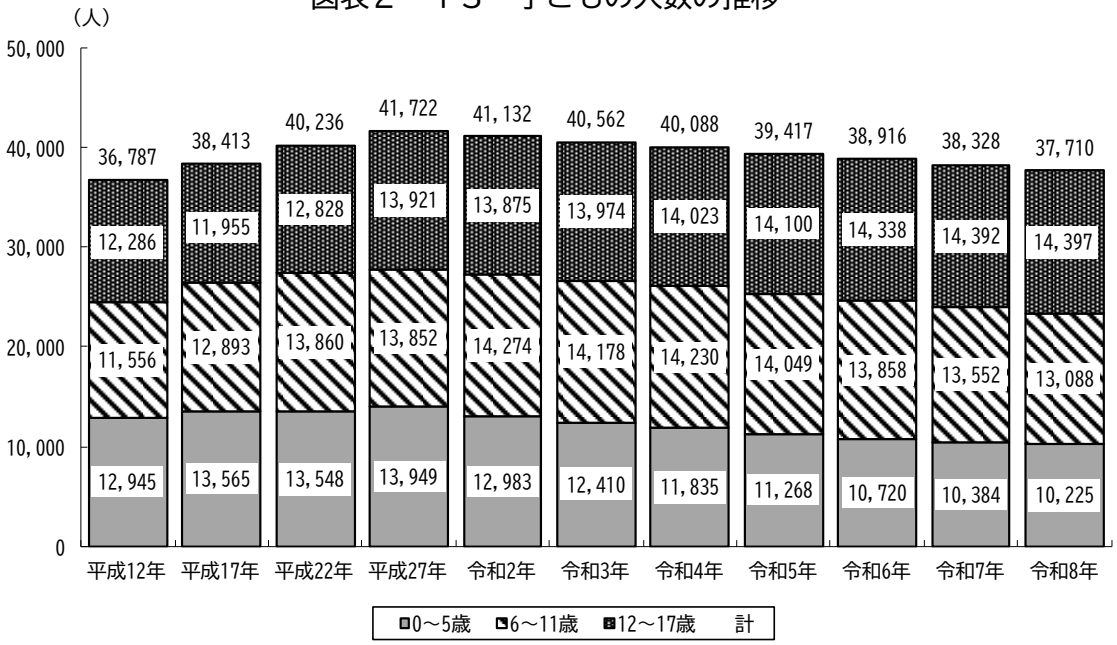

出典：府中市「住民基本台帳」（各年１月１日）

②　合計特殊出生率

本市の令和６年時点の合計特殊出生率は、１．０４です。東京都の平均に比べると高い値で推移していますが、全国平均に比べると低い値で推移しています。

図表２－１４　合計特殊出生率の推移（府中市、東京都及び国）

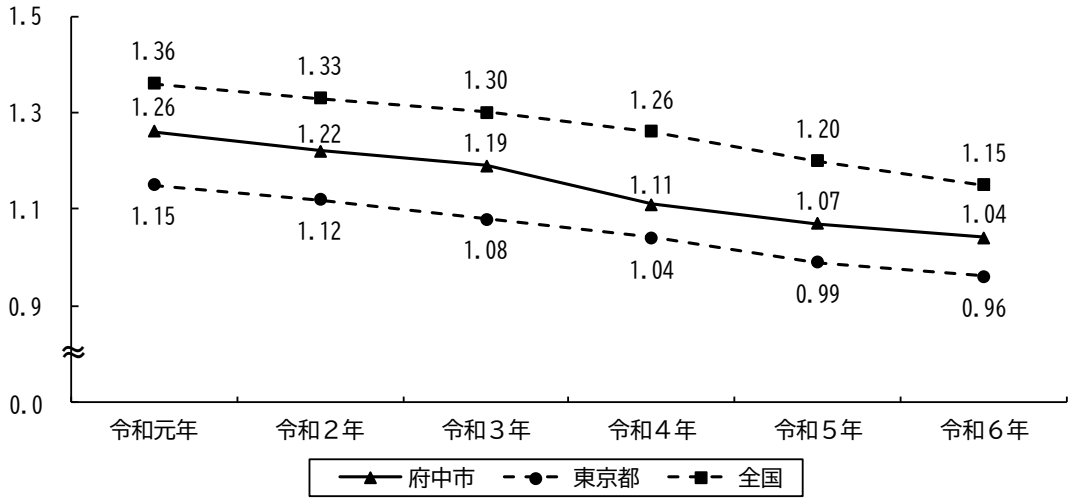

出典：東京都「人口動態統計」

③　ひとり親世帯

本市のひとり親世帯は、平成２２年から令和２年までは２，４００世帯前後で推移していましたが、令和７年にかけて減少しています。令和７年時点のひとり親の世帯数は、１，６２２世帯で、その内訳は、母親と子どもから成る世帯が１，４９９世帯、父親と子どもから成る世帯が１２３世帯となっています。

図表２－１５　ひとり親世帯数の推移

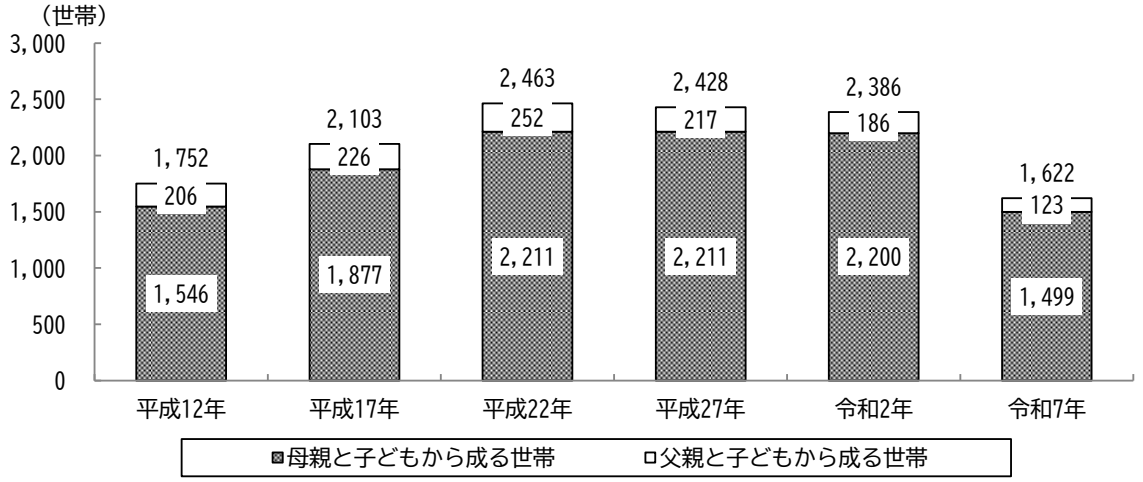

※18歳未満親族のいる一般世帯

出典：総務省「国勢調査」（各年１０月１日）

（５）市民生活に関する現状

＜要点＞
・生活保護世帯数及び人員は、令和３年度以降微減傾向である。
・外国人住民は令和５年以降増加傾向である。
・自治会加入割合は年々減少し、令和７年度に５０％未満となっている。
・市民活動センター「プラッツ」の登録団体数及び来館者数並びに文化センターの利用者数は令和２年度に大幅に減少したが、令和３年度以降増加傾向である。

①　労働力率

本市の男性の労働力率は、２５歳から５９歳では９割を超えています。女性の労働力率は３０歳代で低下し、４０歳代で上昇するいわゆるM字カーブを描いています。東京都の平均値と比較すると、本市のM字の谷の方が深くなっています。

図表２－１６　令和２年の男女別１５歳以上年齢階級別労働力率

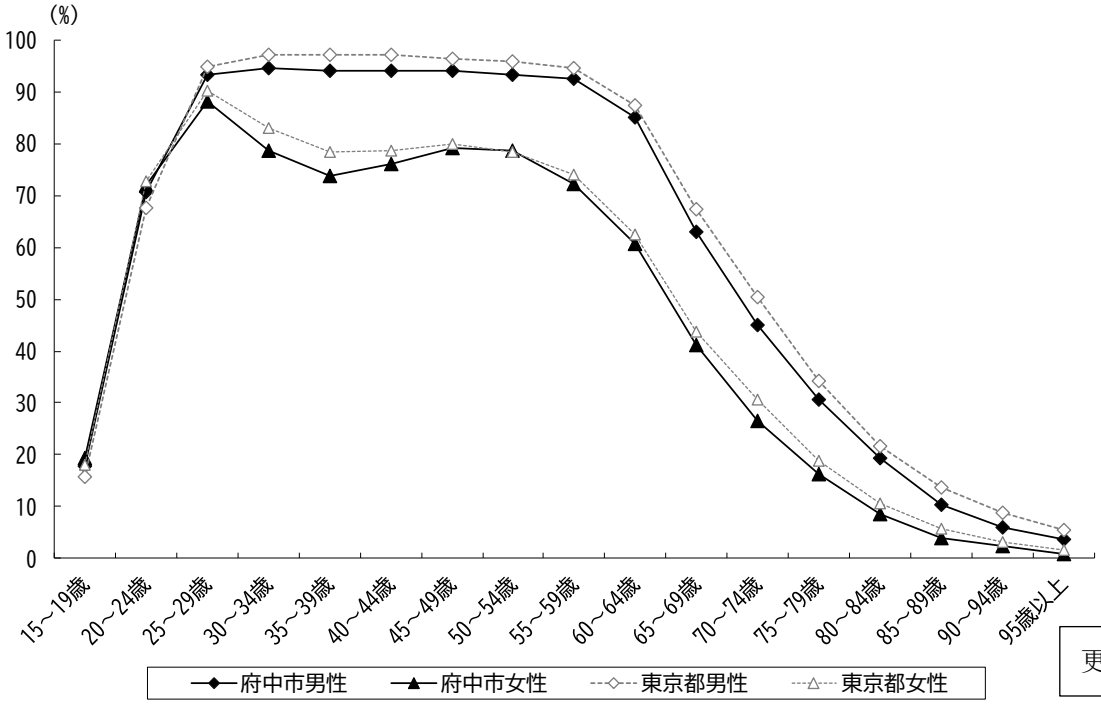

更新予定

（単位：%）

区分		15～19 歳	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳	55～59 歳
府中市	男性	17.8	70.8	93.3	94.6	94.0	94.0	94.1	93.4	92.5
	女性	19.4	72.0	88.1	78.7	73.7	76.1	79.2	78.6	72.2
東京都	男性	15.7	67.7	94.8	97.1	97.2	97.1	96.5	95.8	94.5
	女性	18.1	72.7	90.3	83.0	78.4	78.6	79.9	78.5	74.1

区分		60～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85 歳以上	90～94 歳	95 歳以上
府中市	男性	85.1	62.9	45.0	30.7	19.4	10.2	6.0	3.7
	女性	60.6	41.2	26.6	16.2	8.5	3.9	2.3	0.7
東京都	男性	87.5	67.3	50.5	34.3	21.6	13.6	8.7	5.4
	女性	62.5	43.8	30.6	18.8	10.5	5.6	3.3	1.6

出典：総務省「国勢調査」（令和２年１０月１日）

②　生活保護世帯及び人員

本市の生活保護世帯数及び人員は、令和３年度以降、微減傾向です。令和７年度末の生活保護世帯数及び人員は、３，９２１世帯及び４，７５３人で、保護率（※）は、１８．０‰です。

世帯類型別被保護世帯は、一貫して高齢者世帯が最も多い状況です。

※　保護率：人口に対する保護人員の割合。１，０００人当たりの比率であるパーミルで表す。
（保護人員／推計人口）×１，０００（単位　‰）

図表２－１７　生活保護世帯数及び人員の推移

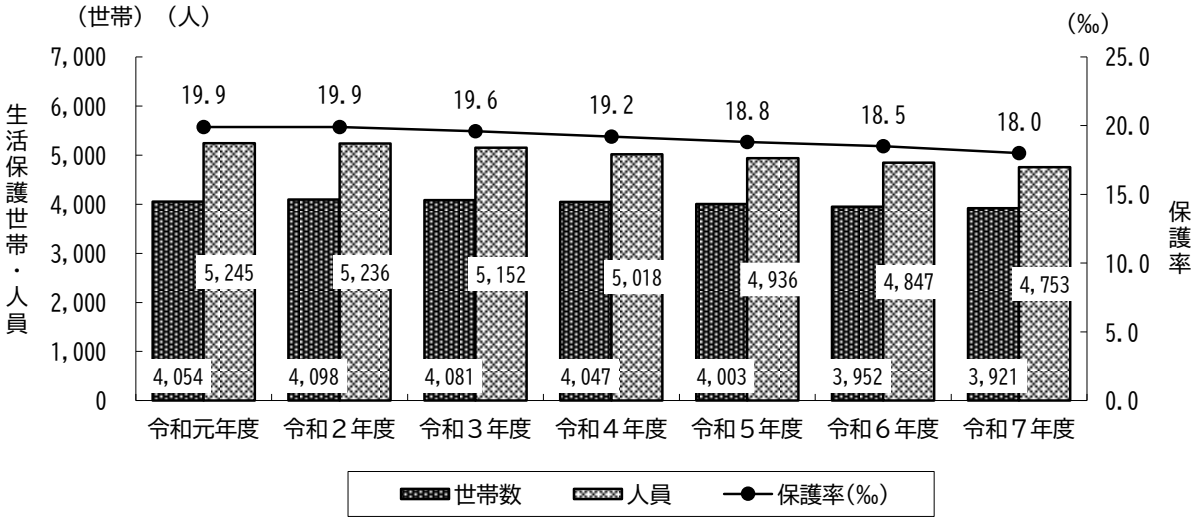

出典：府中市「統計書」（各年度３月３１日）

図表２－１８　世帯類型別被保護世帯数の推移

更新予定

（単位：世帯）

区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
高齢者世帯	1,943	1,926	1,922	1,947	1,930	1,908	
母子世帯	285	276	249	231	218	200	
傷病者世帯	499	462	447	413	394	393	
障害者世帯	378	386	368	358	362	362	
その他世帯	898	1,004	1,058	1,060	1,060	1,062	

※　停止世帯を除く

出典：府中市「統計書」（各年度３月３１日）

③　外国人住民

外国人住民は、令和２年から令和４年にかけて減少しましたが、令和５年以降は増加傾向にあり、令和７年１月１日時点では、６，５７７人で、総人口に占める割合は２．５２％です。

図表２－１９　外国人住民の推移

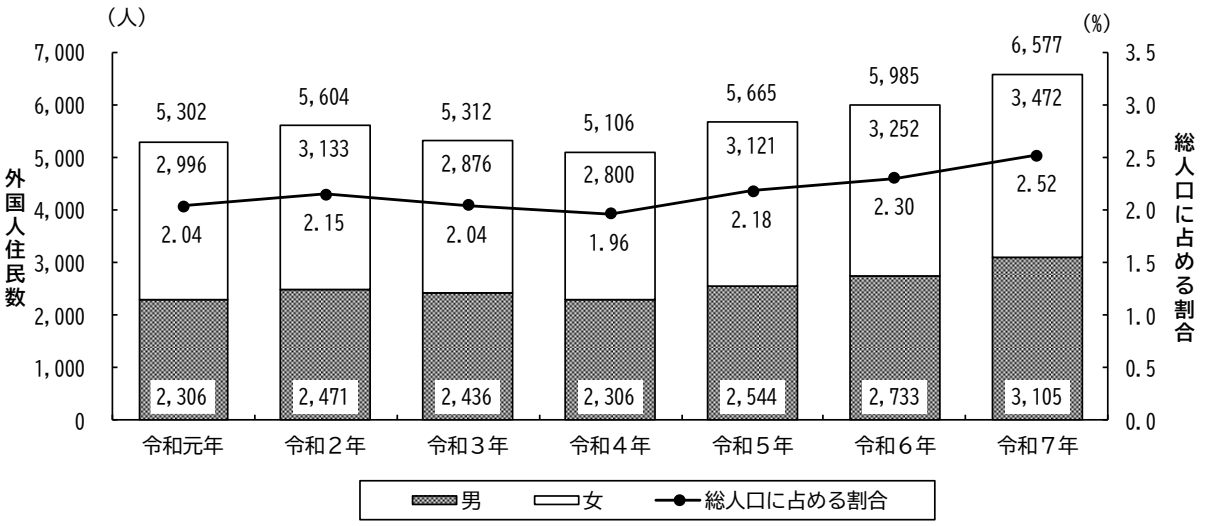

出典：府中市「統計書」（各年１月１日）

④　自治会・町会等

本市には、令和７年４月１日時点で３７９の自治会があり、６万５，２４４世帯が加入しています。加入世帯数を総世帯数で割った加入割合は、４９．６％と５０％未満となっています。

図表２－２０　届出自治会数・加入世帯数の推移

区分	届出自治会数	加入世帯数	総世帯数	加入割合
令和元年度	396	70,318	125,089	56.2%
令和２年度	393	69,452	126,607	54.9%
令和３年度	391	68,819	127,832	53.8%
令和４年度	390	68,045	128,288	53.0%
令和５年度	386	66,845	128,763	51.9%
令和６年度	383	66,081	130,070	50.8%
令和７年度	379	65,244	131,430	49.6%

出典：府中市「地域コミュニティ課資料」（各年度４月１日）
※世帯数は府中市「住民基本台帳」（各年度１月１日）

⑤　市民活動

◆市民活動センター「プラッツ」の登録団体、来館者数

市民活動センター「プラッツ」の登録団体数、来館者数は、令和元年度から令和２年度にかけて減少しましたが、令和３年度以降増加傾向にあります。令和７年度では、登録団体数は４８３団体、来館者数は９０万６４人です。

図表２－２１　市民活動センター「プラッツ」登録団体と来館者数の推移

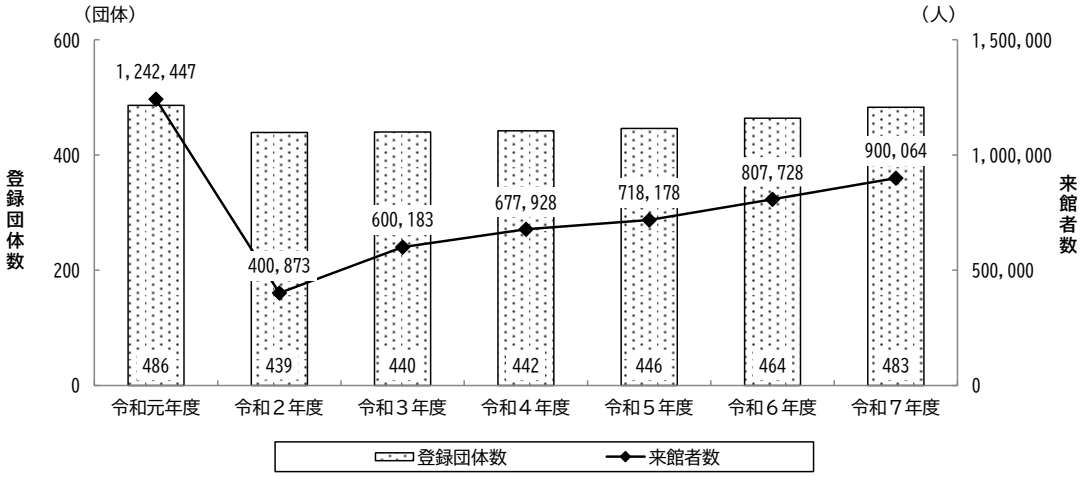

※　令和２年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設の利用を制限した。

出典：府中市「統計書」

◆ＮＰＯ法人

市内のＮＰＯ法人数は、令和７年１１月末現在で９４法人であり、活動の分野は、「保健・医療・福祉」及び「ＮＰＯ団体への助言・援助」が最も多くなっています。

図表２－２２　府中市内のＮＰＯ法人数の推移　（単位：法人）

区分		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
ＮＰＯ法人数		**93**	**91**	**95**	**101**	**97**	**97**	**94**
活動の分野	保健・医療・福祉	50	49	53	60	58	57	54
	社会教育	51	50	53	57	53	52	52
	まちづくり	28	28	29	31	29	31	32
	観光	4	5	5	5	5	5	5
	農山漁村・中山間地域	1	2	2	2	2	2	2
	学術・文化・芸術・スポーツ	37	37	39	40	36	33	33
	環境保全	17	17	17	18	17	18	19
	災害救援	6	7	7	8	7	6	5
	地域安全	11	12	13	14	13	12	11
	人権擁護・平和推進	15	14	16	18	18	20	18
	国際協力	20	20	20	22	22	21	19
	男女共同参画	7	8	9	12	11	12	11
	子どもの健全育成	50	50	54	59	57	56	54
	情報化社会	15	16	15	13	12	11	5
	科学技術	3	4	3	3	3	2	2
	経済活動活性化	14	15	12	13	12	11	10
	職業能力開発・雇用機会拡充	29	30	31	32	30	26	24
	消費者保護	5	6	5	5	5	5	6
	ＮＰＯ団体への助言・援助	54	54	57	59	58	57	59

※　活動の分野は複数選択を可としています。

出典：「多摩・島しょ地域データブック～多摩・島しょ地域主要統計表」
東京都生活文化スポーツ局資料「認証ＮＰＯ法人一覧」（東京都生活文局ホームページ確認）より
（公財）東京市町村自治調査会作成（令和６年以外は１１月末現在、令和６年は１２月末現在）

⑥　文化センターの利用状況

１１文化センターの合計の児童館利用者数及び高齢者福祉館利用者数は、令和元年度から令和２年度にかけて大幅に減少しましたが、令和３年度以降増加傾向にあります。施設稼働回数は令和５年度以降５６，０００回台となっています。

令和７年度の各文化センターの高齢者福祉館利用者数、施設稼働回数は中央文化センターが最も多くなっています。児童館利用者数は、住吉文化センターが最も多くなっています。

図表２－２３　文化センターの利用状況

年度	中央文化センター			白糸台文化センター			西府文化センター		
	児童館利用者数（人）	高齢者福祉館利用者数（人）	施設稼働回数（回）	児童館利用者数（人）	高齢者福祉館利用者数（人）	施設稼働回数（回）	児童館利用者数（人）	高齢者福祉館利用者数（人）	施設稼働回数（回）
令和元年度	22,107	24,726	12,341	21,788	23,168	5,511	35,901	19,587	4,837
令和２年度	2,147	2,227	5,695	3,017	1,588	2,662	1,541	506	2,334
令和３年度	3,661	1,689	7,455	5,305	731	3,678	5,843	1,051	3,210
令和４年度	3,639	3,300	10,821	6,649	1,719	4,936	6,856	2,627	4,460
令和５年度	5,833	3,660	11,405	7,991	1,929	5,219	9,185	2,408	4,749
令和６年度	6,183	4,847	11,471	9,273	1,989	5,041	11,068	1,833	4,559
令和７年度	6,990	4,709	11,520	9,319	2,438	5,189	12,763	1,602	4,515

年度	武蔵台文化センター			新町文化センター			住吉文化センター		
	児童館利用者数（人）	高齢者福祉館利用者数（人）	施設稼働回数（回）	児童館利用者数（人）	高齢者福祉館利用者数（人）	施設稼働回数（回）	児童館利用者数（人）	高齢者福祉館利用者数（人）	施設稼働回数（回）
令和元年度	18,626	22,941	4,165	13,438	14,539	4,616	14,339	10,978	5,647
令和２年度	2,593	586	2,002	1,282	688	2,651	2,856	1,281	2,724
令和３年度	4,884	905	2,790	1,964	958	3,294	4,663	1,306	3,911
令和４年度	4,781	2,165	3,872	2,061	2,437	4,328	7,946	4,154	5,310
令和５年度	5,716	2,274	3,855	3,511	2,598	4,259	10,116	4,761	5,481
令和６年度	7,418	2,685	3,766	5,397	3,164	4,349	11,291	4,258	5,386
令和７年度	9,031	2,746	3,768	6,454	3,264	4,253	12,773	3,879	5,436

年度	是政文化センター			紅葉丘文化センター			押立文化センター		
	児童館利用者数（人）	高齢者福祉館利用者数（人）	施設稼働回数（回）	児童館利用者数（人）	高齢者福祉館利用者数（人）	施設稼働回数（回）	児童館利用者数（人）	高齢者福祉館利用者数（人）	施設稼働回数（回）
令和元年度	19,780	12,616	4,583	18,661	20,481	5,592	18,392	8,005	3,420
令和２年度	2,245	892	2,059	2,690	425	2,594	1,323	630	1,770
令和３年度	4,132	1,326	2,893	5,090	401	3,582	2,476	708	2,420
令和４年度	5,475	2,864	4,071	6,893	690	5,323	2,739	1,720	3,206
令和５年度	6,676	3,110	4,340	9,136	671	5,430	2,829	1,675	3,377
令和６年度	7,588	3,348	4,402	8,310	731	5,165	3,627	1,281	3,504
令和７年度	8,958	2,439	4,285	8,616	1,317	5,216	4,189	1,163	3,630

年度	四谷文化センター			片町文化センター			合計		
	児童館利用者数（人）	高齢者福祉館利用者数（人）	施設稼働回数（回）	児童館利用者数（人）	高齢者福祉館利用者数（人）	施設稼働回数（回）	児童館利用者数（人）	高齢者福祉館利用者数（人）	施設稼働回数（回）
令和元年度	12,854	6,099	2,618	22,343	20,717	6,595	218,229	183,857	59,925
令和２年度	2,302	787	1,210	1,793	920	3,071	23,789	10,530	28,772
令和３年度	3,547	1,020	1,782	3,926	997	4,301	45,491	11,092	39,316
令和４年度	3,204	2,316	2,359	4,063	1,937	6,098	54,306	25,929	54,784
令和５年度	3,843	2,919	2,508	4,575	1,316	6,156	69,411	27,321	56,779
令和６年度	5,065	3,890	2,582	4,977	1,249	6,033	80,197	29,275	56,258
令和７年度	3,795	4,359	2,824	5,581	1,545	5,925	88,469	29,461	56,561

※　令和２年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一般開放施設（児童館・高齢者福祉館）並びに予約貸出施設の利用を制限した。

出典：府中市「統計書」

（６）相談及び支援等に関する現状

＜要点＞
・令和４年度に開設した福祉総合相談では、障害者福祉関係の相談が多い。
・障害者虐待、児童虐待の相談件数は増加傾向である。
・地域福祉コーディネーターの増員に伴い、相談実績、困りごと相談会対応件数も増加している。

①　福祉総合相談

福祉総合相談窓口は、令和４年度より福祉や生活の困りごとを対応する相談窓口として、生活福祉課に再編され、令和５年８月からの新庁舎業務開始後は、市役所おもや１階に設置されています（令和８年度からは地域福祉推進課所管）。福祉に関する制度や困りごとの種類にかかわらず、様々な不安や困りごとをいったん受け止め、内容に応じて適切な支援機関や相談窓口につなぐとともに、関係機関と連携しながら解決に向けて支援を行う窓口です。相談件数は令和５年度が482件、令和６年度が286件、令和７年度が297件となっており、内訳をみると、障害者福祉関係の相談が多くなっています。その他の分野としては、高齢者福祉・介護保険や地域福祉に関する相談など、多岐にわたる相談に対応しています。

図表２－２４　福祉総合相談件数の推移

（件）

分野	令和５年度（８月～）	令和６年度	令和７年度
地域福祉	69	57	38
生活困窮・生活保護	50	17	25
高齢者福祉・介護保険	36	36	46
障害者福祉	163	66	90
その他	164	110	98
合計	482	286	297

②　高齢者

◆総合相談

高齢者支援課の総合相談への相談者数は、令和４年度から令和６年度までにかけては減少傾向にありましたが、令和７年度には増加し、令和７年度の相談者数は、４，５１０人です。相談者の内訳は、「地域包括支援センター」が最も多く、次いで「本人」、「介護サービス事業者・高齢福祉関係機関」と続いています。

また、令和７年度の相談内容は、「高齢者虐待」が最も多く、次いで「高齢者日常生活相談」、「成年後見制度」と続いています。高齢者虐待に関する相談件数は、令和７年度は１，７１６件で、令和元年度以降で最も多くなっています。

図表２－２５　総合相談業務の相談件数の推移（相談者の内訳）

（単位：人）

相談者区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
本人	609	804	813	563	758	445	523
同居親族	260	404	416	513	400	256	258
別居親族	403	398	486	683	452	249	307
近隣・知人	90	67	62	81	88	89	94
地域包括支援センター	1,061	1,148	1,994	2,072	1,432	1,392	1,620
ケアマネジャー	147	89	58	51	105	174	113
介護サービス事業者・高齢福祉関係機関	158	179	185	169	228	145	386
社会福祉協議会	87	89	71	273	42	196	19
成年後見人	35	21	17	12	183	42	182
民生委員・児童委員	11	10	2	6	3	2	6
障害者関係機関（施設）	13	15	18	20	21	17	101
地域関係機関（銀行・商店等）	55	59	11	32	3	12	16
医療機関	132	149	213	81	177	154	231
市関係課	222	233	148	225	111	319	350
警察・消防	35	131	63	145	109	117	169
その他官公庁	62	56	89	79	31	79	66
その他	31	88	33	12	9	36	69
合計	3,411	3,940	4,679	5,017	4,152	3,724	4,510

出典：府中市「高齢者支援課資料」

図表２－２６　総合相談業務の相談件数の推移（相談内容の内訳）

（単位：件）

相談区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
高齢者日常生活相談	207	484	448	606	866	671	363
高齢者住宅相談	179	165	193	105	169	130	138
高齢者施設相談	426	580	624	344	366	260	250
介護（保険）サービス	229	153	113	424	325	335	268
高齢福祉サービス	122	144	311	169	312	218	234
介護予防・地域支援事業	6	12	0	3	27	39	73
在宅療養	10	26	85	64	45	33	13
医療機関	201	67	11	61	22	138	158
認知症	279	369	544	409	285	210	239
精神疾患	266	127	112	105	52	93	207
高齢者虐待	520	758	980	1,420	922	1,126	1,716
成年後見制度	199	210	269	291	237	226	334
消費者被害	8	13	3	9	2	3	10
熱中症に関すること	11	28	4	143	18	3	17
生活保護	153	85	24	86	61	263	193
障害者福祉施策	33	18	6	18	22	26	50
ひとり親家庭･DV･子ども	33	23	26	7	2	6	29
見守り相談	85	368	550	253	422	160	106
緊急対応・安否確認	91	205	297	266	147	67	138
震災関係	8	0	1	30	3	0	0
その他相談	211	381	226	155	180	174	169
合計	3,277	4,216	4,827	4,968	4,485	4,181	4,705

出典：府中市「高齢者支援課資料」

◆高齢者虐待

地域包括支援センター等関係機関との連携による高齢者虐待の通報・相談件数について、養護者による高齢者虐待は、虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例が令和元年度から令和７年度の７年間で計４２６件となっています。養介護施設従事者等による高齢者虐待は、虐待の事実が認められた事例が令和７年度は６件と多くなっています。

図表２－２７　養護者による高齢者虐待

（件数）

内訳	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
通報・相談件数	78	110	117	136	141	131	185
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	48	69	44	38	36	69	122
虐待ではないと判断した事例	1	4	8	4	12	3	11
虐待の判断に至らなかった事例	29	35	65	94	93	39	40
事実確認中の事例						20	12

※高齢者虐待に準ずるもの（セルフ・ネグレクト、被虐待者が 65 歳未満）は除く。

出典：府中市「高齢者支援課資料」

図表２－２８　養介護施設従事者等による高齢者虐待

（件数）

内訳	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
通報件数	2	6	8	14	9	8	10
虐待の事実が認められた事例	1	1	1	0	1	2	6
虐待の事実が認められなかった事例	0	3	1	0	0	1	2
虐待の事実の判断に至らなかった事例	1	2	0	1	3	4	1
事実確認中の事例			6	13	5	1	1

出典：府中市「高齢者支援課資料」

③　障害者

地域生活支援センター「み～な」、「あけぼの」、「プラザ」及び「ふらっと」において実施している委託相談支援事業の令和７年度の相談件数は、１万８，０２５件です。

また、障害者虐待防止センター（本市障害者福祉課）に寄せられた障害者虐待に関する相談件数は令和７年度が９０件で、令和５年度以降は９０件前後で推移しています。

図表２－２９　委託相談支援事業（相談件数）の推移

（単位：件）

年度	相談件数
令和元年度	16,626
令和２年度	15,592
令和３年度	13,673
令和４年度	12,546
令和５年度	17,286
令和６年度	20,817
令和７年度	18,025

出典：府中市「障害者福祉課資料」

図表２－３０　障害者虐待に関する相談件数の推移

（単位：件）

年度	相談件数
令和元年度	25
令和２年度	18
令和３年度	27
令和４年度	66
令和５年度	95
令和６年度	87
令和７年度	90

出典：府中市「障害者福祉課資料」

※令和２年度以降：府中市障害者計画推進協議会資料「障害者計画進行管理一覧表」から

④　子ども・子育て

市の総合相談事業における新規相談受理件数は令和２年度以降増加しており、令和６年度を除き１，６００～１，７００件台で推移しています。

相談の内訳をみると、一貫して養育困難が最も多く、次いで児童虐待、育児相談となっています。なお、児童虐待の件数は、令和５年度以降増加傾向です。

図表２－３１　子どもと家庭に関する総合相談の新規相談受理件数の推移

（単位：件）

区分	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度
児童虐待	376	401	487	389	503	502	581
養育困難	548	985	1,087	1,004	931	794	868
育児相談	142	131	88	110	95	74	59
育成	62	56	58	61	69	58	60
不登校	12	9	4	18	15	3	7
障害等	8	19	4	14	13	11	6
保健相談	43	32	21	19	8	8	10
非行等	3	3	1	1	1	0	1
その他	53	31	22	30	33	33	39
合計	1,247	1,667	1,772	1,646	1,668	1,483	1,631

出典：府中市「子ども家庭支援課資料」

⑤　生活困窮者

生活福祉課の暮らしとしごとの相談コーナーでは、暮らしや仕事の困りごとについて相談支援を実施しており、一人一人の状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成し、就労支援、家計相談支援、子どもの学習・生活支援、住まいの確保に向けた支援等を行っています。

相談件数は、令和５年度以降２，１００件台（うち新規が５００件前後）で推移しています。

図表２－３２　生活困窮者の支援に関する事業等の推移

区分		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
暮らしと仕事の相談コーナー	相談件数	2,176 件	3,283 件	2,078 件	2,710 件	2,178 件	2,169 件	2,145 件
	（うち新規）	(624 件)	(1,243 件)	(670 件)	(527 件)	(481 件)	(487 件)	(503 件)
	就労支援利用件数	116 件	300 件	335 件	192 件	99 件	114 件	137 件
家計改善支援事業	延相談件数	599 件	800 件	642 件	563 件	434 件	408 件	549 件
	利用件数	56 件	117 件	98 件	59 件	55 件	70 件	87 件
子どもの学習・生活支援事業	登録者数	77 人	68 人	60 人	46 人	56 人	58 人	63 人
住居確保給付金支給事業	申請件数	16 件	641 件	135 件	57 件	16 件	5 件	11 件
	支給月数	延べ49 月	1,739 月	451 月	173 月	56 月	12 月	33 月
一時生活支援事業	利用件数	6 件	9 件	7 件	4 件	4 件	6 件	10 件
就労準備支援事業	利用者数	21 人	22 人	20 人	23 人	24 人	19 人	16 人
	延相談件数	471 件	735 件	476 件	751 件	662 件	594 件	320 件
	延セミナー等参加者数	107 人	76 人	91 人	165 人	227 人	201 人	95 人
ホームレス巡回相談	相談件数	2,834 件	1,721 件	1,980 件	2,344 件	2,043 件	1,426 件	1306 件
	年度末人数	13 人	11 人	17 人	14 人	11 人	12 人	7 人
自立支援金支給事業	支給件数	－	－	175 件	36 件	－	－	－
	再支給件数	－	－	41 件	43 件	－	－	－
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	支給件数	－	－	18,131 件	8,129 件	－	－	－
価格高騰緊急支援給付金	支給件数	－	－	－	24,868 件	－	－	－
住民税非課税世帯等価格高騰重点支援給付金	支給件数					24,055 件	－	－
住民税非課税世帯等物価高騰対応重点支援給付金	支給件数					23,728 件	21,935 件	1,598 件

出典：府中市「統計書」

⑥　女性問題相談

男女共同参画センター「フチュール」が実施している家庭、子育て、配偶者等からの暴力（ＤＶ）、生き方等の女性に関わる日常の悩みごとに関する相談の令和７年度の相談件数は、１，１４６件です。

図表２－３３　女性問題相談の相談件数の推移

（単位：件）

年度	総数	面接相談	電話相談
令和元年度	1,098	287	811
令和２年度	928	91	837
令和３年度	1,294	132	1,162
令和４年度	1,492	282	1,210
令和５年度	1,283	257	1,026
令和６年度	1,113	269	844
令和７年度	1,146	310	836

出典：府中市「統計書」

⑦　民生委員・児童委員による支援

本市の民生委員・児童委員の定数は、１９１人（令和７年１２月１日～）です。令和７年度の相談・支援件数は、２，３８５件で、相談内容は、「日常的な支援」が最も多く、次いで「子どもの地域生活」、「子どもの教育・学校生活」、「生活環境」と続いています。

図表２－３４　民生委員・児童委員の相談・支援件数の推移（内容別）

（単位：件）

相談・支援内容	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
在宅福祉	131	97	104	136	98	87	147
介護保険	93	67	51	69	52	63	55
健康・保健医療	287	198	341	197	205	218	164
子育て・母子保健	102	96	108	82	83	64	75
子どもの地域生活	156	105	83	90	112	134	227
子どもの教育・学校生活	146	135	156	119	140	185	225
生活費	67	69	53	62	72	55	139
年金・保険	21	12	8	8	2	20	2
仕事	17	12	11	11	12	19	19
家族関係	148	124	171	155	188	157	134
住居	62	69	69	60	57	66	63
生活環境	167	145	154	151	130	225	192
日常的な支援	346	338	276	325	252	332	358
その他	860	587	489	610	574	641	585
合計	2,603	2,054	2,074	2,075	1,977	2,266	2,385

出典：府中市「地域福祉推進課資料」

⑧　地域福祉コーディネーターによる支援

令和３年度から全ての福祉エリアに地域福祉コーディネーターを配置しています。そして、令和８年度は統括１名、エリアリーダー３名、拠点２２名の２６名体制となっています。

それに伴い、相談実績、困りごと相談会対応件数も増加傾向にあります。

図表２－３５　地域福祉コーディネーターの配置数

	人数	備考
平成28年度	2名	2圏域に各1名
平成29年度	3名	3圏域に各1名
平成30年度	4名	4圏域に各1名
令和元年度	6名	6圏域に各1名
令和２年度	6名	6圏域に各1名
令和３年度	11名	11圏域に各1名
令和４年度	12名	統括1名、拠点11名
令和５年度	16名	統括1名、エリアリーダー1名、拠点14名
令和６年度	19名	統括1名、エリアリーダー2名、拠点16名
令和７年度	22名	統括1名、エリアリーダー3名、拠点18名
令和８年度	26名	統括1名、エリアリーダー3名、拠点22名

図表２－３６　地域福祉コーディネーター活動実績

（件）

	個別支援								
	相談経路					相談内容			
	訪問	電話	メール	来所	計	関係形成	個別支援	連絡調整	計
令和元年度	999	3,749	－	740	5,488	494	3,447	2,036	5,977
令和２年度	868	3,967	－	640	5,475	346	3,894	1,586	5,826
令和３年度	1,642	4,616	1,177	1,663	9,098	568	6,300	2,624	9,492
令和４年度	2,322	4,866	1,598	1,985	10,771	1,200	6,932	3,500	11,632
令和５年度	2,294	4,468	1,012	2,105	9,879	433	7,415	2,828	10,676
令和６年度	2,907	5,202	838	2,355	11,302	611	9,004	3,285	12,900
令和７年度	2,403	5,871	1,207	3,136	12,617	1,132	9,708	3,442	14,282

※メールの件数は令和３年度より計測

（件）

	地域支援									
	相談経路					相談内容				
	訪問	電話	メール	来所	計	関係形成	立上支援	運営支援	連絡調整	計
令和元年度	1,910	2,150	－	361	4,421	604	383	2,124	1,731	4,842
令和２年度	1,088	3,392	－	343	4,823	171	442	1,931	2,553	5,097
令和３年度	1,918	2,276	3,221	631	8,046	159	120	5,342	2,765	8,386
令和４年度	2,303	2,121	2,588	607	7,619	477	98	5,113	2,586	8,274
令和５年度	3,108	1,672	1,776	944	7,500	139	42	5,690	2,068	7,939
令和６年度	3,783	1,283	2,174	811	8,051	363	60	6,080	3,025	9,528
令和７年度	5,022	1,777	3,208	1,205	11,212	654	49	8,067	4,462	13,232

出典：府中市社会福祉協議会「地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーター活動報告」

図表２－３７　地域福祉コーディネーター相談実績

（人）

	実相談対象者数
令和元年度	687
令和２年度	649
令和３年度	930
令和４年度	1,169
令和５年度	1,482
令和６年度	1,835
令和７年度	2,027

（件）

	相談対象者分類				
	高齢者	障害者	子ども	その他一般	計
令和元年度	1,909	1,388	166	664	4,127
令和２年度	1,800	1,124	173	960	4,057
令和３年度	2,983	1,411	575	1,272	6,241
令和４年度	3,635	939	1,006	1,117	6,697
令和５年度	2,921	1,767	1,741	1,047	7,476
令和６年度	3,620	1,857	784	1,895	8,156
令和７年度	4,599	2,369	140	2,567	9,675

（件）

	相談内容分類										
	暮らし	環境	家族関係	近隣関係	保健・医療	権利擁護	ひきこもり	ボランティア	制度・サービス	その他	計
令和元年度	1,633	94	165	237	446	54	58	707	340	373	4,107
令和２年度	1,845	124	166	254	452	41	68	479	407	270	4,106
令和３年度	3,622	215	202	288	534	104	89	1,052	459	567	7,132
令和４年度	4,288	159	225	382	345	47	114	1,103	1,018	980	8,661
令和５年度	3,535	387	347	305	695	121	139	1,319	2,262	443	9,553
令和６年度	4,239	720	403	321	1,021	145	130	1,285	2,546	393	11,203
令和７年度	5,449	659	448	395	995	139	135	1,728	1,089	663	11,700

図表２－３８　困りごと相談会対応件数

（件）

	開催回数	延べ相談件数	相談実人員
令和元年度	233	577	273
令和２年度	214	530	242
令和３年度	547	1,380	429
令和４年度	863	1,832	580
令和５年度	1,310	2,909	609
令和６年度	1,869	4,165	847
令和７年度	2,351	6,462	1,219

※半日を１回で集計

出典：府中市社会福祉協議会「地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーター活動報告」

２　成年後見・権利擁護の推進の現状

＜要点＞・市民後見人受任者数は令和５年度以降増加している。

本市は、地域における権利擁護を担う中核的な機関として、権利擁護センターふちゅうを設置し、その運営を府中市社会福祉協議会へ委託しています。同センターでは、成年後見制度を始めとする様々な制度や社会資源を活用することにより、判断能力の不十分な高齢者、障害のある人等が不利益を被ることなく住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるように支援しています。

なお、本市の成年後見制度利用者数は、令和２年以降３７０～３８０件台で推移しています。成年後見関係事件の申立件数は、令和２年以降６０～７０件台で推移しています。また、市民後見人受任者数は、令和５年度以降増加し、令和７年度は２５人となっており、市民後見人が活躍しやすい環境を整えています。

図表２－３９　成年後見制度の利用者数（府中市）

（単位：人）

年	後見	保佐	補助	任意後見	合計
令和元年	281	53	15	9	358
令和２年	304	49	16	9	378
令和３年	294	59	13	8	374
令和４年	295	62	12	8	377
令和５年	293	71	16	7	387
令和６年	284	76	19	9	388
令和７年	282	73	19	8	382

出典：「東京家裁統計情報」を府中市にてデータ加工

図表２－４０　成年後見関係事件の申立件数（府中市）

（単位：件）

年	後見開始	保佐開始	補助開始	任意後見監督人選任	合計
令和元年	40	5	5	1	51
令和２年	52	9	1	0	62
令和３年	52	12	2	0	66
令和４年	56	13	3	1	73
令和５年	53	7	3	0	63
令和６年	47	10	3	3	63
令和７年	57	9	2	2	70

出典：「東京家裁統計情報」を府中市にてデータ加工

図表２－４１　市民後見人受任者数の推移（府中市）

（単位：人）

年度	合計
令和元年度	9
令和２年度	11
令和３年度	10
令和４年度	10
令和５年度	12
令和６年度	18
令和７年度	25

出典：府中市「地域福祉推進課資料」

３　再犯防止の推進の現状

＜要点＞
・令和６年の本市の再犯者率は東京都（警視庁）及び全国を下回っている。

本市（府中警察署管轄区域）の刑法犯総数は、令和２年から２３０～２５０件台で推移しています。再犯者率は令和２年から令和５年までは５０％台で推移していましたが、令和６年は４４．４％に減少し、東京都（警視庁）及び全国を下回っています。

図表２－４２　初犯者・再犯者別検挙人員の推移

【府中警察署】

年	刑法犯総数	初犯者	再犯者	再犯者率
令和２年	254	122	132	52.0%
令和３年	241	117	124	51.5%
令和４年	237	114	123	51.9%
令和５年	235	110	125	53.2%
令和６年	252	140	112	44.4%

【警視庁】

年	刑法犯総数	初犯者	再犯者	再犯者率
令和２年	20,943	10,325	10,618	50.7%
令和３年	19,086	9,277	9,809	51.4%
令和４年	18,931	9,273	9,658	51.0%
令和５年	19,725	9,968	9,757	49.5%
令和６年	20,948	10,982	9,966	47.6%

【全国】

年	刑法犯総数	初犯者	再犯者	再犯者率
令和２年	164,678	81,294	83,384	50.6%
令和３年	159,692	79,883	79,809	50.0%
令和４年	154,033	77,783	76,250	49.5%
令和５年	163,870	83,683	80,187	48.9%
令和６年	169,552	87,857	81,695	48.2%

注１　「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有する者をいう。
注２　犯行時年齢が 20 歳以上の者を計上している。

出典：法務省矯正局提供資料

４　一般市民調査の結果

（１）地域と近所づきあい

①　居住地域の満足度

居住地域の満足度は、《満足》の割合が『（８）買い物などの便利さ』（７２．０％）、『（９）道路や交通機関等の使いやすさ』（６８．４％）で高くなっています。一方、《不満》の割合も『（８）買い物などの便利さ』（１５．４％）、『（９）道路や交通機関等の使いやすさ』（１５．６％）で高くなっています。

※《満足》・・・「満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計

※《不満》・・・「満足していない」と「どちらかといえば満足していない」の合計

図表２－４３　居住地域の満足度（全体）

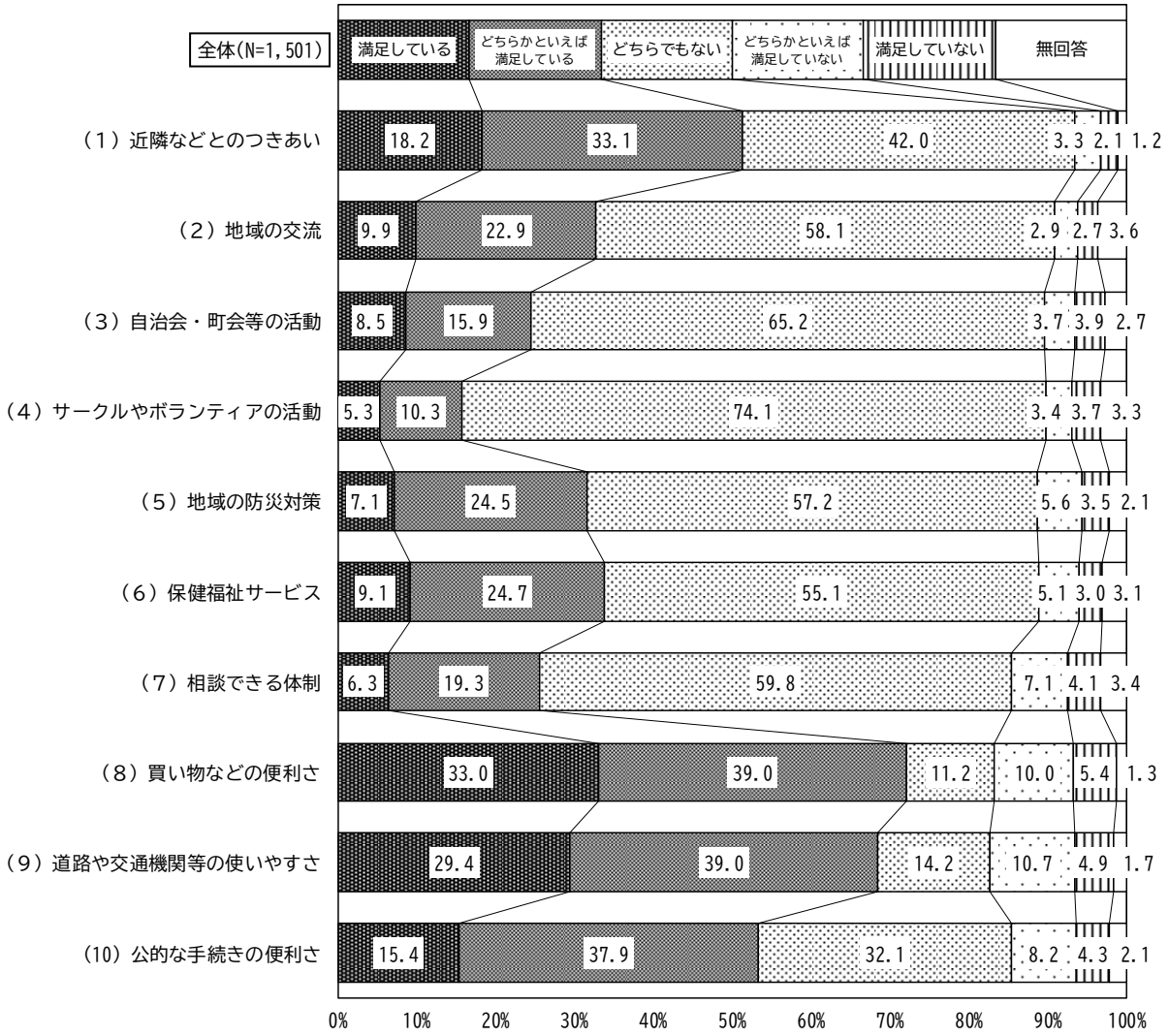

居住地域の満足度について、前回調査と比較すると、『（３）自治会・町会等の活動』、『（２）地域の交流』、『（１）近隣などとのつきあい』で、《満足》の割合がそれぞれ９．５、５．３、５．０ポイントと、５ポイント以上低くなっています。一方、『（１０）公的な手続きの便利さ』では、《満足》が４．４ポイント高くなっています。

図表２－４４　居住地域の満足度（全体）【前回比較】

（１）近隣などとのつきあい

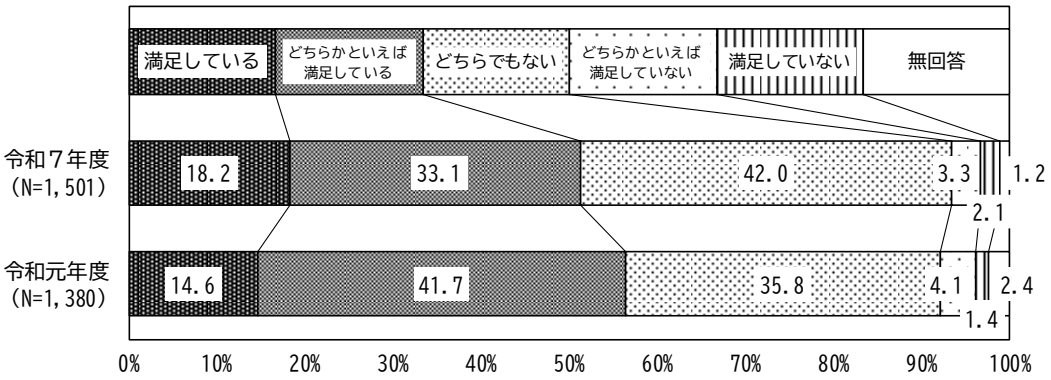

（２）地域の交流

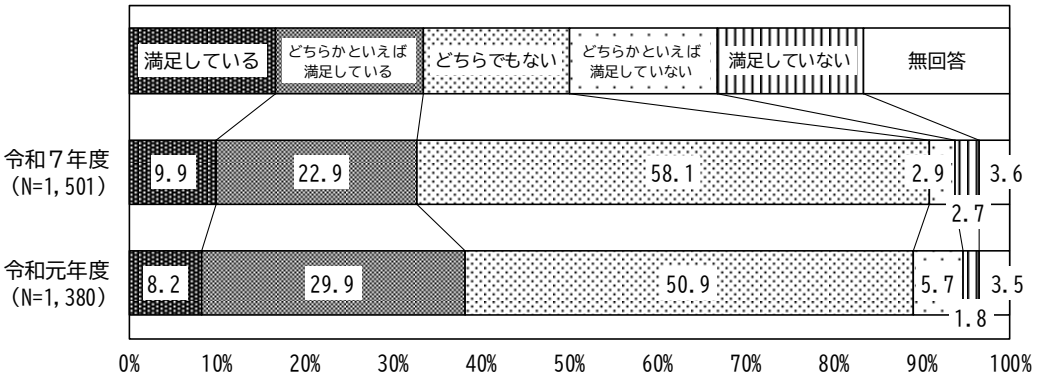

（３）自治会・町会等の活動

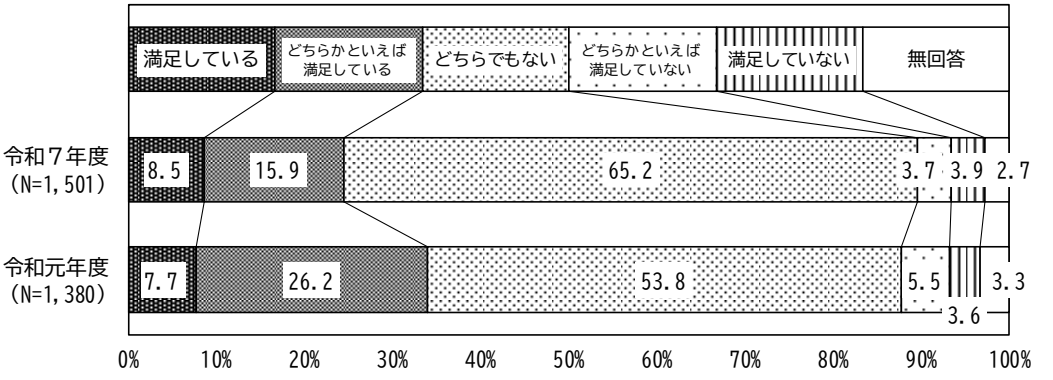

②　近所づきあいの現状

近所づきあいの現状は、「道で会えば、あいさつをする程度の人ならいる」が４２．７％で最も多く、次いで「さしさわりのないことなら、話せる人がいる」が２５．４％、「全く交流はなく、近隣に住む人を知らない」が１１．２％と続いています。

前回調査と比較すると、親しく近所づきあいをしている「個人的なことを相談し合える人がいる」（今回：７．１％、前回：９．３％）と「さしさわりのないことなら、話せる人がいる」（今回：２５．４％、前回：３３．５％）は、いずれも割合が低くなっています。

図表２－４５　近所づきあいの現状（全体）【前回比較】

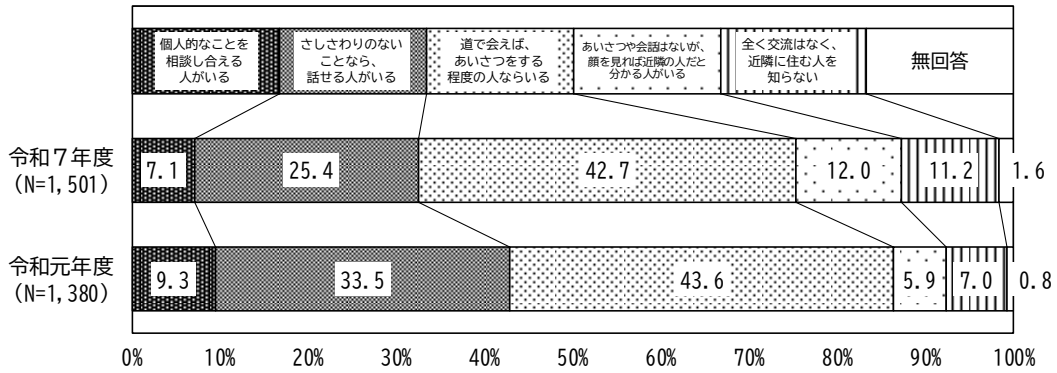

③　近所づきあいのない理由

近所づきあいを（ほぼ）していない人の近所づきあいのない理由は、「普段つきあう機会がないから」（６８．７％）が最も多く、次いで「知り合う機会がないから」（５０．９％）、「あまり関わりを持ちたくないから」（２５．９％）と続いています。

図表２－４６　近所づきあいのない理由（近所づきあいを（ほぼ）していない人：複数回答）

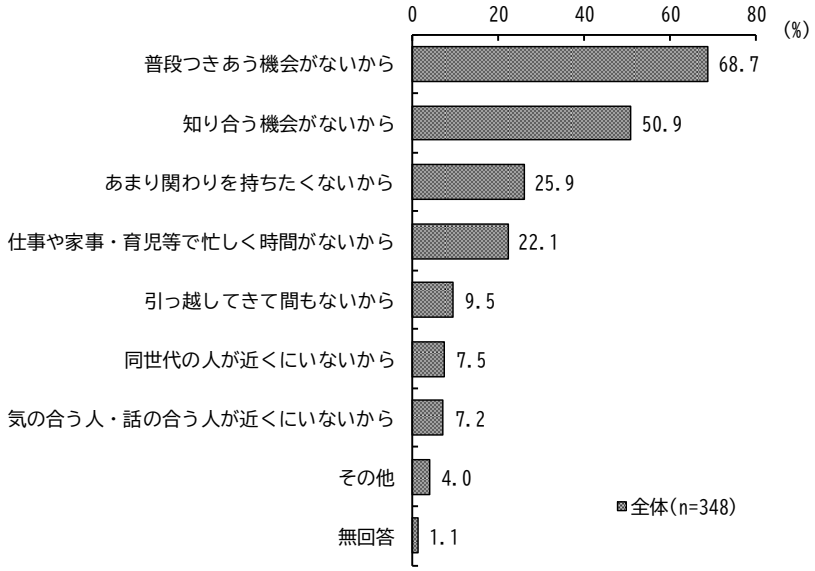

＜課題＞

・地域住民が日ごろから交流する機会、きっかけづくりが必要である。

→関連施策：基本目標１　取組の方針（１）　施策②　地域活動・ボランティア活動の充実（８５ページ）　※以降は「基本目標」、「取組の方針」、「施策」の記載を省略

（２）地域活動・ボランティア活動

①　地域活動・ボランティア活動の取組状況

１７．０%の人が地域での活動やボランティアに取り組んでいます。

取り組んでいる内容としては、「地域のお祭りや運動会などのレクリエーション活動、地域の伝統や文化を伝える活動」（６．４%）が最も多く、次いで「防災訓練や自主防災組織への参加など災害時に備えるための活動」（３．９%）、「地域の環境美化、環境保全・自然保護などの活動」（３．５%）と続いています。

前回調査と比較すると、全ての活動で取り組んでいる割合は前回調査より低くなっており、「取り組んでいるものはない」は７１．４%から８０．１%と８．７ポイント上昇しています。

図表２－４７　地域活動・ボランティア活動の取組状況（活動内容）
（全体：複数回答）【前回比較】

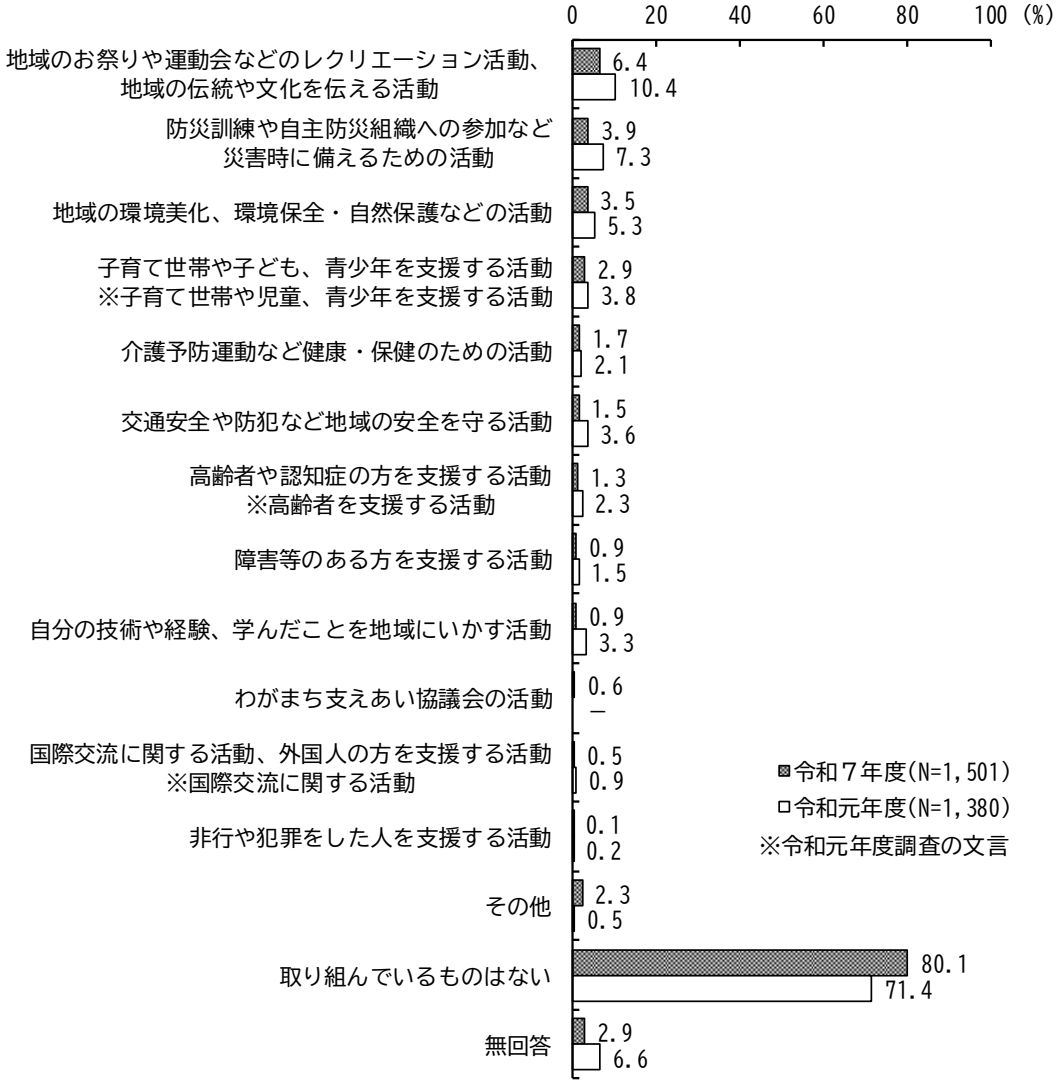

②　地域活動・ボランティア活動をしていない理由

地域活動･ボランティア活動をしていない人の活動をしていない理由は､｢仕事や勉強･家事・育児・介護等で時間がないから｣（４３．３％）が最も多く、次いで「きっかけがないから｣(３１．９％)､｢活動に関する情報がないから｣(１８．７％)と続いています。

図表２－４８　地域活動・ボランティア活動をしていない理由
（地域活動・ボランティア活動をしていない人：複数回答）

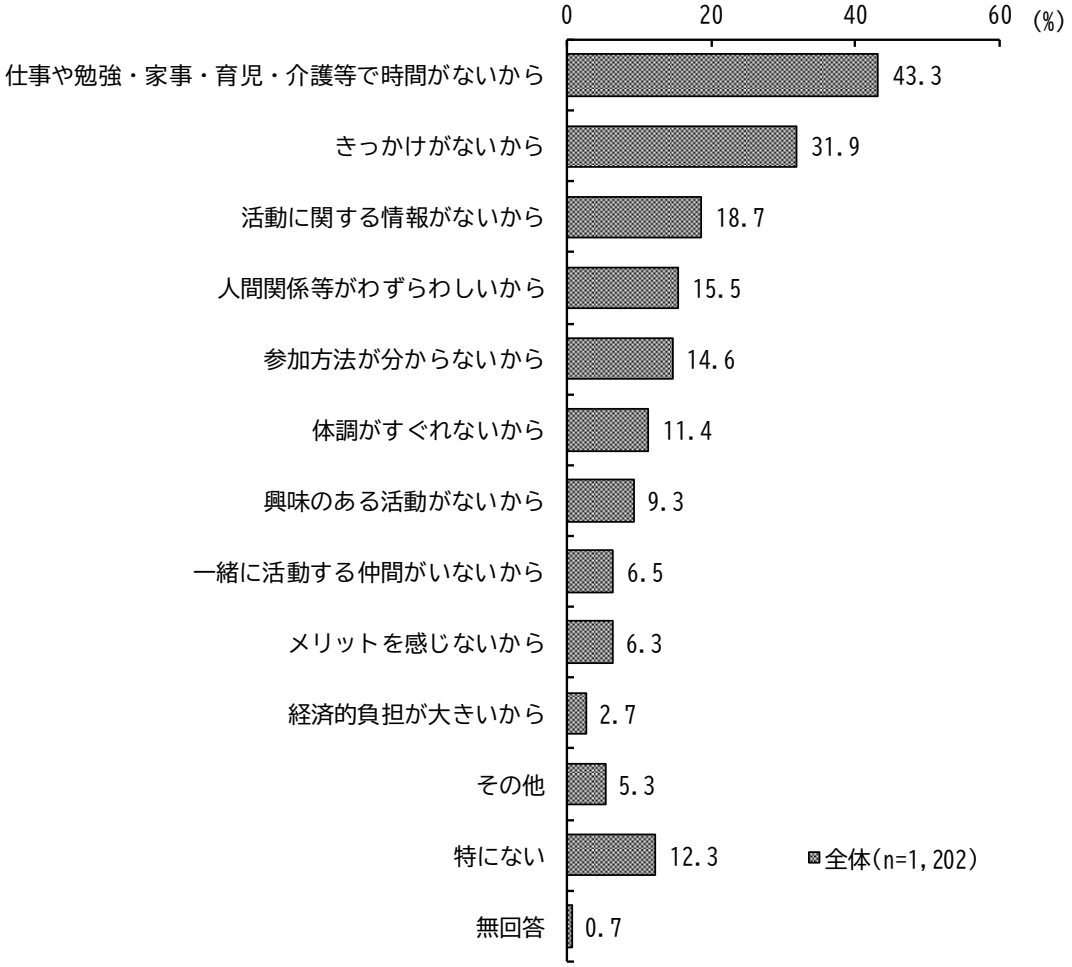

③　地域活動・ボランティア活動の取組意向

地域活動・ボランティア活動の取組意向は、５５．６％の人が今後、何らかの地域活動・ボランティア活動に取り組んでみたいと思っています。

活動では「子育て世帯や子ども、青少年を支援する活動」（１６．１％）が最も多く、「地域の環境美化、環境保全・自然保護などの活動」（１５．７％）、「地域のお祭りや運動会などのレクリエーション活動、地域の伝統や文化を伝える活動」（１３．５％）と続いています。

図表２－４９　地域活動・ボランティア活動の取組意向（活動内容）（全体：複数回答）

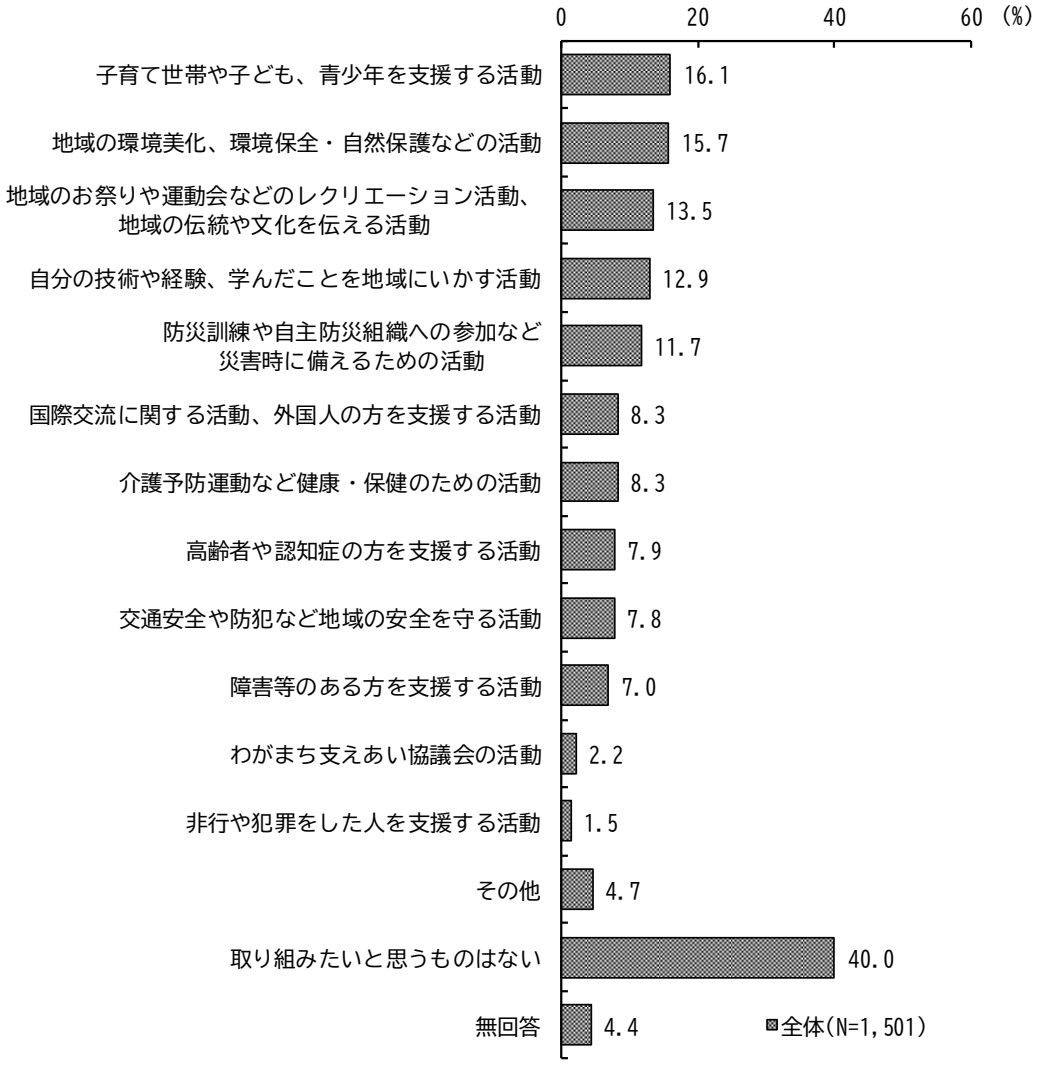

④　ボランティア活動等に参加しやすい条件

ボランティア活動等に参加しやすい条件は、「気軽に参加できる」（３６．２％）が最も多く、次いで「活動時間や曜日を選べる」（２８．８％）、「身近なところで活動できる」（２８．５％）と続いています。

図表２－５０　ボランティア活動等に参加しやすい条件（全体：複数回答）

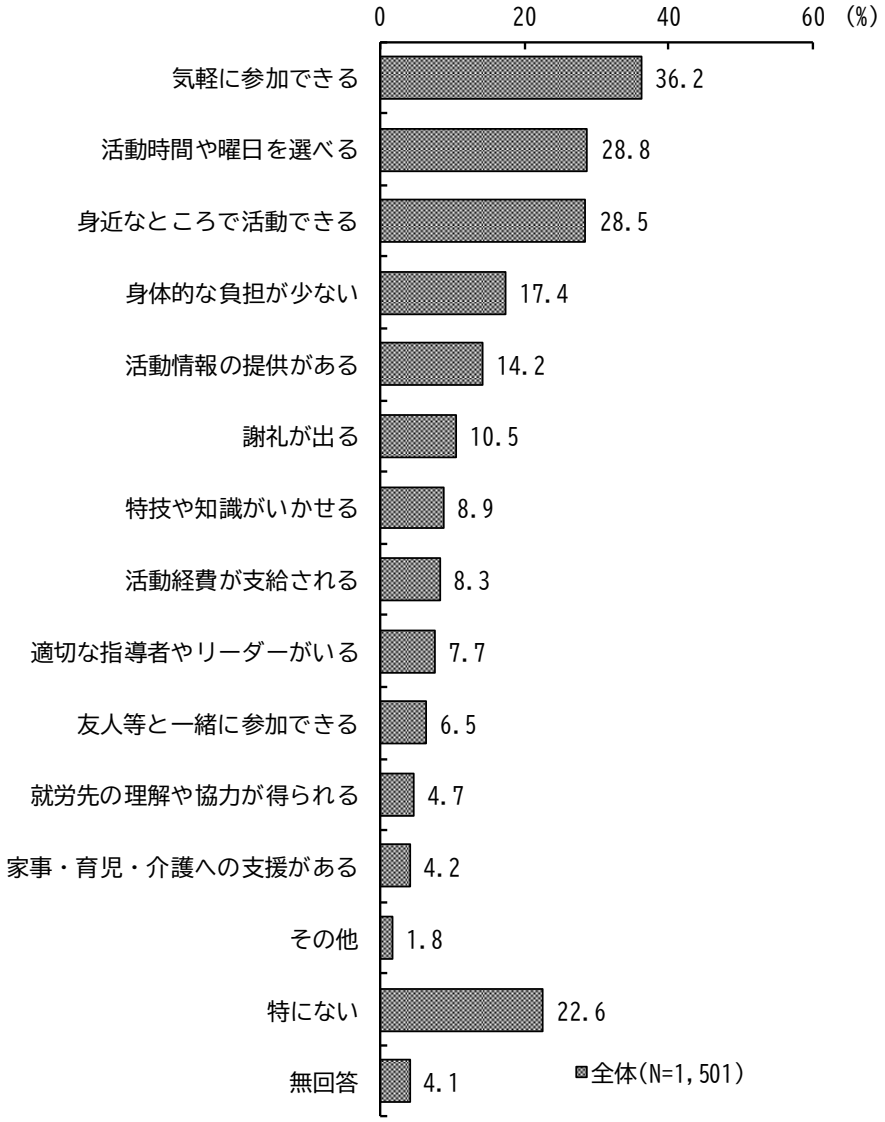

⑤　困っている人への手助けの経験

７０．５％の人が家族以外の高齢者や障害等のある方、子育てなどで困っている人への手助けの経験があります。

経験の内容は、「電車やバス等で席を譲る、荷物を持つ」（５３．０％）が最も多く、「赤い羽根共同募金、歳末たすけあい運動等、その他の活動等への募金や寄付」（３０．６％）、「階段の上り下りや道路の横断、電車・バスの乗り降りの手伝い（車いすやベビーカー、白杖や盲導犬ユーザーへの声掛け含む）」（１９．１％）と続いています。

図表２－５１　困っている人への手助けの経験（全体：複数回答）

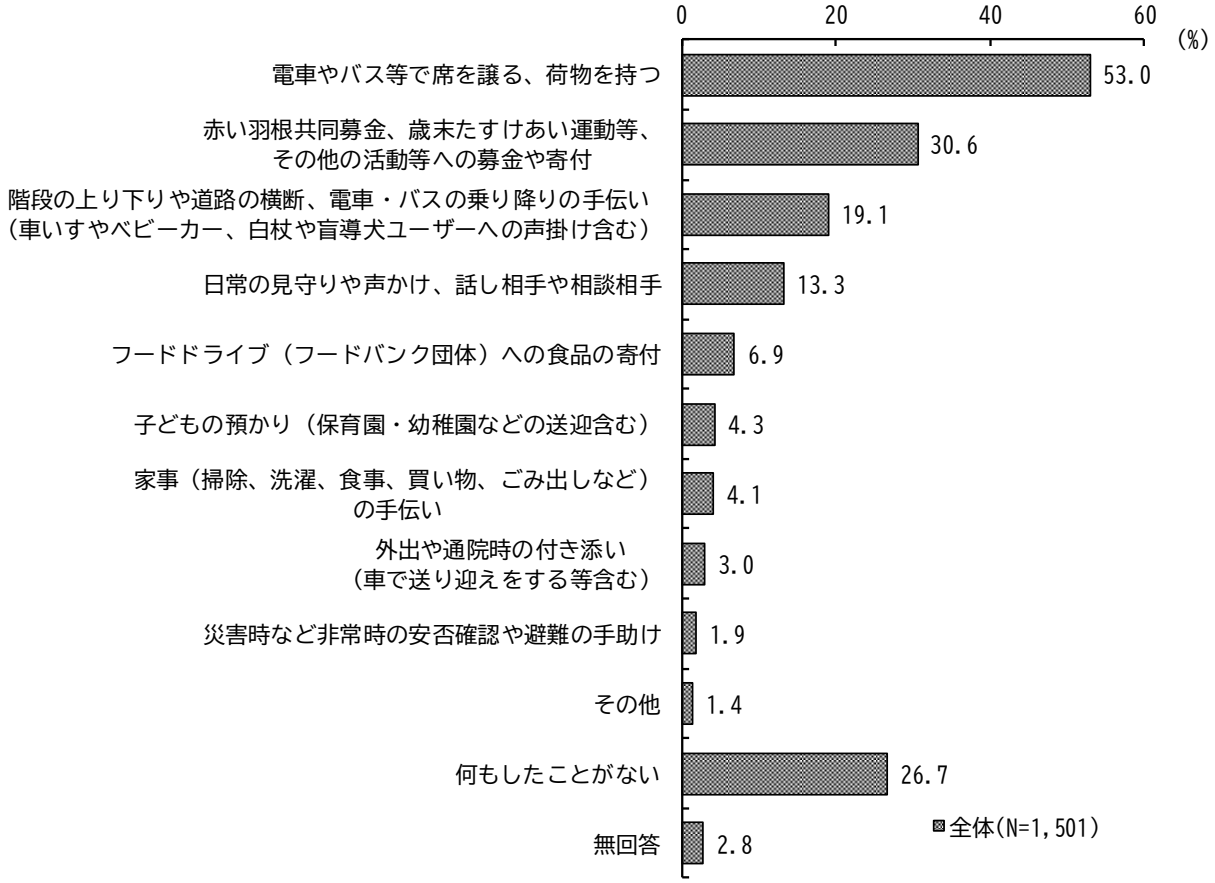

＜課題＞

・半数以上の人が何らかの地域活動・ボランティア活動に取り組んでみたいと思っているものの、実際に取り組んでいる人は１７．０％であるため、市民が地域活動・ボランティア活動に取り組むきっかけづくりや、地域とのつながりづくりが必要である。

→関連施策：１（１）①地域福祉を担う人材の育成と支援（８４ページ）
１（１）②地域活動・ボランティア活動の充実（８５ページ）

（３）日ごろの生活と悩み

①　主観的幸福度

主観的幸福度は、「８点」（２４．０％）が最も高く、次いで「７点」（１７．１％）、「５点」（１５．７％）と続いています。平均点は６．９点となっています。なお、４点以下の割合は１１．１％となっています。

図表２－５２　主観的幸福度（全体）

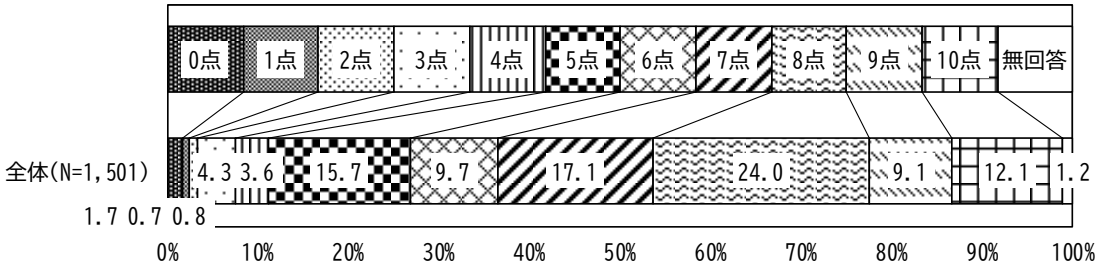

②　主観的健康観

主観的健康観は、「とてもよい」（１４．７％）と「まあよい」（６５．２％）を合計した《よい》が７９．９％、「あまりよくない」（１６．１％）と「よくない」（２．９％）を合計した《よくない》が１９．０％となっています。

図表２－５３　主観的健康観（全体）

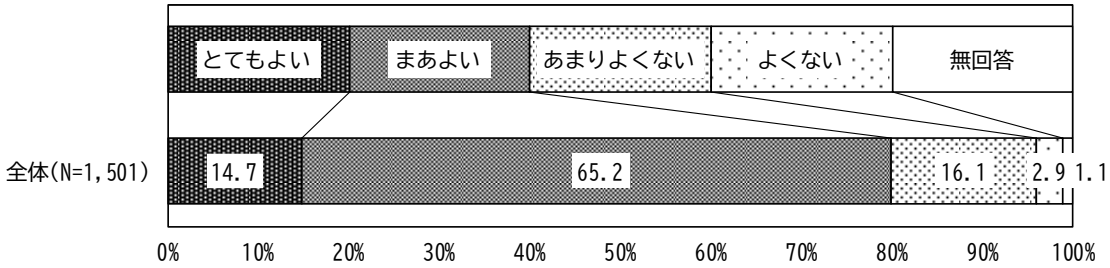

③　どこに相談したらよいか分からない悩みはあるか

どこに相談したらよいか分からない悩みはあるかは、「はい」が１４．６％、「いいえ」が８３．３％となっています。

図表２－５４　どこに相談したらよいか分からない悩みはあるか（全体）

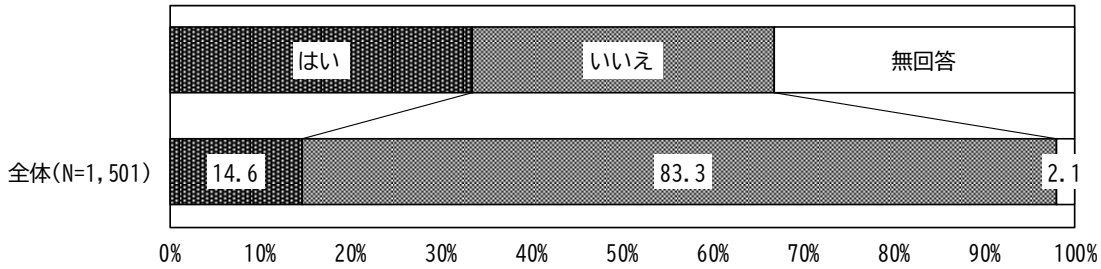

④　悩みの内容

どこに相談したらよいか分からない悩みがある人の悩みの内容は、「お金（財産管理・相続含む)」（３７．０％）が最も多く、「自分の健康・病気」（２１．９％)、「家族の介護・介助」（１９．２％)・「人間関係、人との付き合い方」（１９．２％）と続いています。

図表２－５５　悩みの内容（どこに相談したらよいか分からない悩みがある人：複数回答）

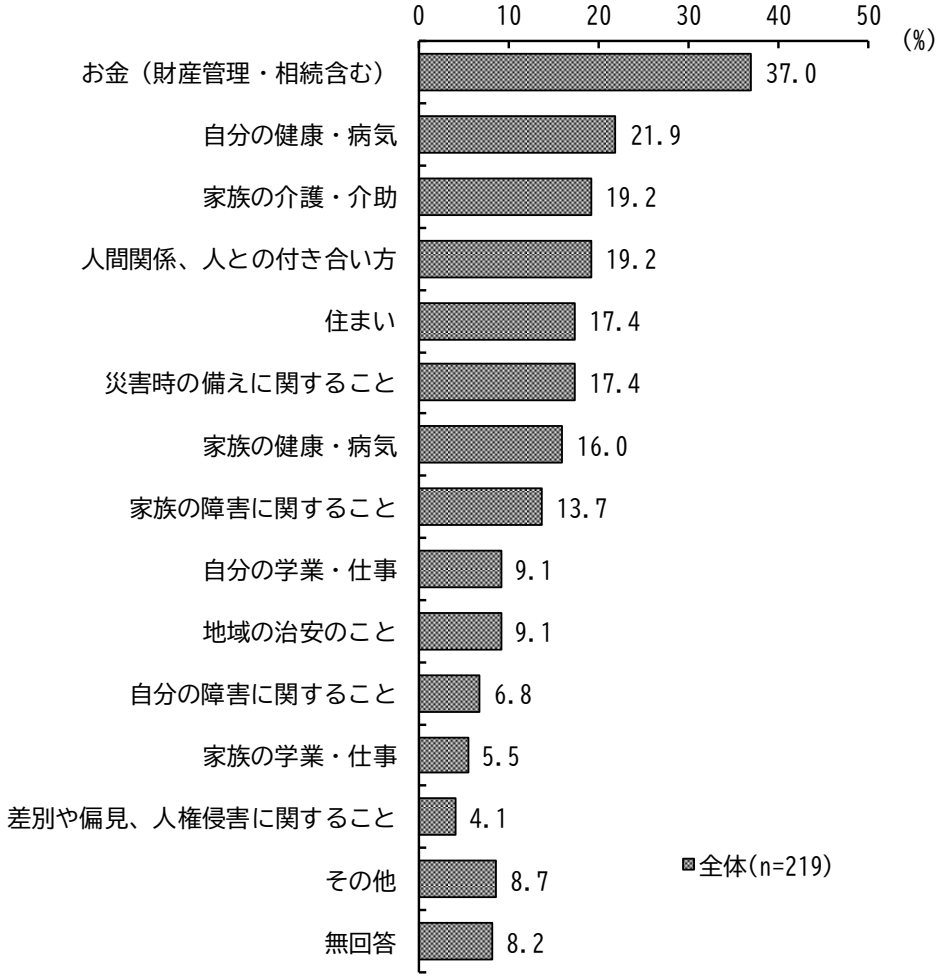

⑤　孤独を感じる程度

孤独を感じる程度は、「たまにある」（２５．５％)、「時々ある」（８．０％)、「しばしばある・常にある」（４．９％）を合計すると３８．４％となっています。

図表２－５６　孤独を感じる程度（全体）

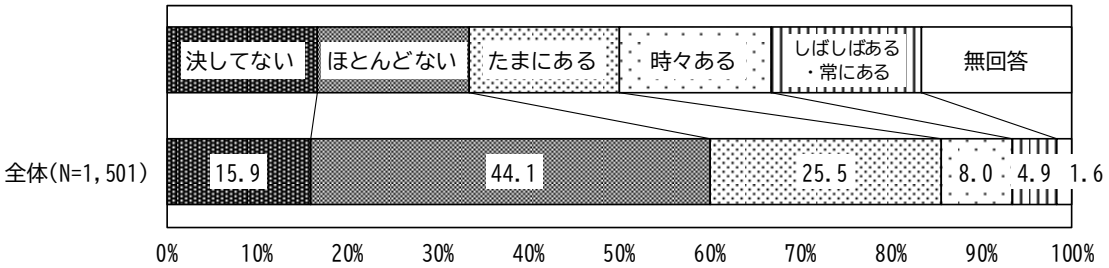

⑥　将来の備えへの不安

８３．２%の人が将来の備えに不安を感じています。

不安の内容は、「預貯金や生活費の管理のこと」（４２．４%）が最も多く、「判断能力が低下したときの生活のこと」（４０．９%）、「急な入院や施設への入所のこと」（３６．６%）と続いています。

図表２－５７　将来の備えへの不安（全体：複数回答）

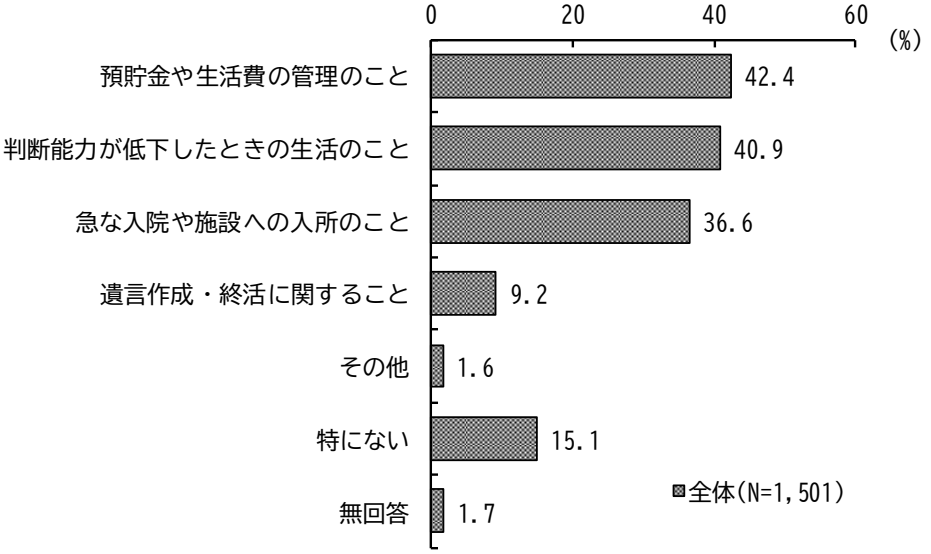

⑦　亡くなった後のことでの不安

７１．９%の人が亡くなった後のことで不安を感じています。

不安の内容は、「遺された家族のこと」（４５．２%）が最も多く、「遺品整理に関すること」（２４．５%）、「葬儀やお墓に関すること」（１５．５%）と続いています。

図表２－５８　亡くなった後のことでの不安（全体：複数回答）

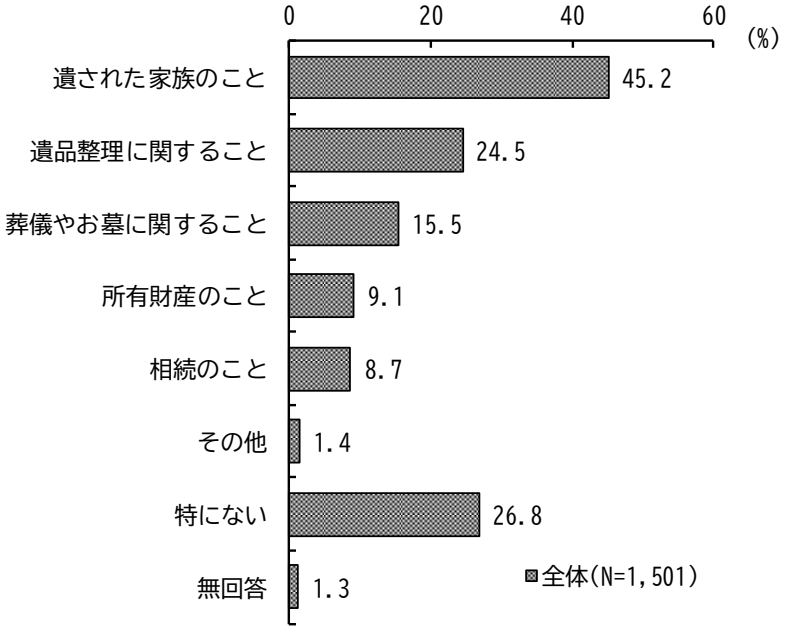

⑧　地域における課題を抱えた世帯の把握状況

１５．４％の人が地域の中で困っている世帯を見かけたり、相談を受けたりしたことがあります。

世帯としては、「高齢者のみで構成され、主に世帯員同士が介護している世帯」（４．０％）が最も多く、次いで「ごみが処分されていない世帯」（３．１％）、「高齢者の親と、就労していない独身の中高年の子どもで構成されている世帯」（２．８％）と続いています。

図表２－５９　地域における課題を抱えた世帯の把握状況（全体：複数回答）

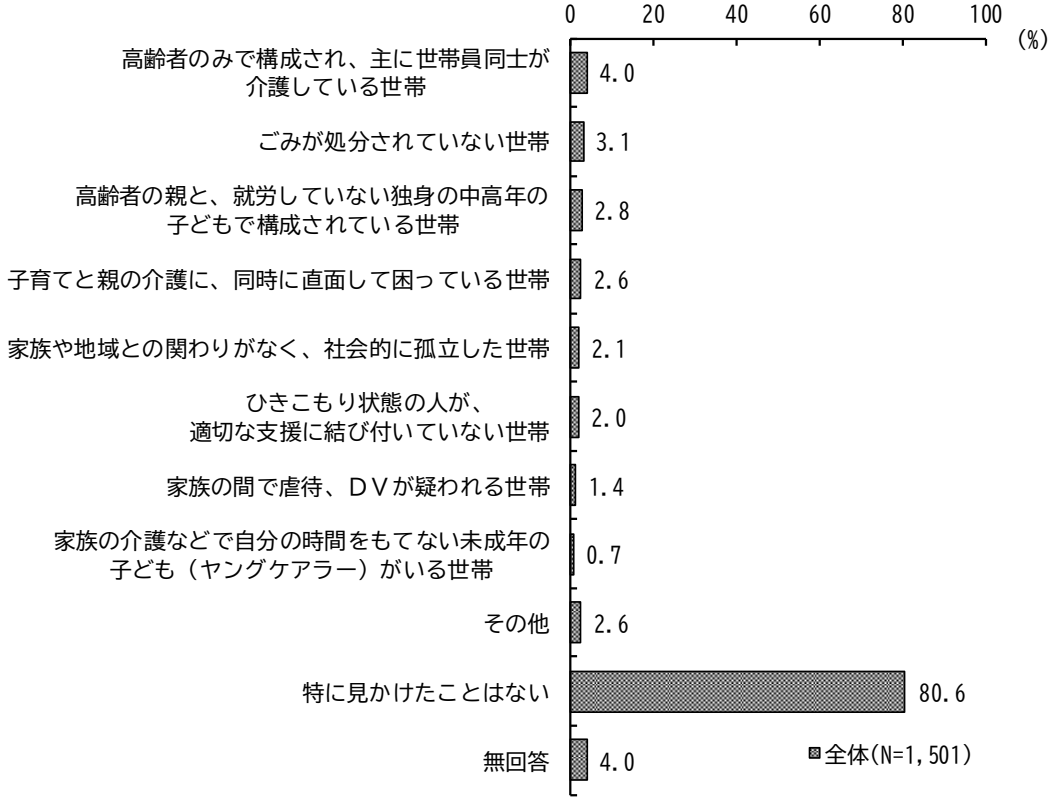

＜課題＞

・３８．４％の人が孤独を感じており、１４．６％の人がどこに相談したらよいか分からない悩みがある。また、将来の備えに不安を感じている人、亡くなった後のことで不安を感じている人も多い。身近な地域で個人や家族が抱える様々な悩みを受け止められるとともに、アウトリーチができる仕組みが必要である。

→関連施策：２（２）①多様なニーズに対応した相談体制の充実（８９ページ）
２（２）②包括的に支援する体制の整備（９０ページ）
３（３）①つながりづくり、社会参加への支援（９５ページ）

（４）相談と情報

①　本市の相談窓口の認知度

本市の相談窓口の認知度は、「市役所の相談窓口」（４０．０％）が最も多く、次いで「保健センター」（３２．０％)、「市民活動センター「プラッツ」」（２５．５％）と続いています。「知っているものはない」は１０．７％となっています。

図表２－６０　相談窓口の認知度（全体：複数回答）

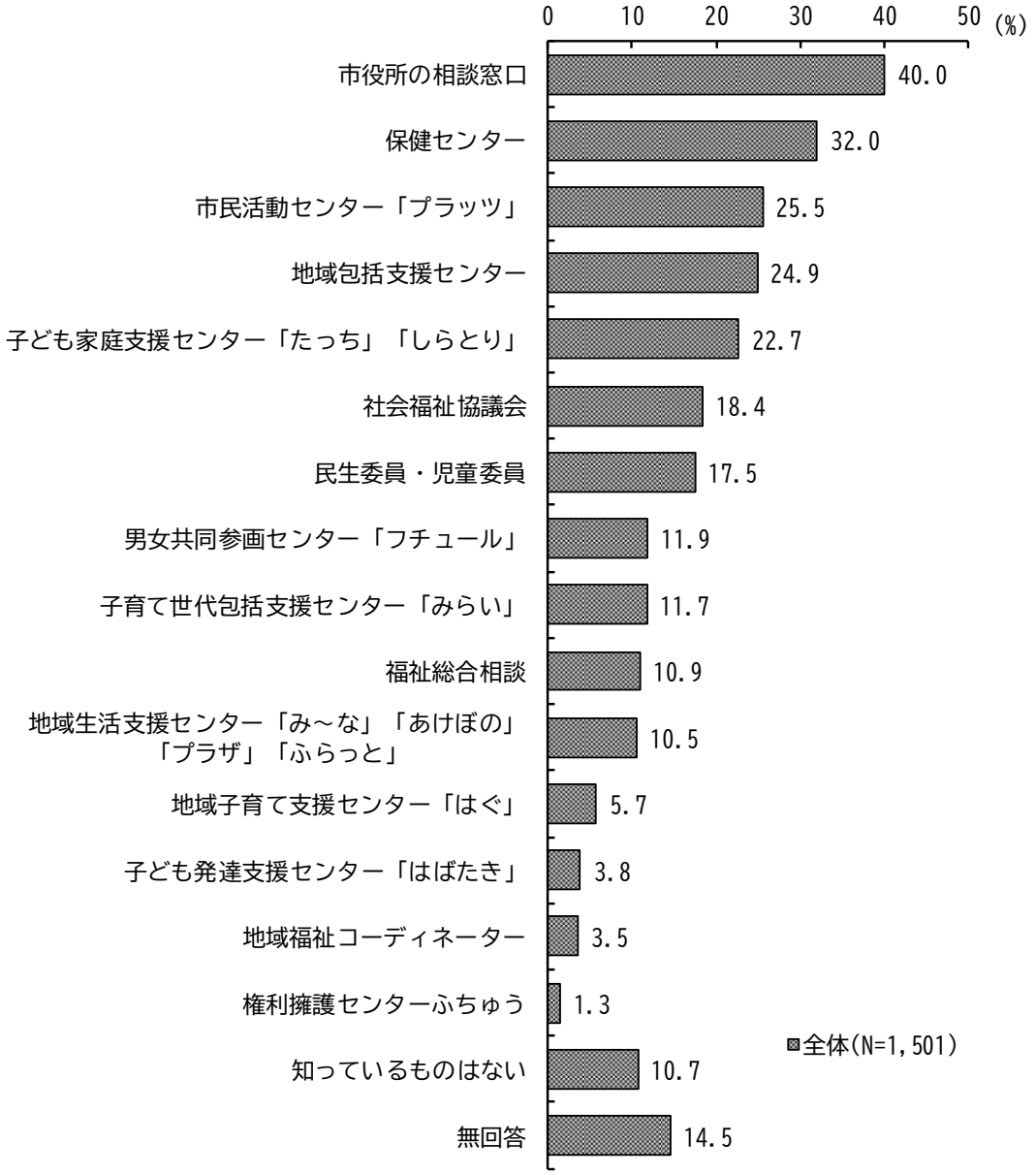

②　市の福祉に関する情報の入手先

市の福祉に関する情報の入手先の現状は、「広報ふちゅうや市のパンフレットなどの印刷物」（５１．９％）が最も多く、次いで「家族や知人から」（２８．４％）、「市のホームページ等のインターネットサイト」（１７．８％）と続いています。

希望では、「広報ふちゅうや市のパンフレットなどの印刷物」（５３．８％）が最も多いことは現状と同様ですが、「市のホームページ等のインターネットサイト」（３６．８％）、「行政等の相談窓口（市役所、行政事務所、社会福祉協議会、民生委員・児童委員など）」（２７．２％）と続いています。

図表２－６１　市の福祉に関する情報の入手先の現状と希望（全体：複数回答）

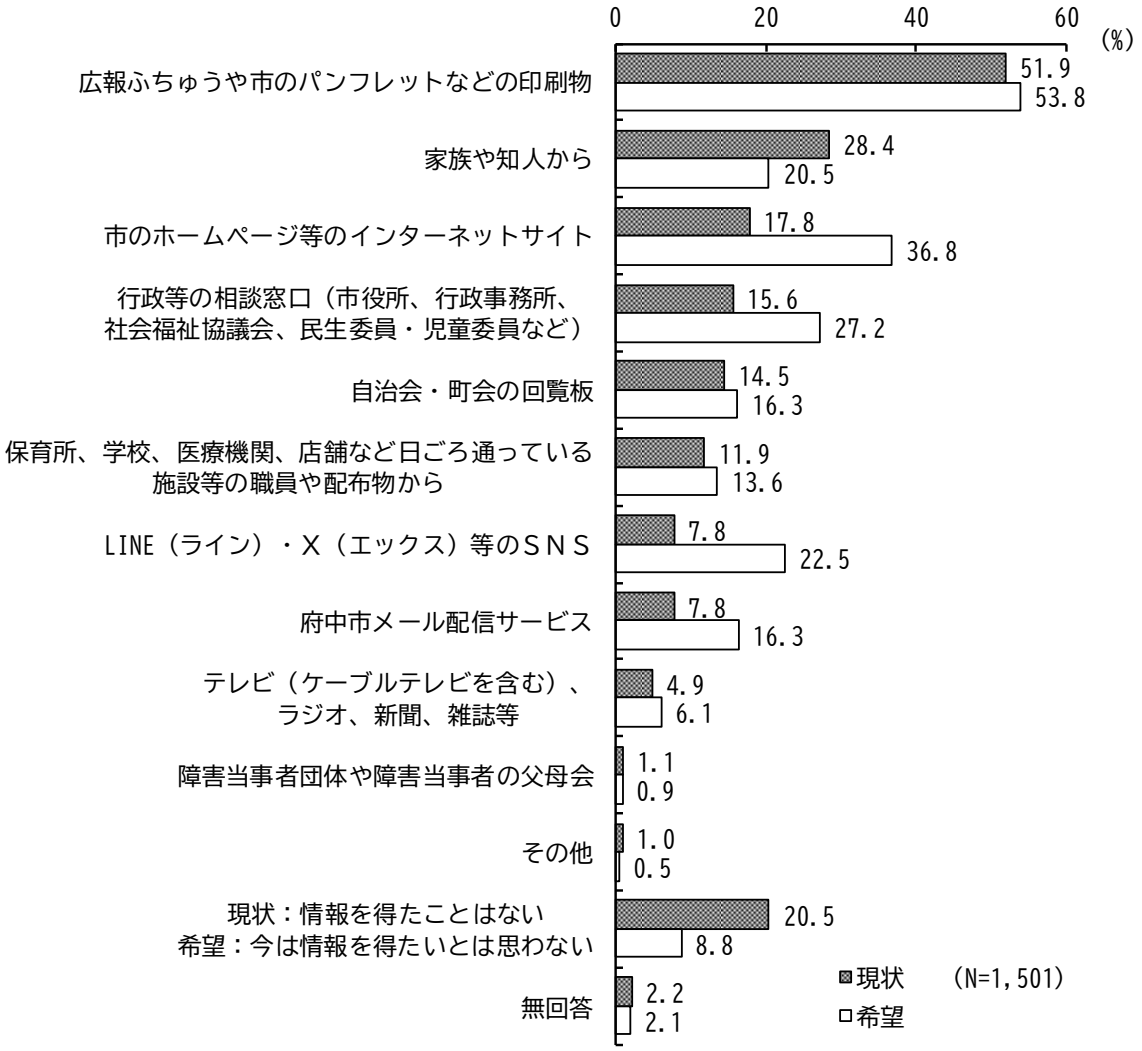

③　福祉に係る用語の認知度

福祉に係る用語の認知度は、「内容まで知っている」が『（１）発達障害・学習障害』は５８．８%、『（２）ヘルプマーク』は５３．０%、『（３）若年性認知症』は５２．６%と５０%を上回っています。一方、『（４）障害者差別解消法』は１３．０%、『（５）社会を明るくする運動』は３．７%と低くなっています。

図表２－６２　福祉に係る用語の認知度（全体）

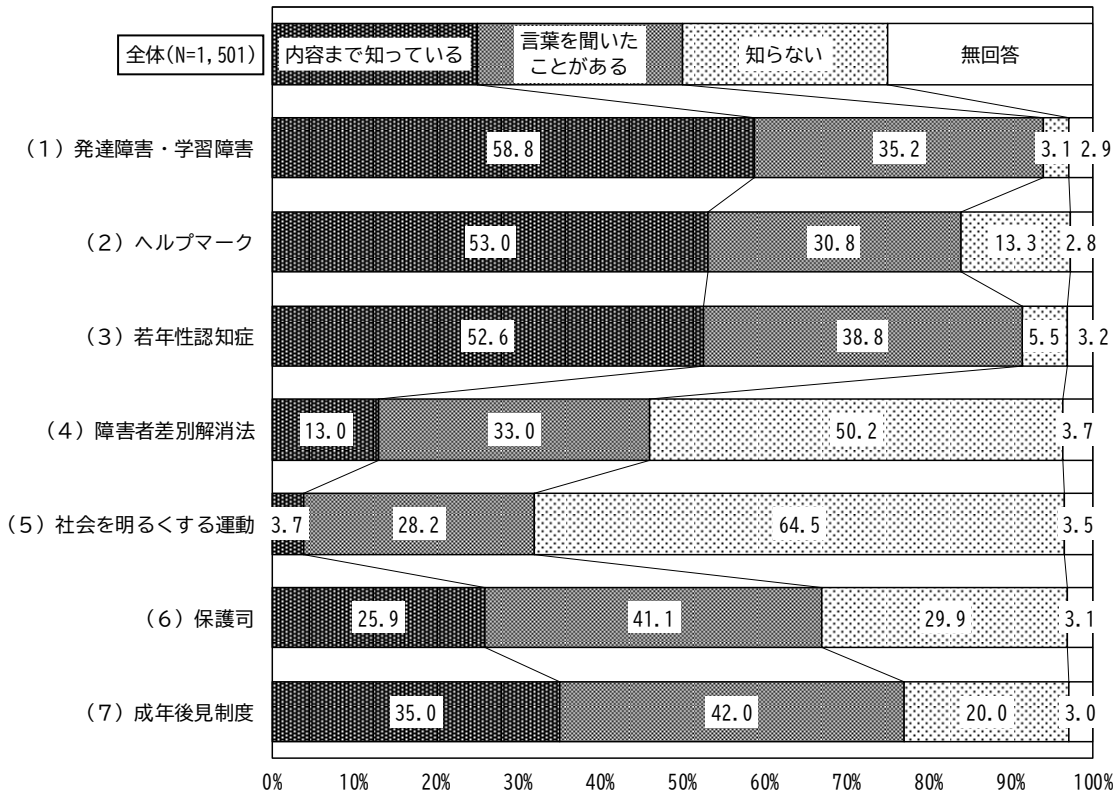

＜課題＞

・多様な媒体・手段による福祉に関する情報提供の充実を図る必要がある。

→関連施策：２（１）①福祉情報提供体制の充実（８９ページ）

５（２）①あらゆる人のための情報提供の推進（１０４ページ）

（５）福祉のまちづくり

①　福祉のまちづくり（建築物、インフラ、情報案内）の状況

福祉のまちづくり（建築物、インフラ、情報案内）の状況は、《整備されている》の割合が【建築物】の『（２）公共施設や病院等のスロープ、エレベーターやエスカレーター』は７０．１％、『（３）車いすの方、乳幼児を連れた方等誰もが使いやすいトイレ』は５９．２％、『（１）車いすの方や誰もが安全に通れる建物の出入口や通路（段差をなくす、幅を広げる）』は５１．１％と高くなっています。一方、【情報案内等】の『（９）手話のできる職員が配置されていたり、音声ガイドがある施設』は１１．８％、『(11) 補助犬と同伴での入室が配慮された店・レストラン等』は９．３％と低くなっています。

※《整備されている》・・・「整備されている」と「やや整備されている」の合計

※《整備されていない》・・・「整備されていない」と「あまり整備されていない」の合計

図表２－６３　福祉のまちづくり（建築物、インフラ、情報案内）の状況（全体）

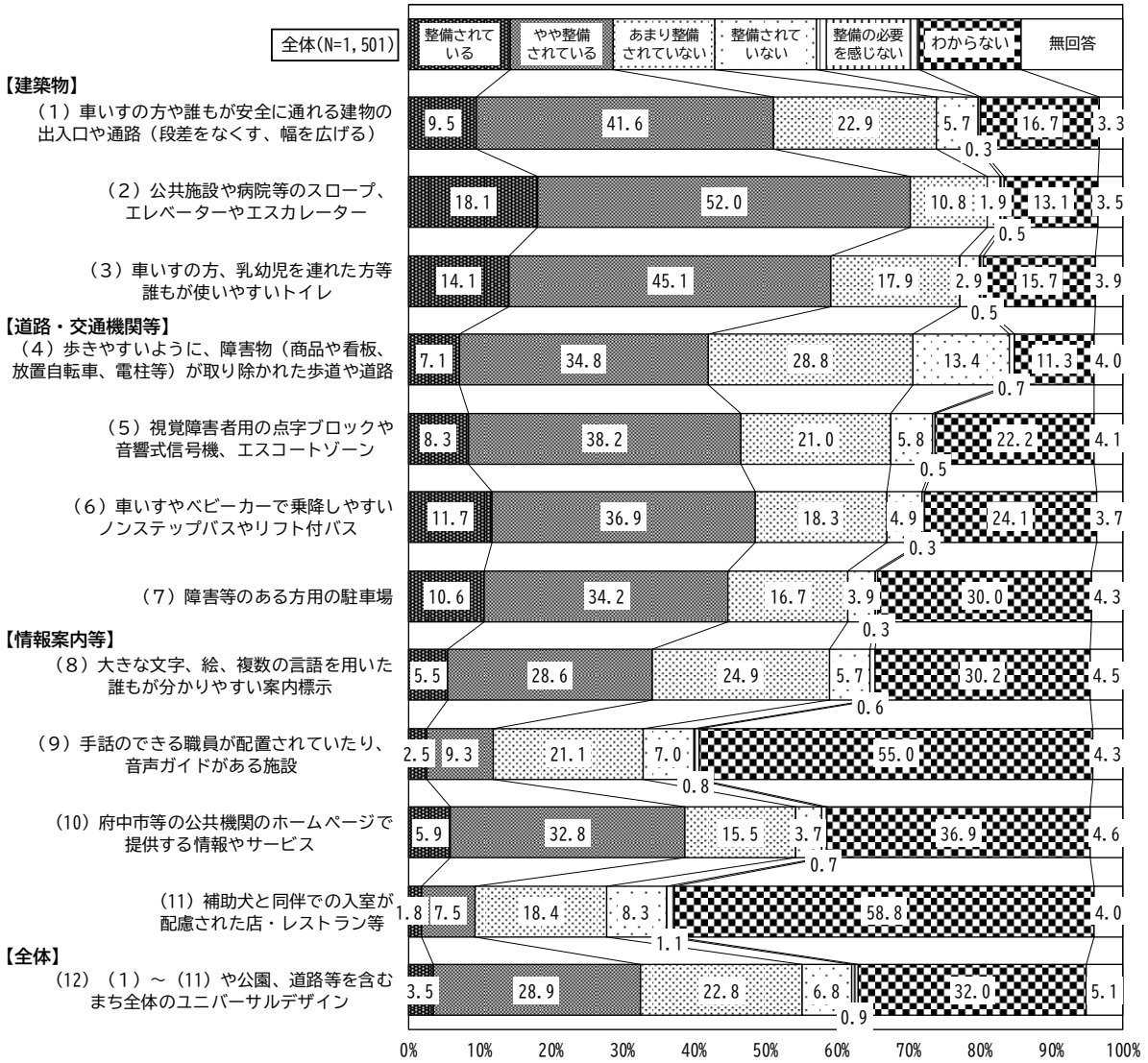

②　福祉のまちづくりのために優先的に取り組むこと

福祉のまちづくりのために優先的に取り組むことは、「高齢者、障害等のある方、乳幼児を連れた方が歩きやすい道路の整備」（５５．０％）が最も多く、次いで「交通安全や防犯等、安全、安心に暮らすための体制整備」（４７．１％）、「公共施設や公共交通機関のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進」（３２．２％）と続いています。

図表２－６４　福祉のまちづくりのために優先的に取り組むこと（全体：複数回答）

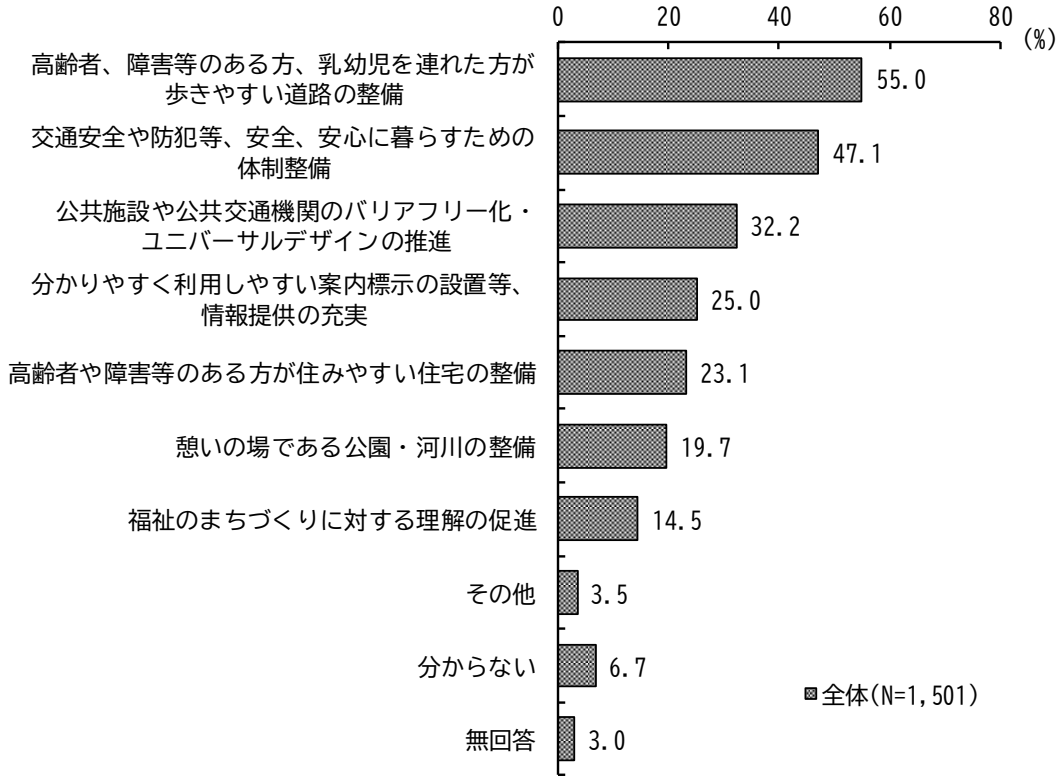

＜課題＞

・道路整備、安全・安心に暮らすための体制整備、公共施設や公共交通機関のバリアフリー・ユニバーサルデザインの実現に向けて取り組んでいくことが求められている。

→関連施策：５（２）①あらゆる人のための情報提供の推進（１０４ページ）

５（３）①バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進（１０５ページ）

５（４）①全ての人が参加・参画できる制度の推進（１０７ページ）

（６）災害時の支え合い

①　災害時の不安や心配ごと

９５．１％の人が災害時の不安や心配なことがあります。

不安や心配なことの内容は「家族の所在、安否確認について」（５３．９％）が最も多く、次いで「食糧や日用品などの生活物資の入手」（４３．８％）、「正確な情報の入手」（４１．６％）と続いています。なお、「特に不安や心配ごとはない」は２．５％となっています。

図表２－６５　災害時の不安や心配ごと（全体：複数回答）

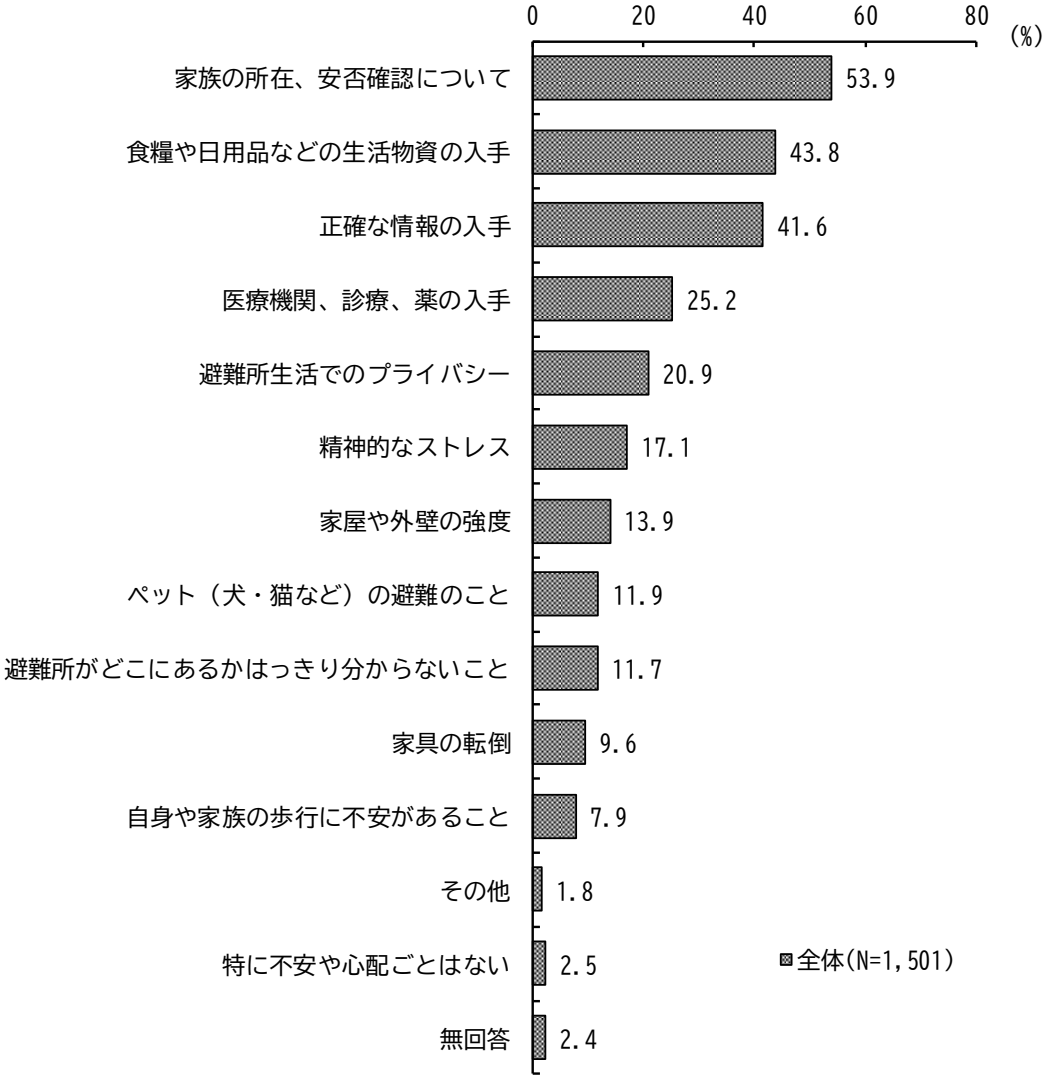

②　災害に備えて地域で取り組むとよいと思うもの

災害に備えて地域で取り組むとよいと思うものは、「物資の備蓄」（６２．４％）が最も多く、次いで「地域住民同士の声かけや安否確認」（４６．６％）、「避難時に支援が必要な人を把握しておくこと」（３３．１％）と続いています。

図表２－６６　災害に備えて地域で取り組むとよいと思うもの（全体：複数回答）

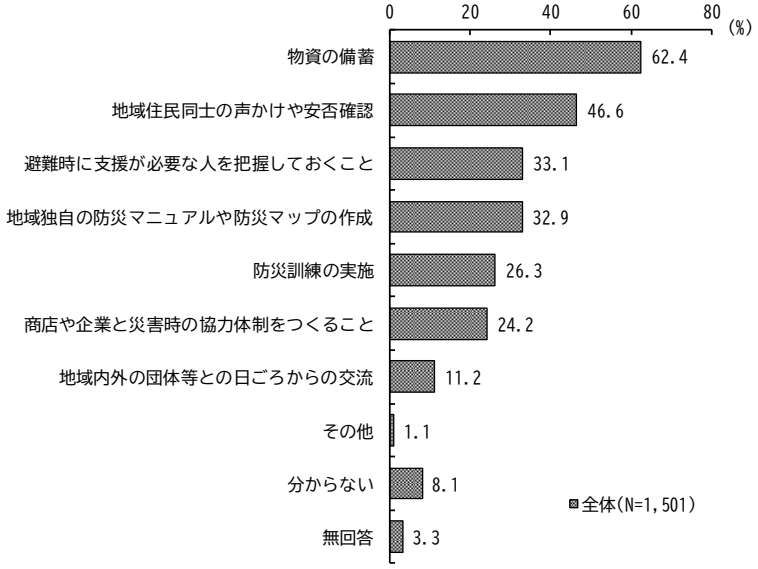

③　災害時に手助けが必要な方にできること

７４．６％の人が災害時に手助けが必要な方にできることがあります。

「避難所での支援活動」（５６．５％）が最も多く、次いで「要援護者（高齢者、障害者のある方、乳幼児・子ども、妊産婦等）の避難誘導」（２６．３％）、「要援護者（高齢者、障害者のある方、乳幼児・子ども、妊産婦等）の安否確認」（２４．３％）と続いています。

図表２－６７　災害時に手助けが必要な方にできること（全体：複数回答）

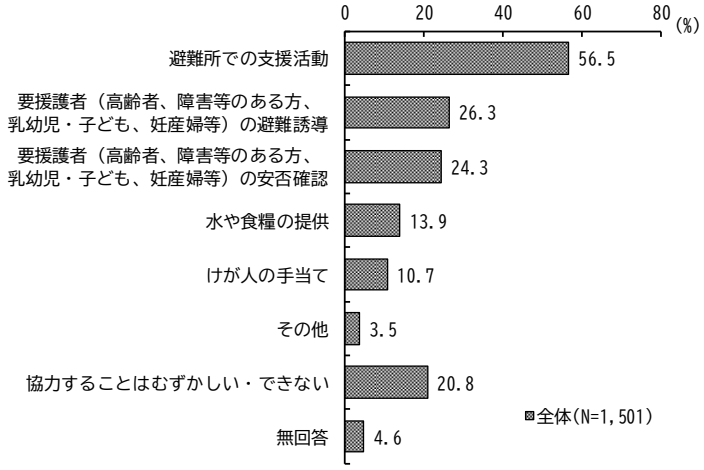

＜課題＞

・多くの人を巻き込みながらの防災対策、避難行動要支援者の支援を検討することが必要である。

→関連施策：４（３）①地域の防災対策の推進（１００ページ）

（７）福祉に対する考え方

①　福祉に関する考え方

福祉に関する考え方は、《そう思う》の割合が『（１）障害等のある方とない方が、地域社会の中でともに生きるのが当然の姿である』（８２．４％）、『（５）児童や高齢者、障害等のある方への虐待を防ぐために、地域でのつながりが重要である』（７４．３％）、『（８）地域づくりには、障害の有無に関わらず、女性も男性も、高齢者も若者も、全ての地域住民と多様な主体が参画し、つながりながら取り組むことが重要である』（７４．０％）、『（７）ひとり親家庭の自立を支援するために、地域でのつながりが重要である』（７１．７％）で高くなっています。一方、『（４）ひきこもりやニートは、本人や家族だけでなく、社会全体の問題である』（４６．１％）、『（３）生活保護受給者に対する偏見や差別がある』（３８．５％）で低くなっています。

※《そう思う》・・・「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計

※《そう思わない》・・・「あまり思わない」と「全く思わない」の合計

図表２－６８　福祉に関する考え方（全体）

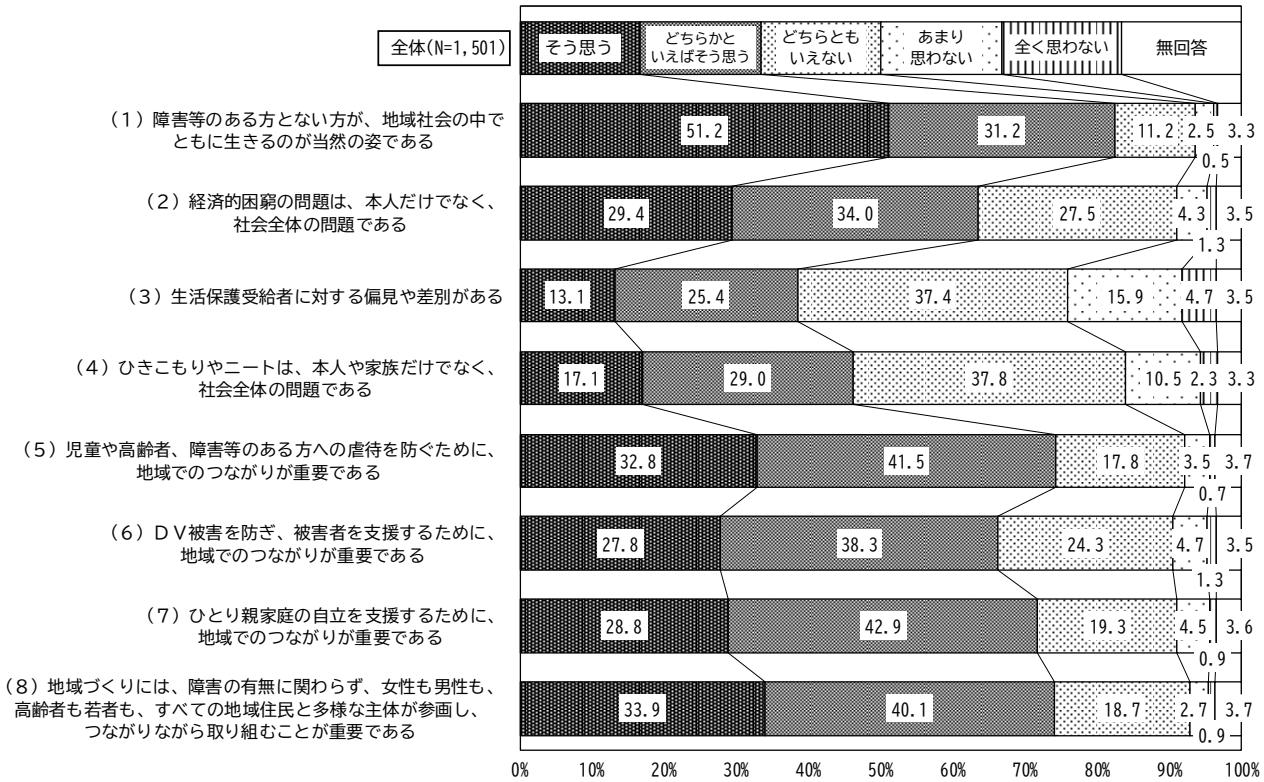

＜課題＞

・生活に困っている方やひきこもりの方に関する理解を深め、助け合い、支え合う気持ちが持てるよう、地域福祉への理解と意識の醸成を図る必要がある。

→関連施策：５（１）①互いを理解し、ともに生きる意識の醸成（１０３ページ）

（８）府中市の福祉施策

①　今後の府中市への居住継続意向

今後の府中市への居住継続意向は、「ずっと住み続けたい」（５９．８％）と「しばらくは住み続けたい」（３５．１％）を合計すると、９４．９％に居住継続意向があります。

図表２－６９　今後の府中市への居住継続意向（全体）

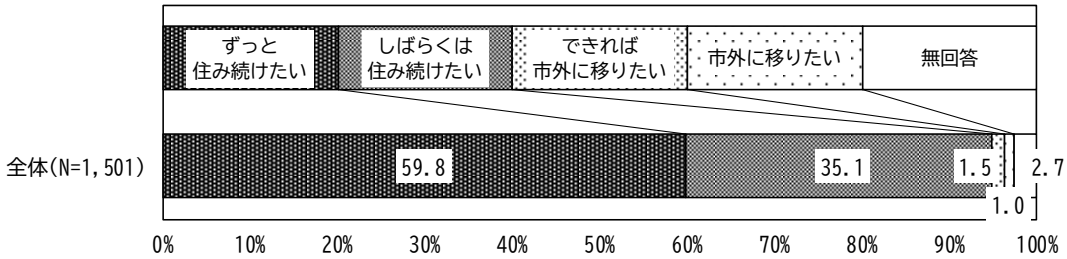

②　優先的に取り組むべき福祉施策

優先的に取り組むべき福祉施策は、「相談支援体制や情報提供体制の充実」（４５．０％）が最も多く、次いで「日ごろから防災・防犯を意識した地域づくりの推進」（４１．２％）、「健康づくり・介護予防の推進」（３３．６％）と続いています。

図表２－７０　優先的に取り組むべき福祉施策（全体：複数回答）

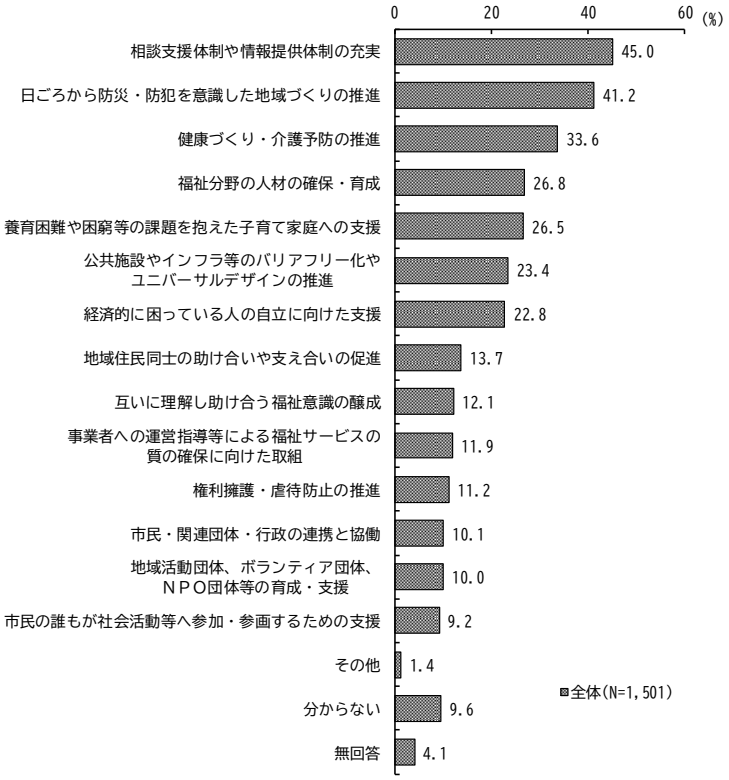

＜課題＞

・相談支援体制や情報提供体制の充実、日ごろから防災・防犯を意識した地域づくりの推進、健康づくり・介護予防の推進が求められている。

→関連施策：２（１）①、２（２）①，②、３（１）①，②、４（３）①，②、５（２）①（８９，９０，９３，９４，１００，１０１，１０４ページ）

５　１１圏域別グループディスカッションの結果

『地域の課題（困っていること、課題を抱える人・世帯）』としては、「地域のつながり・活動・担い手不足」、「困りごとを抱える人・世帯」について多くの課題が出されています。

また、地域の課題をもとに話し合った『地域の“ちから”（人・場所・活動）を活かしてできること』でも「地域のつながり・活動の活性化、担い手充実」、「困りごとを抱える人・世帯の支援」について多くの解決策、できることの意見をいただいています。

地域の課題（困っていること、課題を抱える人・世帯）　※５圏域以上で出された意見			
困りごとを抱える人・世帯	地域のつながり・活動・担い手不足	防災・防犯の課題	地域資源・インフラの課題
・高齢の単身者や高齢者のみ世帯の増加、見守りの必要性、身寄りのない方の増加 ・孤独・孤立している人・世帯の存在 ・障害者支援の課題 ・子どもの居場所や遊び場の不足、見守りの必要性 ・情報格差がある	・自治会・町会等への加入者の減少、存続不安 ・居場所、交流の機会の不足 ・シニアクラブへの加入者の減少、存続不安 ・地域の担い手不足、参加者が少ない（若い人等）、無関心 ・地域のつながりの希薄化 ・地域の人がわからない、個人情報の壁あり ・地域活動団体、関係機関の連携不足 ・地域・活動の情報の収集と発信が困難	・防災対策、災害時要援護者の課題 ・ゴミ等のマナーが悪い ・防犯対策が必要（詐欺が多い等） ・交通マナーが悪い	・道路の危険、整備が不十分（バリアフリーの課題） ・買い物が不便、店が少ない ・交通の便が悪い、移動困難 ・空き家の増加

地域の“ちから”（人・場所・活動）を活かしてできること　※５圏域以上で出された意見			
困りごとを抱える人・世帯の支援	地域のつながり・活動の活性化、担い手充実	防災・防犯対策	地域資源の活用・インフラ整備
・見守り・訪問・傾聴 ・買い物支援、移動販売の充実 ・助け合い活動 ・高齢者支援、認知症支援等 ・困りごと、地域生活課題を解決する仕組みづくり	・あいさつ、声かけ、関係づくり ・行事・イベントの実施等 ・交流・居場所づくり ・地域活動団体、関係機関同士、行政の連携強化 ・（地域）情報の発信の工夫 ・自治会・町会等の活性化（団体同士の連携） ・担い手の確保・育成、若い世代 ・（個人）情報の提供及び共有の仕組みづくり ・シニアクラブの活性化 ・活動への参加	・防災・災害時対応（防災訓練、防災について話し合える場づくり、情報の周知、避難行動要支援者への対応策の検討）	・文化センター等の地域資源の活用（拠点化） ・空き家・スペースの活用 ・公共交通の充実、移動支援 ・道路整備、バリアフリーの推進

６　前計画期間の取組について

（１）事業内容の評価（３７事業）

地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（令和３年度から令和８年度まで）に掲載されている事業の実績や進捗状況について、府中市福祉のまちづくり推進審議会に諮りながら評価を行いました。評価は次の４段階で行い、評価に基づき、次年度以降に向けた改善点等を検討しました。

「◎：取組計画を達成し、取組目標も達成、○：取組計画のとおり達成、
△：取組計画の一部を達成、×：取組計画が未達成」

目標１　地域力の強化

全ての事業において、予定の計画内容に取り組みました。

具体的には、令和３年度から全ての福祉エリアに地域福祉コーディネーターを配置し、令和８年度は統括１名、エリアリーダー３名、拠点２２名の２６名体制となっています。また、令和３年度以来、全ての福祉エリアでわがまち支えあい協議会が活動を展開してきました。令和６年１０月からは地域包括支援センターの担当地区も１１の福祉エリアに再編されています。

そのほか、避難行動要支援者名簿事業の周知及び個別避難計画の作成、府中市社会福祉協議会とともに防災の意識啓発、支え合いの体制づくりを進めています。

事業番号	事業名	評価				
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
1	地域の担い手の育成と支援	○	○	○	○	○
2	地域の居場所及び見守り機能の強化	○	○	○	○	○
3	市民の自主活動への支援	○	○	○	○	○
4	地域福祉コーディネーターの配置及び機能強化	○	○	○	○	○
5	情報交換の場の設置	○	○	△	○	○
6	市民及び企業等との協働の取組の推進	○	○	○	○	○
7	避難行動要支援者及び要配慮者に対する支援体制の強化	○	○	○	○	○
8	地域における防災をテーマとする意識啓発と支え合いの体制づくり	○	○	○	○	○
9	防犯意識の向上	○	○	○	○	○

目標２　包括的支援体制の整備

全ての事業において、予定の計画内容に取り組みました。

具体的には、福祉総合相談窓口を令和４年度から開設しています。また、令和８年４月から重層的支援体制整備事業を本格的に実施しています。

そのほか、成年後見制度の利用促進による権利擁護の推進のため、成年後見制度に関する相談支援、制度の広報及び市民後見人等の育成、活動支援等を実施しています。

事業番号	事業名	評価				
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
10	福祉情報提供体制の充実	○	○	○	○	○
11	身近な相談機能の充実	○	○	○	○	○
12	福祉の総合相談窓口の設置	○	○	○	○	○
13	多機関協働の包括的な相談支援体制の構築	○	○	○	○	○
14	地域福祉活動推進事業の支援	○	○	○	○	○
15	成年後見制度利用促進による権利擁護の推進	○	○	○	○	○
16	様々な福祉分野における虐待や暴力に対する取組	○	○	○	○	○
17	再犯の防止等の推進による安全で安心して暮らせる地域づくり	○	○	○	○	○
18	生活困窮者の自立支援事業の推進	○	○	○	○	○
19	住宅確保に関する支援	○	○	○	○	○
20	就業機会の拡大	○	○	○	○	○
21	ひきこもりに関する支援	○	○	○	○	○
22	福祉サービス事業者への運営支援及び指導	○	○	○	○	○
23	専門的な人材確保のための支援	○	○	○	○	○

目標３　生き生きと暮らすための環境づくり

全ての事業において、予定の計画内容に取り組みました。

具体的には、介護予防推進センターや地域包括支援センター等において介護予防事業を実施しています。また、子どもや女性も含めライフステージに合わせた健康づくりを進めています。

そのほか、府中市自殺総合対策計画に定める取組の推進を図っています。

事業番号	事業名	評価				
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
24	ライフステージに合わせた健康づくりの推進・医療機関との連携	○	○	○	○	○
25	健康に関する相談・情報提供の充実	○	○	◎	◎	○
26	介護予防事業の充実	○	○	○	○	○
27	住まいのバリアフリー化の支援	○	○	○	○	○
28	生活支援の充実	○	○	○	○	○
29	府中市自殺総合対策計画の推進	○	○	○	○	○

目標４　福祉のまちづくりの推進

全ての事業において、予定の計画内容に取り組みました。

具体的には、福祉まつりの開催など、社会福祉協議会とともに福祉教育・啓発活動を推進しています。

また、公共施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進、各分野で情報利用のアクセス機会の確保、バリアフリー情報の提供等を進めています。

事業番号	事業名	評価				
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
30	福祉のまちづくり推進事業	○	○	○	○	○
31	ユニバーサルデザイン及びバリアフリーに配慮した公共施設の整備	○	○	○	○	○
32	公共施設における誰もが利用しやすい設備の整備	○	○	○	○	○
33	公園のバリアフリー化の推進	○	○	○	○	○
34	移動のバリアフリー化の推進	○	○	○	○	○
35	社会活動等への参加・参画に対する支援の充実	○	○	○	○	○
36	わかりやすく利用しやすい情報提供の推進	○	○	○	○	○
37	福祉教育・啓発活動の推進による福祉意識の醸成	○	○	○	○	○

評価一覧のまとめ

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
◎：取組計画達成し、取組目標も達成	無し	無し	１事業	１事業	無し
○：取組計画のとおり達成	３７事業	３７事業	３５事業	３６事業	３７事業
△：取組計画の一部を達成	無し	無し	１事業	無し	無し
×：取組計画が未達成	無し	無し	無し	無し	無し

（２）重点施策

令和３年度から令和８年度までの計画期間では、「住民主体の地域課題解決の体制づくりの強化」及び「成年後見制度利用促進による権利擁護の推進」を重点施策として取組を進めました。

「住民主体の地域課題解決の体制づくりの強化」の指標である「地域福祉コーディネーターによる困りごと相談会での相談件数」は、令和７年度の時点で計画最終年度（令和８年度）目標値を大きく上回り達成しています。

「成年後見制度利用促進による権利擁護の推進」の指標である「市民後見人受任者数」は、令和７年度の時点で計画最終年度（令和８年度）目標値を上回り達成しています。

①　住民主体の地域課題解決の体制づくりの強化

参考指標 （単位）	指標の説明	計画策定時 数値	計画最終年度 （令和８年度） 目標値	令和７年度 実績値
地域福祉コーディネーターによる困りごと相談会での相談件数（件）	地域福祉コーディネーターによる困りごと相談会での相談件数	５７７ （令和元年度）	１，１２０	６，４６２

②　成年後見制度利用促進による権利擁護の推進

指標名 （単位）	指標の説明	計画策定時 数値	計画最終年度 （令和８年度） 目標値	令和７年度 実績値
市民後見人受任者数（人）	判断能力の低下した高齢者や障害のある人の生活支援を行う市民後見人の受任者数	９ （令和元年度）	２０	２５

７　地域福祉・福祉のまちづくり推進の課題

本市の現状、計画策定のための調査結果及び令和３年度から令和８年度までの取組を踏まえ、今後の地域福祉・福祉のまちづくり推進に当たっての課題を、次のとおり整理しました。

（１）市民協働で進める地域づくり

①　地域福祉活動の促進

本市では、市民の自主的な地域福祉活動を推進するための支援を行っています。その中で令和３年度以来、市内１１の福祉エリアで「わがまち支えあい協議会」が活動を展開してきました。また、地域福祉を担う人材の育成と支援を進めるため、民生委員・児童委員、ボランティア等、様々な形による地域の福祉への参加を促し、活動を支援しています。

一般市民へのアンケート調査では、親しく近所づきあいをする人の割合は前回より下がり、近所づきあいしない主な理由として「普段つきあう機会がないから」という回答が最も多くなっています。また、グループディスカッションでは、自治会・町会の加入者減や担い手不足、若い世代の参加の課題も出されています。

しかしながら、一般市民へのアンケート調査では、現在何らかの地域活動に取り組んでいる割合は１７．０％で、前回の２２．０％を下回っていますが、全体の半数以上が何らかの活動へ取組意向があると回答し、きっかけやつながりづくりが課題となっています。

これからの地域福祉は、市民が「地域に関心を持ち、日ごろから近隣の人と関わりを持つ」ことができるよう、きっかけづくりやつながりづくり、さらに、身近な地域で多様な主体との協働の仕組みづくりをとおして、担い手を増やしていくことが必要です。また、「わがまち支えあい協議会」をはじめとする身近な圏域での活動の強化が課題となっており、そのための活動の場、居場所が必要です。

②　多様な主体との協働の推進

本市では、市民及び企業等との協働の取組を推進しています。また、本市が府中市社会福祉協議会と共催で実施している「福祉まつり」や、障害のある方への理解と協力を深めていただく機会として開催している「ＷａｉＷａｉフェスティバル」では、福祉団体及び福祉施設等と地域との交流を推進しています。

グループディスカッションでは、自治会・町会等やシニアクラブへの加入者の減少、地域の担い手不足、参加者が少ない（若い人等）という地域の課題が多く出されましたが、地域の“ちから”を活かしてできることとして、多様なアイデアが出され、企業の参加や施設の誘致も提案されました。

今後は、本市に居住する人だけではなく、働く人、学ぶ人、事業所・企業等も含めた多様な市民が地域の一員として参加・協働できる地域づくりを進める必要があります。

③　再犯防止の地域づくり

本市（府中警察署管轄区域）の刑法犯総数は、令和２年から２３０～２５０件台で推移しています。再犯者率は令和２年から令和５年までは５０％でしたが、令和６年は４４．４％となっており、東京都（警視庁）及び全国を下回っています。

本市では、犯罪をした者等が、孤立せず社会を構成する一員となり、再び罪を犯すことなく、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるため、関係機関と連携しながら、就労及び住居確保に係る支援、保健医療及び福祉サービスの利用の促進のほか、子どもたちに対する非行防止に係る取組、民間協力者の活動の促進及び府中刑務所見学会など市民に対する再犯防止等についての広報・啓発活動の推進等を行っています。

一般市民へのアンケート調査では、用語の認知度について、内容まで知っている割合は、「保護司」が２５．９％、「社会を明るくする運動」が３．７％と低くなっています。

今後は、これまでの活動を継続するとともに、より一層、再犯防止に関わる周知理解を促進する必要があります。

（２）包括的な相談支援体制の推進

①　情報提供の充実

本市では、広報ふちゅう、ホームページ、冊子、メール配信サービス、ＳＮＳなど多様な媒体を活用して、福祉に関する相談窓口や利用できる制度等について、情報提供しています。

一般市民へのアンケート調査では、今後の市の福祉に関する情報の入手先について、「広報ふちゅうや市のパンフレットなどの印刷物」、「市のホームページ等のインターネットサイト」、「行政の相談窓口」へのニーズが高くなっています。

グループディスカッションでは、情報の格差の課題として、インターネットを使えない、情報を調べられるが正しい内容なのか判断が難しい、情報が必要な人に届かない、情報リテラシーが不足している等の課題が出されています。

また、福祉のまちづくり推進審議会からは、障害のある人の情報の取得に関する課題も挙げられています。今後も多様な媒体・手段による福祉に関する情報提供の充実を図るとともに、当事者の視点に立った情報提供体制と情報の取得支援が必要です。

②　相談支援の充実

本市では、令和４年度より福祉や生活の困りごとを対応する相談窓口として、福祉総合相談窓口を設置するとともに、令和３年度から全ての福祉エリアに地域福祉コーディネーターを配置しており、その後も体制を充実し、令和８年度には統括１名、エリアリーダー３名、拠点担当２２名の２６名体制となっています。そして、令和８年４月から重層的支援体制整備事業を本格的に実施しています。

一般市民へのアンケート調査では、どこに相談したらよいか分からない悩みがある割合は１４．６％で、その内容は、自分の健康や家族の健康の割合が高くなっています。他調査でその割合は、【高齢】居宅サービス利用者調査が２２．８％、【障害】障害のある人の調査

が３０．１％、子どもの育ちや発達に関する調査が４２．４％であり、介護・ケアが必要な方ほど高い割合となっています。

グループディスカッションでは、地域の課題として、単身世帯増、複合的問題を抱える世帯増、情報共有の問題への意見が出され、相互理解をとおして地域で共に暮らせる仕組みを作ることとそのための理解と行動が必要であることが示されています。

今後は、継続して身近な相談機能の充実を図るとともに、多機関協働による包括的な相談支援をより一層推進する必要があります。地域では、住民主体で解決する取組や情報共有する仕組みとあわせて、身近な地域での課題解決の仕組みを作っていくことが課題です。

③　関係機関との連携強化

本市では、府中市社会福祉協議会と連携・協働をしながら、施策・事業に取り組み、地域福祉の推進を進めています。今後も、本計画と両輪となる府中市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と整合性を図りながら、取り組むことが重要です。

さらに、グループディスカッションでは、障害の有無に関わらず、全ての人が相互理解をとおして、地域でともに暮らせる仕組みを作ることという意見が示されており、関係機関の更なる連携が課題となっております。

本市では、医療的ケアが必要になった場合でも在宅で安心して生活が続けられるよう、医療と介護の連携及び相互理解のための研修会や検討会を実施してますが、全ての人が安心して自分らしい暮らしを送ることができるように、医療・保健・福祉・教育等の関係機関が連携し、切れ目のない支援体制の構築を更に進める必要があります。

（３）いきいきと健康に暮らすための環境づくり

①　心身ともに健康に過ごす支援

本市では、介護予防推進センターや地域包括支援センター等において介護予防事業を実施しています。また、子どもや女性も含めライフコースアプローチを踏まえた健康づくりを進めています。

一般市民へのアンケート調査では、主観的幸福度は１０点満点で平均が６．９点であり、主観的健康感は《よい》（「とてもよい」と「まあよい」の合計）の割合が７９．９％となっています。そして、優先的に取り組むべき福祉施策では、「健康づくり・介護予防の推進」（33.6%）が３番目に多く、ニーズが高くなっています。

地域の幸福や健康は、地域コミュニティの資源や人とのつながりから生まれるといわれることからも、今後も地域福祉の推進により、人とのつながりをとおした健康的な環境づくりや年代やライフコースアプローチを踏まえた健康づくりを進めていく必要があります。

②　自立を支えるための支援

本市では高齢者や障害のある人が住み慣れた家で安心して生活が続けられるよう、改修のための相談や費用助成による住まいのバリアフリー化を支援しています。また、生活支援コーディネーターが中心となり、安全・安心な在宅生活を継続できるよう生活支援体制を整備しています。

さらに、府中市社会福祉協議会が実施する在宅福祉助け合い事業や地域福祉コーディネーターによるわがまち支えあい協議会の支援を通じて、多様な主体や方法による生活支援の充実を図っています。

グループディスカッションでは、地域の健康づくりのために、移動支援や通院支援のようなモビリティ支援などの取組のアイデアが出されました。

今後は、これまでの取組を継続するとともに、府中市社会福祉協議会と連携し、地域における生活支援・モビリティ支援の更なる充実を図る必要があります。

③　孤立することなく生きがいを感じながら暮らすための支援

本市では、福祉総合相談窓口においてひきこもり状態にある人やその家族をはじめ、様々な事情により孤独や孤立を抱える人からの相談を受け止めています。また、本人の意思やペースを尊重しながら、医療、福祉、就労等の関係機関と連携し、一人ひとりの状況や希望に応じた相談支援や社会参加への支援を行っています。

また、一般市民を対象としたアンケート調査では、３８．４％の方が「孤独を感じることがある」と回答しており、孤独・孤立は特定の人だけの課題ではなく、誰にでも起こり得る身近な地域課題であることがうかがえます。

グループディスカッションでは、地域の課題として、高齢ひとり暮らし世帯の増加、身寄りのない方の増加、孤立している人・世帯の存在が挙げられており、地域の“ちから”を活かしてできることとして、高齢者世帯・ひとり暮らし高齢者の情報共有（見守りなど）、「助けてほしい」気持ちを表出できるような呼びかけ、困りごとを抱える人・世帯の支援について関係者で検討できる仕組みづくりが提案されました。

今後は、令和６年４月に施行された「孤独・孤立対策推進法」と、これに基づいて策定された「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」を踏まえるとともに、重層的支援体制整備事業の枠組みを生かし、相談窓口の周知、支援につながっていない人へのアウトリーチ、居場所づくり及び多様な社会参加への支援を進めます。あわせて、社会福祉協議会をはじめとする関係機関との連携を強化し、誰もが孤立することなく、自分らしく安心して暮らせる地域づくりを推進します。

④　こころと命を支え合う支援

本市では、新型コロナウイルス感染症の流行以前から自殺者数の増加傾向が続いており、関係機関の報告からは、それぞれの自殺に至る経緯や事情は、家庭問題、社会的な問題、健康問題など、複雑化・多様化していることが確認できます。

本市の自殺対策に係る取組は、「府中市自殺総合対策計画」において推進しており、今後も関係機関における様々な支援と連携し、生きることの包括的な支援として、追い込まれ

た現状の把握を強化し、強固な地域連携体制の下、総合的な自殺対策の推進・強化を図ります。

（４）誰もが安心して暮らせる仕組みづくり

①　尊厳をもって自分らしく暮らすための支援

本市の高齢化率は上昇しており、高齢者世帯、要介護認定者数も増加傾向にあります。また、障害者手帳所持者数も増加傾向です。その中で、本市では成年後見制度の利用促進による権利擁護の推進のため、成年後見制度に関する相談支援、制度の広報及び市民後見人等の育成、活動支援等を実施しています。

一般市民へのアンケート調査では、将来の備えへの不安、亡くなった後のことへの不安を抱えている人も多く、特に身寄りのない方への新たな支援策の検討、権利擁護支援の充実が必要です。なお、「権利擁護センターふちゅう」は認知度が低く、役割・機能も85.8%の人が知らないため、周知が重要です。

グループディスカッションでは、地域の課題として、高齢ひとり暮らし世帯の増加、身寄りのない方の増加等が出されました。

今後は、身寄りのない方への支援策の検討、地域連携ネットワークの構築や市民・関係機関への周知等の権利擁護支援の充実が必要です。また、虐待相談窓口の周知、虐待を見逃さない地域づくりを進めることも重要です。

②　困難を抱える人への支援

本市では、生活困窮者自立支援制度に基づき、仕事や暮らし等、様々な課題を抱える方の相談に「くらしと仕事の相談」で対応し、就労、住居確保、家計の見直し及び子どもの学習・生活等に対する支援を行い、生活困窮者の自立に向けた支援を行っています。また、住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害のある人、子どもを養育している方、その他住宅の確保に特に配慮を要する方々）に対する住宅確保に係る支援を進めています。

一般市民へのアンケート調査では、将来の備えへの不安では「預貯金や生活費の管理のこと」が４２．４％で最も多くなっています。

今後も継続して取組を進めるとともに、「くらしと仕事の相談」の相談員及び現在実施している事業の質的向上に努めるとともに、各事業の効果的な連携に努める必要があります。また、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、住宅部局と福祉部局の連携をより一層強化する必要があります。

③　自然災害や犯罪から身を守るための支援

本市では、避難行動要支援者名簿事業の周知及び個別避難計画の作成、府中市社会福祉協議会とともに防災の意識啓発、支え合いの体制づくりを進めています。

一般市民へのアンケート調査では、地域の防災対策に満足しているのは３１．６％であり、災害時の不安や心配ごとを抱えている人は多くなっています。

グループディスカッションでは、地域の防災対策の課題、避難行動要支援者の課題（防

災意識が低い、避難所に行けない、要援護者の避難の支援)、詐欺が多い等の課題が出されており、地域の“ちから”を活かしてできることとして、防災訓練、防災について話し合える場づくり、避難所の情報の周知、避難行動要支援者への対応策の検討、防犯対策が出されました。

障害者福祉団体、障害福祉サービス事業所へのアンケート調査では、地震や災害など緊急時にひとりで避難できる人は半数にとどまることから、多くの人を巻き込みながらの防災対策、避難行動要支援者の支援を検討することが必要です。

④　福祉サービスを安心して利用するための支援

本市では、福祉サービス提供体制及び質を確保するため、事業継続計画（ＢＣＰ）の作成支援、事業者間の情報ネットワークの構築支援、福祉サービス事業者への運営指導、福祉サービス第三者評価制度の普及・促進を行っています。また、市内の福祉の専門的な人材の確保ができるよう、「社会福祉士資格取得費用助成事業」及び「介護職員初任者研修費用助成事業」を実施しています。

介護保険サービス事業者へのアンケート調査では、介護職は若い世代の人材の確保・育成が課題となっており、障害福祉サービス事業所へのアンケート調査では、人材の確保・育成・定着についての課題は、「採用募集をかけても応募がない」が６割となっています。

さらに、高齢者や障害のある人のアンケート調査では安心してサービスを受けられる体制へのニーズが多数出されており、それらの結果も受けて地域福祉の分野では、今後は高齢、障害分野と連携しながらサービス提供体制の充実や人材の確保・育成・定着支援に向けた取組が必要です。

（５）福祉のまちづくりの推進

①　心のバリアフリーの推進

本市では、全ての市民が、地域には、高齢者、障害のある人、子ども、外国人等、多様な人が生活していることへの理解を深め、助け合い、支え合う気持ちが持てるよう、地域福祉への理解と意識の醸成を図っています。

一般市民へのアンケート調査では、福祉の諸問題は社会の課題であると考える人は多いものの、福祉用語についてはいずれも「言葉を知っているが内容は知らない」が３～４割おり、全般的に福祉への理解が必要です。また、一般市民と高齢者へのアンケート調査で共通質問とした「認知症」について、内容を知っている人は一般市民で多かったものの、認知症になった場合の暮らし方では一般市民が高齢者より「介護施設（入所施設）などで必要な支援を受ける」を選択する割合が高く、当事者や介護者、地域の視点からの対話が必要です。

グループディスカッションでは、参加者から、外国人の方の支援や障害者支援の課題も出され、受け身から能動へ、市民の意識と行動を変えるための具体的方法が出されました。

あらゆる主体が地域を理解し、福祉を理解することとあわせ、市民が心のバリアフリーの意識、当事者意識を持って能動的に支え合い・助け合いに参加すること、それをもって

共生社会や地域共生社会の実現を目指していくことが必要です。

②　情報・物理的・制度のバリアフリーの推進

本市では、障害物が取り除かれた歩道や道路等の物理的なバリアフリー、誰もが希望する社会活動に参加及び参画することを支援することによる制度のバリアフリー、分かりやすい案内標示や手話通訳の配置や音声ガイド等による情報のバリアフリーに取り組んでいます。

一般市民へのアンケート調査では、『公園、道路等を含むまち全体』が＜整備されている＞と感じる割合は３２．４％であり、福祉のまちづくりのために優先的に取り組む必要があることは「高齢者、障害等のある方、乳幼児を連れた方が歩きやすい道路の整備」、「交通安全や防犯等、安全、安心に暮らすための体制整備」、「公共施設や公共交通機関のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進」が多く、ハード面でのバリアフリー・ユニバーサルデザインが望まれる結果となっています。

グループディスカッションでは地域資源不足（医療、福祉）、買い物が不便、店が少ない、移動困難や空き家の課題も出されましたが、企業等とも連携した空き家の活用・リノベーション、文化センターを気軽に立ち寄れる場所にする、外出しやすい環境整備もアイデアとして出されました。

今後は、道路整備、安全・安心に暮らすための体制整備、公共施設や公共交通機関のバリアフリー・ユニバーサルデザインの実現に向けて、継続して取り組んでいくことが必要です。

第３章　計画の基本的考え方

第３章　計画の基本的考え方

１　計画の理念

本市では、まちづくりの基本指針である総合計画において、「きずなを紡ぎ、未来を拓く　心ゆたかに暮らせるまち　府中」を将来像に掲げ、基本目標の一つを保健福祉分野の基本目標として「人と人とが支え合い　誰もが幸せを感じるまち」とし、総合的・計画的に施策を推進しています。

本市の福祉施策は、これまで福祉計画（上位計画）の「みんなでつくる、みんなの福祉～つながりあい、支え合い、安全で安心して暮らせるまちの実現へ～」を基本理念に、「尊厳の保持」、「身近な地域における課題解決力の強化」、「多様な主体による協働・連携」の考え方の下で福祉施策を推進してきました。

社会福祉法等に基づき、地域福祉計画を上位計画として策定するに当たり、本市では、福祉計画及び地域福祉計画の基本理念や考え方を継承するとともに、関連計画での考え方も取り込み、改めて、制度及び分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて人と人、人と社会とがつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる、包摂的な地域や社会をつくる、本市に相応しい「地域共生社会」を目指していきたいと考えています。

以上を踏まえ、本市では新たな計画の基盤となる考えを基に、市と市民、市と関係機関等、多様な主体の協働による、地域共生社会の実現を目指し、次の理念のもと、新たな地域福祉計画・福祉のまちづくり計画として施策を進めていきます。

理念

みんなでつくる、つながり合い・支え合う

「ともに生きるまち」

２　計画の基盤となる考え

本市の課題に対応し、地域福祉及び福祉のまちづくりを推進するため、次の３つの考えを計画の基盤として取組を進めていきます。

（１）社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）

社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）とは、年齢、性別、国籍、障害の有無、性的指向、宗教、価値観などの違いを持つ人々が、排除や差別を受けることなく、平等に機会を得て社会に参加できる状態を指します。

また、社会的包摂は、教育や職場、地域社会など様々な場面で実践され、全ての人が参加できる環境づくりを目指す考え方です。

本市では、高齢者も障害のある人も子どももみんなが地域を支え合う存在であるという、ソーシャル・インクルージョンの理念に基づく、福祉施策を推進します。

（２）尊厳の保持

尊厳の尊重は、一人ひとりの基本的な人権、担い手として、利用者としての権利を守り、その人らしい自立した生き方を支援することです。

あらゆる人の尊厳が保持されるよう、差別の禁止、虐待防止、日常生活における権利擁護、本人の自己決定を尊重した意思決定支援、尊厳を守るケア、地域社会とのつながりの確保等を重視します。

（３）ウェルビーイング（一人ひとりの幸福・地域の幸福）

ウェルビーイング（Well－being）は、身体的健康だけでなく精神的・社会的な充足を含む健康状態を指す概念であり、一人ひとりの幸福は、地域の幸福とつながるものである、といわれるようになっています。

本市においてもあらゆる市民が心身ともに健やかで、その人らしく、自立して、暮らせる地域社会と福祉の実現を図ります。居場所とつながりづくりを通して地域コミュニティの強化を図ります。

３　計画の基本目標

「みんなでつくる、つながり合い・支え合う「ともに生きるまち」」の実現に向けて、次の５つの目標を設定し、計画を推進します。

（１）市民協働で進める地域づくり

全ての市民が日頃から地域に関心を持ち、孤立することなくつながり合える地域社会の実現に向けて、地域住民が相互に知り合い、交流を深めるための機会や場の創出を推進します。また、地域住民自身による地域の課題への気付きや課題の解決に向けた活動やボランティア活動等に気軽に取り組める仕組みづくり、地域福祉を担う人材の育成、地域福祉活動の推進の支援等、地域力の強化を推進します。

【取組の方針】

■地域福祉活動の促進

■多様な主体との協働の推進

■再犯防止の地域づくり

（２）包括的な相談支援体制の推進

複合的な課題を抱えた人が、適切かつ切れ目のないサービスの提供が受けられる等、誰もが安心して生活できる地域とするため、分かりやすい情報提供体制や相談窓口の充実、庁内及び関係機関の連携等、包括的な相談支援体制の整備を進めます。

【取組の方針】

■情報提供の充実

■相談支援の充実

■関係機関との連携強化

（３）いきいきと健康に暮らすための環境づくり

いつまでも生き生きと健康に暮らせるよう、市民が主体的に健康づくりや介護予防等に取り組むことができる環境づくりを推進します。

【取組の方針】

■心身ともに健康に過ごす支援

■自立を支えるための支援

■孤立することなく生きがいを感じながら暮らすための支援

■こころと命を支え合う支援

（４）誰もが安心して暮らせる仕組みづくり

一人ひとりの年齢、心身の状態や取り巻く状況に関わらず、個人の意思や選択が尊重され、自立して自分らしく暮らすための支援を進めます。また、避難行動要支援者及び要配慮者への支援体制の強化、地域における支え合い体制づくり、ならびに地域での防犯対策の推進を通して、市民が自然災害や犯罪から身を守る支援を充実します。

さらに、事業者・事業者団体への支援や多様な人材の確保・育成・定着を通して、福祉サービスを安心して円滑に利用できるような支援を充実します。

【取組の方針】

■尊厳をもって自分らしく暮らすための支援
■困難を抱える人の支援
■自然災害や犯罪から身を守るための支援
■福祉サービスを安心して利用するための支援

（５）福祉のまちづくりの推進

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できる生活環境その他の環境を作り上げるユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害のある人を含めた全ての人が、安全で、安心して、かつ快適に暮らし、又は訪れることができるまちを目指し、福祉のまちづくりを推進します。

【取組の方針】

■心のバリアフリーの推進
■情報のバリアフリーの推進
■物理的なバリアフリーの推進
■制度のバリアフリーの推進

4　計画の体系

本計画の理念、基本目標の達成を目指し、ソフトとハードの両面からの一体的な地域福祉と福祉のまちづくりの推進に向けて、施策及び事業を展開します。なお、包含される「成年後見制度利用促進基本計画」・「再犯防止推進計画」、「重層的支援体制整備事業実施計画」に関連する施策や本計画と関連計画とで共通して取り組む施策に対して、＜重点施策＞と位置付けることとします。

基本目標	取組の方針	施策
1　市民協働で進める地域づくり	（1）　地域福祉活動の促進	①　地域福祉を担う人材の育成と支援
		②　地域活動・ボランティア活動の充実＜重点施策＞
	（2）　多様な主体との協働の推進	①　市民及び企業等との協働の推進
	（3）　再犯防止の地域づくり	**①　再犯防止等の推進（府中市再犯防止推進計画）＜重点施策＞**
2　包括的な相談支援体制の推進	（1）　情報提供の充実	①　福祉情報提供体制の充実
	（2）　相談支援の充実	①　多様なニーズに対応した相談体制の充実
		②　包括的に支援する体制の整備＜重点施策＞
	（3）　関係機関との連携強化	①　社会福祉協議会との連携の強化
		②　医療・介護・福祉・教育などの連携の強化
3　いきいきと健康に暮らすための環境づくり	（1）　心身ともに健康に過ごす支援	①　健康づくりへの支援
		②　介護予防の推進
	（2）　自立を支えるための支援	①　日常生活への支援
		②　外出・モビリティ支援
	（3）　孤立することなく生きがいを感じながら暮らすための支援	**①　つながりづくり、社会参加への支援＜重点施策＞**
	（4）　こころと命を支え合う支援	①　自殺防止に向けた取組

＜重点施策＞：本計画の重点施策
★：府中市重層的支援体制整備事業実施計画（第５章参照）に位置付けた取組を含む事業
＜新規＞：新規事業
【高齢重点】：「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第１０期）」の重点施策に関連する事業
【障害重点】：「府中市障害者計画・障害福祉計画（第８期）・障害児福祉計画（第４期）」の重点施策に関連する事業

事業

1　★地域における多様な人材の確保・育成・支援【高齢重点】

2　★地域における見守り・交流機能の強化【高齢重点】
3　★地域における多様な活動の場や居場所づくり
4　★市民の自主活動への支援【高齢重点】
5　情報交換の場の拡充

6　市民協働の推進による、地域福祉活動の拡充

7　再犯の防止等の推進による安全で安心して暮らせる地域づくり

8　当事者の視点に立った情報提供体制と情報の取得支援

9　★身近な相談機能の充実【高齢重点】
10　★福祉の総合相談窓口の充実

11　★地域福祉コーディネーターによるアウトリーチ等を通じた継続的支援
12　★多機関協働による包括的相談支援の推進【障害重点】

13　★地域福祉活動推進事業の支援

14　★多職種による連携及び協議の場の設置・推進＜新規＞

15　ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりの推進・医療機関との連携
16　健康に関する相談・情報提供の充実

17　★自立支援・介護予防・重度化防止のための取組【高齢重点】

18　住まいのバリアフリー化の支援
19　★生活支援の充実

20　現在の外出支援策の拡充＜新規＞

21　★就業機会の拡大
22　★ひきこもりに関する支援
23　孤独・孤立防止の啓発、つながりづくり

24　自殺総合対策計画に定める取組の推進

基本目標	取組の方針	施策
4 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり	（1） 尊厳をもって自分らしく暮らすための支援	**① 成年後見制度をはじめとする権利擁護の推進（府中市成年後見制度利用促進基本計画）＜重点施策＞**
		② 虐待防止の推進
	（2） 困難を抱える人への支援	① 生活困窮者への支援
		② 住まいに関する支援の充実
	（3） 自然災害や犯罪から身を守るための支援	① 地域の防災対策の推進
		② 地域の防犯対策の推進
	（4） 福祉サービスを安心して利用するための支援	① 事業者・事業者団体への支援
		② 多様な人材の確保・育成・定着＜重点施策＞

【福祉のまちづくり推進計画】

5 福祉のまちづくりの推進	（1） 心のバリアフリーの推進	**① 互いを理解し、ともに生きる意識の醸成＜重点施策＞**
	（2） 情報のバリアフリーの推進	① あらゆる人のための情報提供の推進
	（3） 物理的なバリアフリーの推進	① バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
	（4） 制度のバリアフリーの推進	① 全ての人が参加・参画できる制度の推進

＜重点施策＞：本計画の重点施策
★：府中市重層的支援体制整備事業実施計画（第５章参照）に位置付けた取組を含む事業
＜新規＞：新規事業
【高齢重点】：「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第１０期）」の重点施策に関連する事業
【障害重点】：「府中市障害者計画・障害福祉計画（第８期）・障害児福祉計画（第４期）」の重点施策に関連する事業

事業

25　成年後見制度をはじめとする権利擁護の推進
26　多様なニーズに対応した意思決定支援のための情報提供及び相談の充実＜新規＞

27　様々な福祉分野における虐待や暴力に対する取組

28　★生活困窮者の自立支援事業の推進

29　★居住支援の充実

30　避難行動要支援者及び要配慮者に対する支援体制の強化
31　地域における防災をテーマとする意識啓発と支え合いの体制づくり

32　防犯意識の向上

33　福祉サービス事業者への運営支援及び指導（生産性向上、経営支援の視点）

34　福祉人材の確保・育成・定着【高齢重点】【障害重点】＜新規＞

35　福祉教育・啓発活動の推進による福祉意識の醸成
36　多様性の尊重・共生社会の推進【高齢重点】＜新規＞

37　分かりやすく利用しやすい情報提供の推進

38　福祉のまちづくり推進事業
39　ユニバーサルデザイン及びバリアフリーに配慮した公共施設の整備
40　公共施設における誰もが利用しやすい設備の整備
41　公園のバリアフリー化の推進
42　移動のバリアフリー化の推進

43　社会活動等への参加・参画に対する支援の充実

5　評価指標

本計画の推進に当たっては、施策の実効性及び成果を明確に把握するため、ロジックモデルに基づく評価を導入します。

ロジックモデルは、事業や政策が最終的に目指す変化や効果を実現するための道筋を図示化した体系であり、施策の計画・実施・評価の各段階で、関係者間で「何を目指し、何を行い、どのように変化するか」を共通認識化するためのツールとして有効です。

本計画では、ロジックモデルの考え方を取り入れ、基本理念を最終アウトカムとして、基本目標ごとの指標を中間アウトカムとして設定することとします。

計画の見直しに当たっては、データやアンケート調査等を通して市民の状況を測定して、計画進行管理組織の評価に諮りつつ、計画の見直しを行うことが考えられます。

【地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画全体のアウトカム】

評価指標		現状値	目標（Ｒ１４）
基本理念 （全体）	主観的幸福度の平均点 【一般市民調査】	６．９点 （Ｒ７）	上昇

【地域福祉計画】

基本目標１　市民協働で進める地域づくり

評価指標		現状値	目標（Ｒ１４）
基本目標	地域活動・ボランティア活動に取り組んでいる割合 【一般市民調査】	１７．０％ （Ｒ７）	上昇
取組の方針１	ボランティアセンター登録ボランティア数 【現計画進行管理表 P1】	個人登録：425 人 団体登録：56 団体 （Ｒ６）	増加
取組の方針２	市と各活動団体が協働実施している事業数 【現計画進行管理表 P12】	１９８件 （Ｒ６）	増加
取組の方針３	再犯者率	４４．４％ （Ｒ６）	低下

基本目標２　包括的な相談支援体制の推進

評価指標			現状値	目標（Ｒ１４）
基本目標		居住地域の満足度「相談できる体制」に満足している割合（「満足している」＋「どちらかといえば満足している」）【一般市民調査】	２５．６％（Ｒ７）	上昇（Ｒ１４）
	取組の方針１	①介護保険ガイド&おとしよりのふくし ②障害者のしおり 発行部数	①14，000部 ②2，000部	―
	取組の方針２	地域福祉コーディネーターによる困りごと相談会での相談件数	６，４６２件	増加
	取組の方針２・３	課題が混在する複雑な事例のうち、最初に受け付けた機関のみで対応すべき関係機関の整理を完了した割合【相談支援機関等アンケート調査】	８６％（Ｒ７）	９０％（Ｒ１１）

基本目標３　いきいきと健康に暮らすための環境づくり

評価指標			現状値	目標（Ｒ１４）
基本目標		健康状態がよいと考えている人の割合（「とてもよい」＋「まあよい」）【一般市民調査】	７９．９％（Ｒ７）	上昇
	取組の方針１	特定健康診査受診率【現計画進行管理表 P43】	４９．１％（Ｒ６）	上昇
	取組の方針２	府中市社会福祉協議会の在宅福祉助け合い事業の協力会員登録者数【現計画進行管理表 P47】	３２９人（Ｒ６）	増加
	取組の方針３	ひきこもり新規相談件数【現計画進行管理表 P37】	１３件（Ｒ６）	増加
	取組の方針４	自殺死亡率	１５．３３人／１０万人（Ｒ７）	低下

基本目標４　誰もが安心して暮らせる仕組みづくり

評価指標			現状値	目標（Ｒ１４）
基本目標		暮らしの問題や福祉などの困りごとの相談相手がいない割合 【一般市民調査】	４．３％ （Ｒ７）	低下
	取組の方針１	判断能力の低下した高齢者や障害のある人の生活支援を行う市民後見人の受任者数	２５人 （Ｒ７）	増加
	取組の方針２	生活困窮者の自立相談支援 新規相談件数	４８７件 （Ｒ６）	増加
	取組の方針３	避難行動要支援者名簿登録者数 【現計画進行管理表 P14】	９，１６７人 （Ｒ６）	増加
	取組の方針４	①社会福祉士資格取得費用助成件数 ②介護職員初任者研修費用助成件数 【現計画進行管理表 P41】	①６件 ②１４件 （Ｒ６）	増加

【福祉のまちづくり推進計画】

基本目標５　福祉のまちづくりの推進

評価指標			現状値	目標（Ｒ１４）
基本目標		まち全体のユニバーサルデザインが整備されていると思う割合（「整備されている」＋「やや整備されている」） 【一般市民調査】	３２．４％ （Ｒ７）	上昇
	取組の方針１	「心のバリアフリー」という言葉を知っている割合 【総合計画に関する市民意識調査】	39．5% （Ｒ７）	上昇
	取組の方針 ２～４	バリアフリー基本計画に位置付けられた特定事業計画における各施設設置管理者が実施した特定事業件数	●件	●件

更新予定

第４章　基本目標に向けた取組

第４章　基本目標に向けた取組

基本目標１　市民協働で進める地域づくり

全ての市民が日頃から地域に関心を持ち、孤立することなくつながり合える地域社会の実現に向けて、地域住民が相互に知り合い、交流を深めるための機会や場の創出を推進します。また、地域住民自身による地域の課題への気付きや課題の解決に向けた活動やボランティア活動等に気軽に取り組める仕組みづくり、地域福祉を担う人材の育成、地域福祉活動の推進の支援等、地域力の強化を推進します。

取組の方針（１）地域福祉活動の促進

地域住民自身が地域生活課題に気付き、課題の解決に向けた活動やボランティア活動等に参加するなどの地域福祉活動の促進のため、地域福祉を担う人材の育成、地域活動・ボランティア活動の支援、地域における多様な活動の場や居場所づくり、各団体が連携できる仕組みづくりを行います。

施策①　地域福祉を担う人材の育成と支援

事業番号１．地域における多様な人材の確保・育成・支援　【重層事業】【高齢重点】

地域福祉を担う人材の確保・育成・支援を進めるため、民生委員・児童委員、ボランティア等、様々な形による地域の福祉への参加を促し、活動を支援します。

取　組	内　容
ボランティアセンター等の活用による多様な人材の確保・育成	・幅広い年齢層の参加促進に努め、多様な人材の確保・育成を図る。
民生委員･児童委員活動への支援	・民生委員・児童委員の活動内容を周知するとともに、福祉エリアを基礎とする地区割においても民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりに努める。
関係団体への支援	・府中地区保護司会や府中市赤十字奉仕団等の活動強化のための取組を行う。
福祉分野におけるボランティア活動の推進	・高齢者の社会参加の促進、介護予防の推進、地域における支え合い体制の強化及び介護現場の負担軽減を図るため、福祉分野における多様なボランティア活動の実態を把握するとともに、登録者情報の一元管理や活動情報の提供を行う共通プラットフォームの整備、共通ポイント制度の導入を検討し、誰もが参加しやすい新たなボランティア活動の仕組みづくりを検討する。

施策②　地域活動・ボランティア活動の充実 ＜重点施策＞

事業番号２．地域における見守り・交流機能の強化 【重層事業】【高齢重点】

高齢者、障害のある人、子ども及び子育てをしている人等、様々な人が地域とのつながりを保つため、地域における見守り・交流機能の強化を進めます。

取　組	内　容
高齢者に対する地域での見守り活動の充実	・見守りの必要な高齢者を支援するため、地域住民や自治会・町会等、民生委員・児童委員、シニアクラブ、地域包括支援センター等に加えて、広く福祉関係団体やマンション管理組合等との連携構築の検討により、見守りネットワークによる地域連携を強化する。
認知症高齢者を支えるまちづくりの推進	・認知症サポーターを養成し、認知症のある人と家族の支援体制を構築する。 ・オレンジサロンを実施するとともに、チームオレンジの立ち上げ及び運営を支援する。
障害のある人の地域参加・地域交流の促進	・障害のある人が地域の一員として地域に参加することを促進するため市民主体の地域交流、地域活動を支援する。
地域における子育て支援事業の充実	・子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）、子どもの居場所づくりなど、地域における子育て支援事業の充実を図る。

事業番号３．地域における多様な活動の場や居場所づくり 【重層事業】

身近な地域において、住民主体による多様な活動拠点づくりを進めるとともに、居場所づくりや交流の場づくりを推進し、市民が地域に参加・参画するきっかけとつながりを作ります。

取　組	内　容
文化センター等を活用した福祉活動の推進	・市に福祉団体として登録した団体が、公共施設で活動する際の支援を行う。 ・文化センター又は圏域別の多様な拠点を活用し、地域で進められる福祉活動の場・機会の提供を行うほか、学習、交流、相談など、多様な福祉活動の支援を行う。 ・文化センターが福祉施策推進の場として、一層の活用が図られるよう検討する。
多様な活動の場や居場所づくりの推進	・身近な地域において、住民ニーズに即した多様な福祉活動を広げるため、子ども・若者、高齢者、障害者等地域での活動の場、居場所を増やす取組を進める。 ・幅広い世代の市民活動を促していくため、居場所機能もある多世代交流拠点の設置も検討する。

取　組	内　容
活動拠点の拡充	• 地域のニーズに即した福祉活動の拠点として、既存の公共施設のほか、空き家等の民間スペースの活用を検討する。

事業番号４．市民の自主活動への支援　【重層事業】【高齢重点】

市民の自主的な地域福祉活動を推進するための支援を行います。

取　組	内　容
自主的な健康づくり・介護予防・フレイル予防への支援	• 介護予防推進センターでの教室・講座・研修、「地域交流ひろば」（通いの場）の活用を通して、健康づくり・介護予防・フレイル予防を展開する。あわせて、専門職の支援による市民の健康の管理も行う。 • 地域において自主的に健康づくりを推進する個人・団体を「元気いっぱいサポーター」として登録し、その活動を支援する。
交流活動の支援	• 市民活動センターの運営を通じて、市民活動に取り組む市民・団体を支援するとともに、市民活動団体の活動拠点や交流、相談の場を提供する。
地域での自主的な福祉活動の支援	• わがまち支えあい協議会等による地域の実情・ニーズに応じた自主的な支え合い活動等を支援し、支え合いのまちづくりを推進する。
あらゆる市民の地域参加の促進	• 知識や経験をいかして地域で活躍できるよう、定年後のシニア世代や活動を始めたい人、外国人住民への情報提供、機会や活動の場の確保を支援する。
小地域活動の推進	• 自治会・町会をはじめとする小地域活動による助け合い・支え合いの活動を推進するための支援を行う。
地域活動のための自主財源の確保に対する支援	• 市民活動団体の自主財源の確保に関する情報を紹介する。また、事業収益の確保等に関する窓口相談や専門相談を実施する。

事業番号５．情報交換の場の拡充

福祉活動を目的とする関係団体による情報交換を行います。

取　組	内　容
情報交換の場の拡充	• 民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会・町会等及びＮＰＯ等の地域福祉活動を行う団体や各福祉分野の相談機関等も含めた情報交換を行うとともに、コミュニティ協議会や自主防災連絡会など、福祉エリアで活動する他分野の団体等との交流、連携・協働を推進する。

取組の方針（２）多様な主体との協働の推進

地域の課題解決のための活動をより広く展開していくため、多様な主体が協働する仕組みづくりを推進します。

施策①　市民及び企業等との協働の推進

事業番号６．市民協働の推進による、地域福祉活動の拡充

市と市民及び企業等との協働の取組を推進します。

取　組	内　容
多様な主体との連携	・ＮＰＯ・ボランティア団体、大学、事業者等の多様な主体との連携を強化するとともに、市民と行政との協働を推進し、地域福祉活動の充実を図る。 ・市民協働による地域福祉事業の推進に向けて、中間支援組織等への支援を充実させる。
地域との連携の推進	・福祉団体及び福祉施設等と地域との交流を推進する。 ・保育所・地域包括支援センターなどの福祉施設・機関が、地域の自主的な福祉活動に対して、情報提供、相談事業を行うなど、地域との連携を推進する。

取組の方針（３）再犯防止の地域づくり

様々な課題を抱える人も含めた全ての人が、自立や社会に参加しながら暮らすことができるよう、相談支援、就労や住居確保のための支援など社会参加に向けた支援を行います。

施策①　再犯防止等の推進（府中市再犯防止推進計画）　＜重点施策＞

事業番号７．再犯の防止等の推進による安全で安心して暮らせる地域づくり

犯罪をした者等が、孤立せず社会を構成する一員となり、再び罪を犯すことなく、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるため、就労及び住居確保に係る支援、保健医療及び福祉サービスの利用の促進、子どもたちに対する非行防止に係る取組、民間協力者の活動の促進及び市民に対する再犯防止等についての広報・啓発活動の推進等を行います。

取　組	内　容
就労及び住居の確保支援	・ホームページ、広報紙において、協力雇用主制度の周知を図る。 ・関係機関等と連携し、就労及び住居の確保について支援する。

取　組	内　容
保健医療及び福祉サービスの利用促進	• 必要な保健医療及び福祉サービスにつなげる。 • 薬物乱用防止については、東京都に協力して啓発活動を推進する。
非行防止等の取組の推進	• 青少年の健全な育成のための事業を推進する。
民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進	• 府中地区保護司会等の活動の促進を支援する。 • 「社会を明るくする運動」や「国際更生保護ボランティアの日」の周知を含め、更生保護及び再犯防止に関する広報・啓発を推進する。
国・民間関連団体等との連携強化等	• 刑務所、保護観察所、東京都のほか、保護司会、更生保護女性会やＢＢＳ会などの民間団体との連携を強化し、再犯防止を推進する。

【コラム】府中市再犯防止推進計画について

コラム

府中市再犯防止推進計画について

【再犯防止とは】

犯罪をした者等の中には、望まない孤独や社会的孤立などの生きづらさを抱えており、立ち直りの過程で多くの困難に直面する人が少なくありません。これらの課題に対応し、再犯を防止していくためには、社会に復帰したときに地域から孤立することなく、自分らしく暮らしていくことのできる、地域共生社会の実現が鍵となります。このことから、本市ではこの「再犯防止推進計画」を、地域共生社会の実現を目指す「地域福祉計画」に包含して策定し、推進しています（「再犯の防止等の推進に関する法律」（第８条））。

【基本的施策】

府中市再犯防止推進計画は、国の基本的施策に基づき、保護司や民間事業主と連携しながら、次のような施策を推進しています。

〇就労・住居の確保等を通じた自立支援 〇保健医療・福祉サービスの利用促進のための取組
〇学校等と連携した非行防止等の実施　〇民間協力者の活動の促進、広報啓発活動の推進
〇安心できるまちづくりでの取組

【社会を明るくする運動とは】

「社会を明るくする運動」は、再犯防止推進計画を推進するために、犯罪や非行の防止と、過ちを犯した人の立ち直りを地域で支える全国的な運動です。誰もが孤立することなく、地域の中で支え合いながら暮らせる社会を目指す点で、地域共生社会の実現にもつながる取組です。本市では、国や保護司会をはじめとする関係団体等と連携し、府中刑務所見学会、街頭広報活動や講演会、国際更生保護ボランティアの日（４月１７日）のライトアップ事業などを通じて理解促進に取り組み、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進しています。

基本目標２　包括的な相談支援体制の推進

複合的な課題を抱えた人が、適切かつ切れ目のないサービスの提供が受けられる等、誰もが安心して生活できる地域とするため、分かりやすい情報提供体制や相談窓口の充実、庁内及び関係機関の連携等、包括的な相談支援体制の整備を進めます。

取組の方針（１）情報提供の充実

支援を必要とする人や福祉サービスを利用する人が、必要とする福祉に関する情報を得ることができるよう、多様な媒体による分かりやすい情報提供を行います。

施策①　福祉情報提供体制の充実

事業番号８．当事者の視点に立った情報提供体制と情報の取得支援

誰もが相談窓口や利用できる制度についてなど、福祉に関する必要な情報を得ることができるよう、情報の内容及び情報の提供体制を充実させます。

取　組	内　容
分かりやすい情報の提供	・福祉情報冊子・パンフレット等による、分かりやすくきめ細やかな情報提供を行う。 ・情報を分野別に収集し、必要な情報が入手しやすいように情報提供を行う。
使いやすい制度についての情報提供	・多様な広報手段により、誰もが社会活動に参加できるよう、様々な制度について情報提供の充実に努める。

取組の方針（２）相談支援の充実

身近な地域で相談支援につながる仕組みづくりを進めるとともに、複合化・複雑化した課題の解決に向けて包括的に支援する体制を構築します。

施策①　多様なニーズに対応した相談体制の充実

事業番号９．身近な相談機能の充実　【重層事業】【高齢重点】

地域福祉コーディネーターによる文化センターでの困りごと相談会の更なる周知を図るなど、身近な地域における相談窓口の活用を促進します。

また今後は、介護者（ケアラー）が孤立することなく、生きる権利が守られ、豊かな生活を送れるようにする介護者（ケアラー）支援を充実させます。

取　組	内　容
身近な相談窓口の充実	・身近な相談窓口である民生委員・児童委員及び地域福祉コーディネーターの周知を図るとともに、市民が必要なときに気軽に相談できる環境づくりを進める。

取　組	内　容
利用者の立場に立った相談体制の充実	• 市民、団体、民間等とも連携し、当事者、当事者家族の視点からの相談を充実させる。 • 高度化、多様化する福祉相談業務に的確に対応できる職員を育成し、利用者の立場に立った相談体制を充実させる。
苦情相談窓口の充実	• 福祉サービスの利用に関する苦情に対して、苦情相談窓口で対応し、解決に努める。
介護者（ケアラー）への支援	• 介護者（ワーキングケアラーやヤングケアラーなど）が抱える課題の解決に向け、関係する福祉部門との連携体制の構築を検討し、介護者支援の充実を図る。

事業番号１０．福祉の総合相談窓口の充実　【重層事業】

年齢や属性にかかわらず福祉に関する相談を幅広く受け、内容に応じて必要な支援を受けられる窓口へ丁寧につなぐなど、制度の狭間にあるような課題、どこに相談したらいいか分からない課題への必要な支援のきっかけとなるように総合相談窓口の強化に努めます。

取　組	内　容
福祉総合相談窓口の充実	• 福祉総合相談窓口において、年齢や属性を問わず、福祉に関する相談を幅広く受け止めて、アセスメントを行い、適切な部署、支援につなげる。

施策②　包括的に支援する体制の整備　＜重点施策＞

事業番号１１．地域福祉コーディネーターによるアウトリーチ等を通じた継続的支援【重層事業】

複雑化・複合化した課題を抱えていることにより、必要な支援が届かない人に対して、地域福祉コーディネーターを中心にアプローチし、支援につなげます。

取　組	内　容
支援を必要とする人へのアウトリーチと伴走支援の推進	• 民生委員、行政、住民等から入る情報に対して、地域福祉コーディネーター等が関連機関や地域と連携しながら、訪問、近隣の聞き取り、ポスティング等によるアプローチを実施する。 • 支援が届きにくい人へは、地域福祉コーディネーター等がアウトリーチを行い、継続的に個別支援を実施する。

事業番号１２．多機関協働による包括的相談支援の推進　【重層事業】【障害重点】

分野ごとの相談支援体制では、解決が困難な課題について、多機関が連携して解決に向けた支援をするための体制を構築します。

取　組	内　容
地域生活課題の共有・解決	• 地域生活課題の共有・解決のため、庁内及び関係機関との連携体制の確保に努める。
部門別相談窓口の連携強化	• 地域包括支援センター、基幹相談支援センター、地域生活支援センター、子ども家庭支援センターたっち・子育て世代包括支援センターみらい、子ども発達支援センターはばたき等の相談窓口間の連携を強化する。
多機関協働の包括的な相談支援体制の構築	• 市役所内及び社会福祉協議会内の各部署に相談支援包括化推進員を配置し、各部署内における日々の相談業務や必要な支援機関との連携のバックアップを行う。 • 複合的な課題を抱える人・世帯について、支援関係機関による役割分担が望ましいケースについて、情報提供・情報共有、見守りと支援方針の理解と検討、緊急対応の検討、支援チームでの役割分担を目的として、相談支援包括化推進員が参加する支援会議・重層的支援会議を開催する。 • 相談支援包括化推進員が出席する相談支援包括化推進会議を定例で開催し、包括的な相談支援体制の構築を推進する。

取組の方針（３）関係機関との連携強化

府中市社会福祉協議会の活動を支援し、地域福祉の推進のための取組を連携して進めます。また、包括的支援体制の拡充に向けて、多職種連携及び協議の場をより一層深化・発展させます。

施策①　社会福祉協議会との連携の強化

事業番号１３．地域福祉活動推進事業の支援　【重層事業】

地域福祉活動計画の推進を支援します。

取　組	内　容
地域福祉活動推進事業の支援	• 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画と連携する地域福祉活動計画の推進を支援する。

施策②　医療・介護・福祉・教育などの連携の強化

事業番号１４．多職種による連携及び協議の場の設置・推進　【重層事業】＜新規＞

包括的支援体制の拡充に向けて、地域包括ケアシステム推進のために設置・推進されてきた多職種連携及び協議の場を、より一層深化・発展させていきます。

取　組	内　容
多職種による連携及び協議の場の設置・推進	・ 包括的支援体制の拡充に向けて、医療・介護・福祉・教育の更なる連携強化を図るため、「在宅医療・介護連携会議」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム連絡会議」、「医療的ケア児支援推進連携会議」等の協議の場を充実させる。

基本目標３　いきいきと健康に暮らすための環境づくり

いつまでも生き生きと健康に暮らせるよう、市民が主体的に健康づくりや介護予防等に取り組むことができる環境づくりを推進します。

取組の方針（１）心身ともに健康に過ごす支援

生き生きと健康に暮らし続けるためには、市民一人一人が日頃から自らの健康に関心を持ち、健康づくりに取り組むことが必要です。それぞれのライフコースアプローチを踏まえた健康づくりへの支援と、介護予防の推進を図ります。

施策①　健康づくりへの支援

事業番号１５．ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりの推進・医療機関との連携

健康状態が生活習慣や社会環境の影響を受け、次世代の健康にも影響する可能性があることから、ライフコースアプローチの視点に立ち、各ライフステージに応じた健康づくりに取り組み、医療機関との連携を推進します。

取　組	内　容
医療機関との連携	・ 医療機関と連携した健康教育事業を実施する。 ・ かかりつけ医等（医科・歯科・薬局）の普及を促進する。
各種健康診査・検診等の実施	・ 様々な疾病の早期発見及び生活習慣病の予防のため、各種検診及び特定健康診査等を実施する。

事業番号１６．健康に関する相談・情報提供の充実

健康に関する相談・情報提供の充実を図ります。

取　組	内　容
健康に関する相談・情報提供の充実	・ 健康に関する相談・情報提供の充実を図る。

施策②　介護予防の推進

事業番号１７．自立支援・介護予防・重度化防止のための取組　【重層事業】【高齢重点】

健康で生き生きと暮らし続けるため、介護予防事業の充実を図ります。

取　組	内　容
健康づくり･介護予防の場と機会の提供	• ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりに取り組むための場や機会を提供する。
介護予防事業の充実	• 介護予防の必要性等について周知する。 • 介護予防推進センターや地域包括支援センター等において介護予防事業を実施する。 • 各地域で介護予防活動の取組が広められるよう介護予防サポーター等の地域人材を育成する。 • 介護予防の自主グループの立ち上げや活動の継続を支援する。

取組の方針（２）自立を支えるための支援

全ての人が地域でつながりあい、自己決定をしながら、心身ともに自立し、自分らしく暮らせるようになるための支援を行います。

施策①　日常生活への支援

事業番号１８．住まいのバリアフリー化の支援

高齢者や障害のある人が住み慣れた家で安心して生活が続けられるよう、改修のための相談や費用助成による住まいのバリアフリー化を支援します。

取　組	内　容
住まいのバリアフリー化	• 高齢者や障害のある人が住み慣れた家で安心して生活が続けられるよう、改修のための相談や費用助成を行い、住まいのバリアフリー化を支援する。

事業番号１９．生活支援の充実　【重層事業】

公的なサービス以外の制度や様々な主体や方法による生活支援の充実を図ります。

取　組	内　容
多様な主体や方法による生活支援の推進	• ファミリー・サポート・センター事業や社会福祉協議会の在宅福祉助け合い事業など、住民主体の生活支援のサービスの展開を支援する。 • ボランティア等による生活支援のサービスの充実と担い手の増加を図る。

施策②　外出・モビリティ支援

事業番号２０．現在の外出支援策の拡充 ＜新規＞

市民の日常生活や社会参加を支えるために、現在行われている外出支援を拡充します。

取　組	内　容
あらゆる市民が利用しやすい移動支援の充実	・鉄道、路線バス、コミュニティバス等、既存の地域公共交通の維持を図る。 ・介護予防・日常生活支援総合事業を見直していく中で、日常生活圏域ごとの取組も参考にしながら、必要に応じて新たなサービスの拡充を検討する。 ・外出のサポートが必要な障害のある人が必要なときに支援が受けられるよう、移動支援事業の充実を検討する。

取組の方針（３）孤立することなく生きがいを感じながら暮らすための支援

誰もが社会的孤立に陥ることなく生きがいを感じながら暮らすための相談支援や、就労機会の拡大を図ります。また、社会福祉法の改正に伴う、頼れる身寄りのない高齢者等への支援に関する新たな事業についても、今後検討を進めていきます。

施策①　つながりづくり、社会参加への支援 ＜重点施策＞

事業番号２１．就業機会の拡大 【重層事業】

高齢者、障害のある人、ひとり親等の就労機会の拡大に努めます。

取　組	内　容
就業機会の拡大	・高齢者の知識や経験をいかせるよう、シルバー人材センターと連携し、就業等の活動機会の提供及び社会参加の機会を拡大する。 ・いきいきワーク府中やハローワーク等と連携し、高齢者の就業を支援する。 ・障害のある人の能力に着目した職域の拡大を検討するとともに、企業等との連携を図り、障害のある人の雇用促進に努める。 ・ひとり親の経済的な自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定事業や資格取得のための給付金事業により就業を支援する。

事業番号２２．ひきこもりに関する支援　【重層事業】

ひきこもりに悩む人や家族の支援を行います。

取　組	内　容
ひきこもりに関する支援	・ 様々な関係機関等と連携し、ひきこもり状態にある方やその家族からの相談を受けるとともに、必要に応じて医療・福祉・就労等の関係機関へつなぎ、それぞれの状況や希望に応じた支援を行います。また、外出が困難な方などに対しては訪問等によるアウトリーチ支援を実施するとともに、SNS等を活用した情報発信や相談窓口の周知を行い、支援を必要とする方が適切な支援につながることができる環境づくりを推進します。

事業番号２３．孤独・孤立防止の啓発、つながりづくり

多様な機関と連携したフォーラムやイベント、相談・電話相談。居場所づくりやつながりサポーター養成に関する周知活動を行い、協働・共創による孤独・孤立対策を推進します。

取　組	内　容
企業、NPO、医療・福祉関係機関等と連携した事業の推進	・ 企業・ＮＰＯ、医療・福祉関係機関等と連携し、社会的孤立を考える官民連携での事業を推進する。 ・ 孤独・孤立ダイヤルの啓発とともに相談や地域とのつながりづくり・居場所づくりを進める。
身寄りのない高齢者等への支援	・ 生活の安全・安心の支援策、老い支度相談、関係機関や民間とも連携した、頼れる身寄りのない高齢者等への支援策を検討する。

取組の方針（４）こころと命を支え合う支援

「こころといのちを支えあうまち」を目指して策定された府中市自殺総合対策計画を推進します。

施策①　自殺防止に向けた取組

事業番号２４．自殺総合対策計画に定める取組の推進

府中市自殺総合対策計画に定める取組の推進を図ります。

取　組	内　容
府中市自殺総合対策計画に定める取組の推進	・ 府中市自殺総合対策計画に定める取組の推進を図る。

基本目標４　誰もが安心して暮らせる仕組みづくり

一人ひとりの年齢、心身の状態や取り巻く状況に関わらず、個人の意思や選択が尊重され、自立して自分らしく暮らすための支援を進めます。また、避難行動要支援者及び要配慮者への支援体制の強化、地域における支え合い体制づくり、ならびに地域での防犯対策の推進を通して、市民が自然災害や犯罪から身を守る支援を充実します。

さらに、事業者・事業者団体への支援や多様な人材の確保・育成・定着を通して、福祉サービスを安心して円滑に利用できるような支援を充実します。

取組の方針（１）尊厳をもって自分らしく暮らすための支援

認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力が不十分な方の生活が守られ、地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度をはじめとする権利擁護を推進します。また、高齢者、障害のある人、子ども等に対する虐待の防止を推進します。

施策①　成年後見制度をはじめとする権利擁護の推進（府中市成年後見制度利用促進基本計画）　＜重点施策＞

事業番号２５．成年後見制度をはじめとする権利擁護の推進

成年後見制度をはじめとする権利擁護の推進のため、地域連携ネットワークの構築に向け取り組みます。

成年後見制度は今後制度改正が予定されていることから、その動向を注視するとともに、今後は新たな制度の下で、引き続き、制度に関する相談支援、制度の広報及び市民後見人等の育成、活動支援等を実施します。

取　組	内　容
地域連携ネットワークの構築に向けた取組の実施	・地域における権利擁護の中核機関である権利擁護センターふちゅうについて、地域連携ネットワークのコーディネートを担えるよう機能強化を図る。 ・日常的に支援が必要な方を見守り、必要な対応を行う本人に身近な親族、福祉、医療等の関係者及び後見人等で構成されるチームに対し、専門機関等が必要な支援を行えるよう、医療、福祉、司法等の様々な専門機関から構成される成年後見制度利用促進協議会を運営する。
成年後見制度に関する相談・広報の拡充	・権利擁護センターふちゅうの相談機能及び広報機能を拡充する。成年後見制度に関する講座を実施するなど、制度についての周知と利用促進を図る。
市民後見人等の養成及び支援	・市民後見人養成のための講習を実施するとともに、後見人同士の情報交換会の実施等、後見人の円滑な後見活動のための支援を行う。

事業番号２６．多様なニーズに対応した意思決定支援のための情報提供及び相談の充実 ＜新規＞

障害や認知症により自ら意思決定を行うのが困難な人々が、日常生活や社会生活で自己の希望や価値観に基づいた選択を行えるようにするため、自己尊重の視点から、情報提供、相談支援、意思決定のプロセスを重視した支援を目指した取組を行います。

取　組	内　容
意思決定支援のための情報提供及び相談の充実	・福祉サービス事業者や相談支援事業者が、利用者本人の思いを大切にして、本人を中心とした支援をしていくために、サービス利用者の多様なニーズに対応し、意思決定支援のプロセスを大切にすることの重要性を既存の連絡会等で伝える。また、相談支援、ケアマネジメントに意思決定支援の視点が反映されるよう既存の連絡会等で事例検討会や研修等を行う。

コラム

【コラム】成年後見制度が大きく変わります！

成年後見制度が大きく変わります！

■制度創設２６年での大改正

２０２６年６月に成立した「民法等の一部を改正する法律（令和８年法律第４５号）」では、成年後見制度が大幅に改正され、従来の「後見・保佐・補助」の３類型が原則として「補助の制度」に一元化され、本人の自己決定を基本に、必要な支援だけを個別に設定でき、必要性がなくなれば制度を終了できる仕組みへと改められました。

■改正の背景と内容

高齢化や単身世帯の増加によって、柔軟で本人の意思を尊重する支援が必要になったこと、現行制度は制度の理解や手続きが難しく、業務が多岐にわたる一方で、終身制で目的に応じた利用が難しく、利用者数が伸びないことが課題となっていました。

制度改正では、「後見・保佐・補助」だった類型が「補助」類型に一本化され、スポット利用や途中終了が可能となり、利用しやすい制度になるとされています。

■今後に向けて

新たな成年後見制度は成立後、２年６か月以内のスタートに向けた準備が進められ、本人に寄り添い地域に根ざした制度として生まれ変わる予定です。

今後は、市民の皆さんとともに制度の基本的な方向性を考える機会を増やしていくことが必要です。そして、市民、専門職、専門機関の皆さんと社会福祉協議会、市役所が、新しい時代の自己決定・意思を尊重する支援とは何か、地域における権利擁護の仕組みをどうつくるかを考えていくことが求められていると考えます。

施策②　虐待防止の推進

事業番号２７．様々な福祉分野における虐待や暴力に対する取組

引き続き、子ども、高齢者、障害者等様々な福祉分野における虐待や暴力防止のための包括的な対策を進め、虐待相談窓口の周知、虐待を見逃さない地域づくりを進めます。

取　組	内　容
虐待防止対策の推進	・ 虐待や暴力に対する相談窓口の周知を図り、虐待の防止及び早期発見・対応に努める。

取組の方針（２）困難を抱える人への支援

生活困窮者自立支援制度に基づき、仕事や暮らし等、様々な課題を抱える方の相談に対応し、生活困窮者の自立に向けた支援を行います。また、住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害のある人、子どもを養育している方、その他住宅の確保に特に配慮を要する方々）に対する居住支援を進めます。

施策①　生活困窮者への支援

事業番号２８．生活困窮者の自立支援事業の推進　【重層事業】

生活困窮者自立支援制度に基づき、仕事や暮らし等、様々な課題を抱える方の相談に対応するため、就労、住居確保、家計の見直し及び子どもの学習・生活等に対する支援を行い、生活困窮者の自立に向けた支援を行います。

取　組	内　容
生活困窮者の自立相談支援の充実	・ 生活困窮者の自立のための相談支援を実施する。また、居住支援に関わる関係機関等との連携を強化し、住まいに課題を抱える生活困窮者への支援の充実を図る。
生活困窮者の就労支援・就労準備支援の実施	・ ハローワーク等と連携し就労支援を行い、早期就労を図る。 ・ 生活リズムの崩れや就労経験がないなど、就労に向けた準備が整っていない方に対し、基礎能力向上を支援する。
生活困窮者の住居確保給付金の支給	・ 居住が不安定な離職者等に対して、求職期間中の家賃を支給し、生活再建を支える。
生活困窮者の家計改善支援の実施	・ 家計の改善のため、家計状況の把握、収支バランスの改善、負債整理等を支援する。
生活困窮家庭の子どもの学習・生活支援の実施	・ 生活困窮家庭の子どもへの学習・生活支援により、健全な育成の促進、進学・就職に向けた支援を行う。

施策②　住まいに関する支援の充実

事業番号２９．居住支援の充実　【重層事業】

住宅確保要配慮者の住まいの確保から入居後の生活までを一定的に支援できるよう、関係機関との連携を強化し、円滑な支援体制の充実を図ります。

取　組	内　容
住宅確保要配慮者の住まいの確保・居住支援	・不動産関係団体、居住支援団体、建築関係団体、地方公共団体で構成される居住支援協議会と連携し、住宅確保要配慮者の住まい探しから入居後の生活までを一体的に支援できるよう、支援体制の充実を図る。 ・公営住宅の維持管理及び情報提供を行い、住宅に困窮する低額所得者等の入居機会の確保に取り組む。 ・認知症高齢者、障害者が地域で共同生活するためのグループホームの整備を推進する。 ・住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅へ入居するための居住保証等の支援を行う。

取組の方針（３）自然災害や犯罪から身を守るための支援

高齢者や障害のある人等、日常生活の中で手助けを必要とする人たちが災害時等も安心して生活できるように、支援体制の整備を図ります。

また、地域における防災対策のための取組が、市民の地域への関心の向上や地域活動への参加の契機につながるよう図ります。

施策①　地域の防災対策の推進

事業番号３０．避難行動要支援者及び要配慮者に対する支援体制の強化

高齢者や障害のある人等、自力での避難が困難な方及び一次避難所や二次避難所での避難生活を送ることが困難な方への支援を強化します。

取　組	内　容
避難行動要支援者支援体制の強化	・災害時に支援の必要な方を把握するため、避難行動要支援者名簿を作成・更新し、災害時に必要に応じて活用できるように整備する。また、平時から避難行動要支援者と接している自治会・町会等、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、福祉サービス提供事業者、障害者団体等の福祉関係者や医療機関と連携を図り、避難行動要支援者の支援体制を整備する。 ・避難行動要支援者名簿の周知を図り、登録者を増やす。 ・避難行動要支援者名簿作成者を対象とする「個別避難計画」の作成を支援する。

取　組	内　容
避難所の課題の精査及び対応の検討	・ 要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、指定福祉避難所の整備を推進する。また、関係課との連携の下、福祉避難所の運営体制や受入れ方法の検討を進めるとともに、福祉関係者、医療機関等との協力体制の構築を図る。
防災マップの充実	・ ハザードマップの内容の充実や周知等を行う。
社会福祉施設等との防災協定、福祉避難所の確保	・ 災害時に一次避難所や二次避難所での避難生活を送ることが困難な要配慮者のための福祉避難所として、福祉施設等を利用できるよう防災協定を結び、要配慮者が安心して避難生活を送れる環境を整備する。

事業番号３１．地域における防災をテーマとする意識啓発と支え合いの体制づくり

地域の協力による自主防災活動を充実させていくとともに、地域における防災をテーマとする意識啓発と支え合いの体制づくりを進めます。

取　組	内　容
防災をテーマとする意識啓発と支え合いの体制づくり	・ 自治会等の防災訓練や自主防災連絡会、赤十字奉仕団等の地域における防災活動を通じて、防災（自助・共助・公助）についての意識啓発や、防災をテーマとした情報交換等を行うなど、発災時に備え平時から住民同士が支え合う体制づくりを支援する。 ・ 府中市社会福祉協議会とともに「災害ボランティアセンター」の機能強化を図るため、平時から開設・準備の訓練やボランティアの育成、事業の周知・啓発を支援する。

施策②　地域の防犯対策の推進

事業番号３２．防犯意識の向上

高齢者や子ども等を犯罪から守り、安全に暮らせるよう地域の防犯意識を向上します。

取　組	内　容
防犯意識の向上	・ 詐欺や窃盗等の被害から守るため、生活者自身の防犯意識を高める啓発活動の充実を図る。また、地域の自主防犯意識の啓発活動や支援活動の充実を図る。
犯罪に関する情報提供の充実	・ 詐欺や窃盗等の被害から守るため、犯罪についての情報提供の充実を図る。
自主防犯パトロール活動の支援	・ 府中警察署及び府中防犯協会等と連携し、防犯意識向上啓発活動及び住民による自主防犯パトロール活動を支援する。

取組の方針（４）福祉サービスを安心して利用するための支援

利用者が適切なサービスを利用できるよう、福祉サービス提供事業者への運営指導や多様な人材の確保・育成・定着支援を通して、サービスの質の向上を図ります。

施策①　事業者・事業者団体への支援

事業番号３３．福祉サービス事業者への運営支援及び指導（生産性向上、経営支援の視点）

福祉サービス提供体制及び質を確保するため、福祉事業所に対する運営支援、指導等を実施します。

取　組	内　容
事業者団体への支援	・福祉サービス提供事業者に対して各種情報を提供するとともに、事業者間の情報ネットワークの構築を支援する等、福祉サービスの安定的提供、質の確保を図る。
福祉サービス事業者への運営指導	・福祉サービス提供事業者である社会福祉法人等への指導検査を実施し、サービスの質の確保を図る。
民間活力の活用	・民間事業者が提供する福祉サービスを積極的に活用するとともに、社会福祉法人等の健全な運営を支援し、安定的かつ効率的なサービス提供体制を確保する。
福祉サービス第三者評価制度の普及・促進	・福祉サービス第三者評価制度の普及を促進し、サービスの質の確保に努めるとともに、利用者がサービスの選択をする際に目安となるよう情報を提供する。

施策②　多様な人材の確保・育成・定着 ＜重点施策＞

事業番号３４．福祉人材の確保・育成・定着 【高齢重点】【障害重点】＜新規＞

専門的な福祉人材の確保支援だけでなく、多様な福祉人材の確保・育成・定着のための取組を進めます。

取　組	内　容
専門的な人材確保のための支援	・ 社会福祉士資格取得費用助成事業、介護職員初任者研修費用助成事業を実施し、専門的人材の確保について支援する。 ・ 障害者の意思疎通や外出を支援するため、視覚障害者を対象とした同行援護者従事者、点字等の支援者及び聴覚障害者を対象とした手話通訳、要約筆記者等の意思疎通支援者の養成を支援する。
多様な福祉人材の確保・育成・定着	・ 福祉人材の確保・育成・定着に向け、介護現場における生産性向上や業務負担の軽減につながる取組を支援する。また、高齢者や外国人など多様な人材の活躍の促進やＩＣＴ活用等による効率的なサービス提供の推進に向け、国及び東京都からの情報提供を踏まえ、必要な取組を進める。

基本目標５　福祉のまちづくりの推進

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できる生活環境その他の環境を作り上げるユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害のある人を含めた全ての人が、安全で、安心して、かつ快適に暮らし、又は訪れることができるまちを目指し、福祉のまちづくりを推進します。

取組の方針（１）心のバリアフリーの推進

子どもから大人まで、全ての市民が地域に関心を持ち、高齢者や障害のある人等の支援を必要とする人への理解を深め、助け合い、支え合う気持ちを持てるよう、地域福祉への理解と意識の醸成を図ります。

施策①　互いを理解し、ともに生きる意識の醸成　＜重点施策＞

事業番号３５．福祉教育・啓発活動の推進による福祉意識の醸成

全ての市民が、地域には、高齢者、障害のある人、子ども、外国人等、多様な人が生活していることへの理解を深め、助け合い、支え合う気持ちが持てるよう、地域福祉への理解と意識の醸成を図ります。

取　組	内　容
福祉意識の醸成	・様々な広報媒体、福祉まつり等のイベントや地域共生社会の理解を深める様々な福祉教育を通じて、ソーシャル・インクルージョン及びノーマライゼーションの理念の普及に努める。 ・高齢者や障害のある人等の支援を必要とする人への理解を深め、共に支え合う気持ちを持てるよう、福祉意識の醸成を図る。
福祉教育・啓発活動の推進	・小・中学校や高等学校での福祉教育やボランティア体験等の充実を図り、高齢者や障害のある人への理解を深め、支え合う気持ちを育む。 ・教員を対象として福祉研修を実施し、各学校の理解の深化につなげる。 ・社会福祉協議会のボランティア体験などを活用し、地域における福祉教育を推進する。

事業番号３６．多様性の尊重・共生社会の推進【高齢重点】＜新規＞

性別や年齢、価値観、障害の有無など互いに違いを認め合い、尊重する取組や地域で活動する人々や事業者が、互いに理解し協力しながら共に生きる社会をつくるための施策を推進します。

取　組	内　容
多様な利用者への適切な配慮	• 高齢者や障害者等が日常生活で利用する生活関連施設等において、多様な利用者に対し適切な配慮がなされるよう、施設設置管理者等に普及啓発を行う。 • 障害者差別解消法の改正により、事業者による「合理的配慮の提供」が義務化されたことを受けて、啓発、研修、情報提供を充実する。
「新しい認知症観」の普及・促進	• 認知症になったら何もできなくなるのではなく、「認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる」という考え方である「新しい認知症観」の理解促進・普及啓発を行う。 • 認知症サポーター養成講座や認知症サポーターステップアップ講座への参加を広げ、認知症があってもなくても心豊かに暮らすことができる地域づくりを進める。

取組の方針（２）情報のバリアフリーの推進

高齢者、障害のある人、外国人などを含め、誰もが必要とする情報を確実に入手できるよう、多様な提供手段、媒体、表現方法を用いて情報提供の充実を図ります。また、読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるよう制定された「読書バリアフリー法」の趣旨を踏まえ、図書館等における読書環境の充実など、情報アクセシビリティの向上に取り組みます。

施策①　あらゆる人のための情報提供の推進

事業番号３７．分かりやすく利用しやすい情報提供の推進

誰もが必要とする情報を確実に入手できるように、多様な提供手段、媒体を用いた情報提供の推進を図ります。

取　組	内　容
多様な媒体を活用したバリアフリー情報の提供	• 広報、ホームページ、ＳＮＳ等による情報の即時性を向上させる。 • 新たな情報提供手段を検討する。

取　組	内　容
情報利用のアクセスの機会の確保	• 多様な情報提供手段を活用し、高齢者、障害のある人、外国人など、情報入手が困難な方における情報利用のアクセスの機会の確保に努める。 • 通常の活字による読書が困難な方や、図書館へ来館することが困難な方など、図書館利用に障害のある方へハンディキャップサービスを提供する。
案内･情報のバリアフリー	• 生活関連施設・経路において、多様な利用者に分かりやすい案内表示、音声や光、文字情報、アプリ等による情報伝達機器、視覚障害者誘導用ブロックの整備を推進する。

取組の方針（３）物理的なバリアフリーの推進

多くの市民が利用する公共施設、道路、公園、公共交通施設等について、高齢者、障害のある人を始め、全ての市民が円滑に利用できるよう、ユニバーサルデザインの理念に基づいて整備を進めます。

施策①　バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

事業番号３８．福祉のまちづくり推進事業

福祉のまちづくりを推進するため、ユニバーサルデザインの周知、民間事業者への指導、福祉環境整備の助成等を行います。

取　組	内　容
カラーユニバーサルデザインガイドライン及びユニバーサルデザインガイドラインの周知	• 分かりやすく理解しやすい表現にするためカラーユニバーサルデザインガイドラインを周知する。 • 安全で快適な生活を営むことができる良好な生活環境を創出するため、ユニバーサルデザインガイドラインを周知する。
福祉のまちづくり推進事業の実施	• バリアフリー整備基準の徹底を図るため、建築事業者に対する着工前の事前協議及び指導を実施する。
福祉的環境の整備の推進	• 福祉のまちづくり条例の整備基準に基づく改修工事費用の一部を助成する。

事業番号３９．ユニバーサルデザイン及びバリアフリーに配慮した公共施設の整備

学校など市の公共施設を新たに整備又は改修する際は、ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮して整備します。

取　組	内　容
公共施設のユニバーサルデザイン及びバリアフリー化の推進	・学校など市の公共施設を新たに整備又は改修する際は、ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮して整備する。

事業番号４０．公共施設における誰もが利用しやすい設備の整備

市の公共施設におけるトイレのバリアフリー化や、分かりやすいサイン（案内）の表示などの整備を推進します。

取　組	内　容
公共施設のトイレのバリアフリー化の促進	・高齢者、障害のある人等の行動範囲を広げるため、公共施設のトイレのバリアフリー化を順次進める。
公共施設のサイン（案内）整備の拡充	・ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮して、ピクトグラムなど見えやすく分かりやすいサインの整備を拡充する。
音声案内の整備	・視覚障害者の安全性及び利便性を確保するため、音声による案内を整備する。

事業番号４１．公園のバリアフリー化の推進

トイレのバリアフリー化、ベンチの設置、歩行空間の段差の解消等、公園のバリアフリー化を推進します。

取　組	内　容
トイレのバリアフリー化の促進	・誰でも利用できるようトイレのバリアフリー化を順次進める。
ベンチ設置の拡充	・自然や環境に親しめるよう、公園、緑道及び水辺周辺に誰でも休めるベンチを設置する。
歩行空間の段差解消の推進	・階段のスロープ化などに取り組み、既存の公園、緑道等の段差解消を推進する。

事業番号４２．移動のバリアフリー化の推進

高齢者、障害のある人、子ども連れの方など移動の困難な方も含め、移動の安全性及び利便性が向上するための取組を推進します。

取　組	内　容
道路のバリアフリー化の推進	・段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の管理及び電柱の占用箇所の見直し等市道のバリアフリー化を推進する。
交通事業者との連携強化	・子ども連れの方や妊婦、高齢者、障害のある人など誰もが安全かつ快適に移動できるようにするため、駅舎、駅構内、バス停、駅前広場、ホームドア等の整備について、交通事業者との連携を強化する。
コミュニティバスの運行	・コミュニティバスを運行し、高齢者、障害のある人など移動の困難な方の移動を支援する。
自転車駐車場の整備	・自転車利用者の利便性を確保するとともに、自転車の放置防止を図り、市民の良好な生活環境を確保するため、駅周辺等に自転車駐車場を整備する。

取組の方針（４）制度のバリアフリーの推進

障害等のあるなしにかかわらず、全ての市民が希望する社会活動等に参加及び参画ができるための制度づくりや必要とされる福祉ニーズの把握を行います。

施策①　全ての人が参加・参画できる制度の推進

事業番号４３．社会活動等への参加・参画に対する支援の充実

市民の誰もが希望する社会活動に参加及び参画することができるための支援を行います。

取　組	内　容
市民参画による制度づくり	・できる限り多くの市民が希望に沿った社会参加・参画ができる制度づくりに努める。
協議会等への参加促進	・当事者の意見が市政に積極的に反映されるように、当事者の協議会等への参加や計画づくりへの参画を推進する。
市民の福祉ニーズの把握	・支援を必要とする人や市民の地域生活課題やニーズを把握するため、ワークショップやアンケート調査等を実施する。

第５章　重層的支援体制の構築
（重層的支援体制整備事業実施計画）

第５章　重層的支援体制の構築
（重層的支援体制整備事業実施計画）

１　事業の内容

（１）「重層的支援体制整備事業」の概要

重層的支援体制整備事業（以下、「重層事業」という。）とは、社会福祉法第１０６条の４第２項に規定されている以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業です。

		機能	既存制度の対象事業
第１号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第２号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第３号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
			【困窮】生活困窮者の共助の基盤づくり事業
第４号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的につながり続ける機能	新
第５号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第６号		支援プランの作成	新

（※）「既存制度の対象事業」欄の【　】内の文言は実施根拠となる法令を示しています。
【介護】：介護保険法　【障害】：障害者総合支援法　【子ども】：子ども・子育て支援法　【困窮】：生活困窮者自立支援法

重層事業においては、自治体の各種施策に係る支援機関等が相互に連携し、当事者や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要です。このためには、地域住民や支援関係機関等との間で意見交換や対話を繰り返し、目的意識を共有するためのプロセスが必要不可欠となります。

重層事業は、既存の業務の総量を減らすための仕組みではなく、支援関係機関単独では対応が難しいケースに対し、各機関等が本来の機能を発揮し、また、住民主体の地域活動や地域における社会資源とも関わりながら、ケースに関わる支援者等が「支援チーム」となって支援していく仕組みです。「支援者支援」の機能を担い、一つの機関で「支援困

難ケース」を抱え込まないよう「支援チーム」が一丸となり、全ての地域住民を対象に伴走支援を通じたつながり続ける支援体制を構築します。

（２）重層事業を構成する各事業の概要

①包括的相談支援事業

○ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める

各相談支援事業者は、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行います。

○ 支援機関の既存のネットワークで対応する

受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行います。

○ 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ

受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につなぎ、各種支援機関等と連携を図りながら支援を行います。

②参加支援事業

○ 社会とのつながりを作るための支援を行う

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できないニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。

○ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる

重層事業の利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、利用者と支援メニューのマッチングを行います。また、新たに社会資源への働き掛けや既存の社会資源の拡充を図り、利用者や世帯のニーズや状態に合った支援メニューを作ります。

○ 利用者への定着支援と受け入れ先の支援を行う

利用者と支援メニューをマッチングしたのち、利用者の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをします。また、受入先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをします。

③地域づくり事業

○ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する

地域の社会資源を幅広くアセスメントした上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備します。

○ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする

地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせます。また、地域を超えたより広い圏域でも

コーディネートを行い、交流・参加・学びが生まれ、さらに広がるよう働き掛けます。

○ 地域のプラットフォームの促進を通じて、地域における活動の活性化を図る

多様な人々が出会い、協議するプラットフォームを促進することで、地域における活動の活性化や発展を図ります。

④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

○ 支援が届いていない人に支援を届ける

複数分野にまたがる複雑化・複合化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届けます。

○ 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける

各種会議や支援関係者との連携を通じて、地域の状況などに係る情報を幅広く収集し、ニーズを抱える相談者を見つけます。

○ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く

本人と直接対面し、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働き掛けを行います。

⑤多機関協働事業

○ 市全体で包括的な相談支援体制を構築する

重層事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、包括的な支援体制を構築できるよう支援します。

○ 重層事業の中核を担う役割を果たす

重層事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市全体の体制として伴走支援ができるように支援します。

○ 支援関係機関の役割分担を図る

単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めます。

（３）府中市の重層事業の考え方

本市の重層事業は、これまでの市の相談支援機関のネットワークを活かしつつ、庁内の各部門に実務者である相談支援包括化推進員を幅広く配置することで、部署間の垣根を越えた連携を図ります。そして、必要に応じて支援会議及び重層的支援会議を随時開催し、多機関協働事業を展開していきます。

また、文化センター圏域を基礎とした１１の福祉エリアに配置された地域福祉コーディネーターが必要に応じて各種支援機関や地域住民等と共に継続的に生活を見守ります。

（４）重層事業の全体像

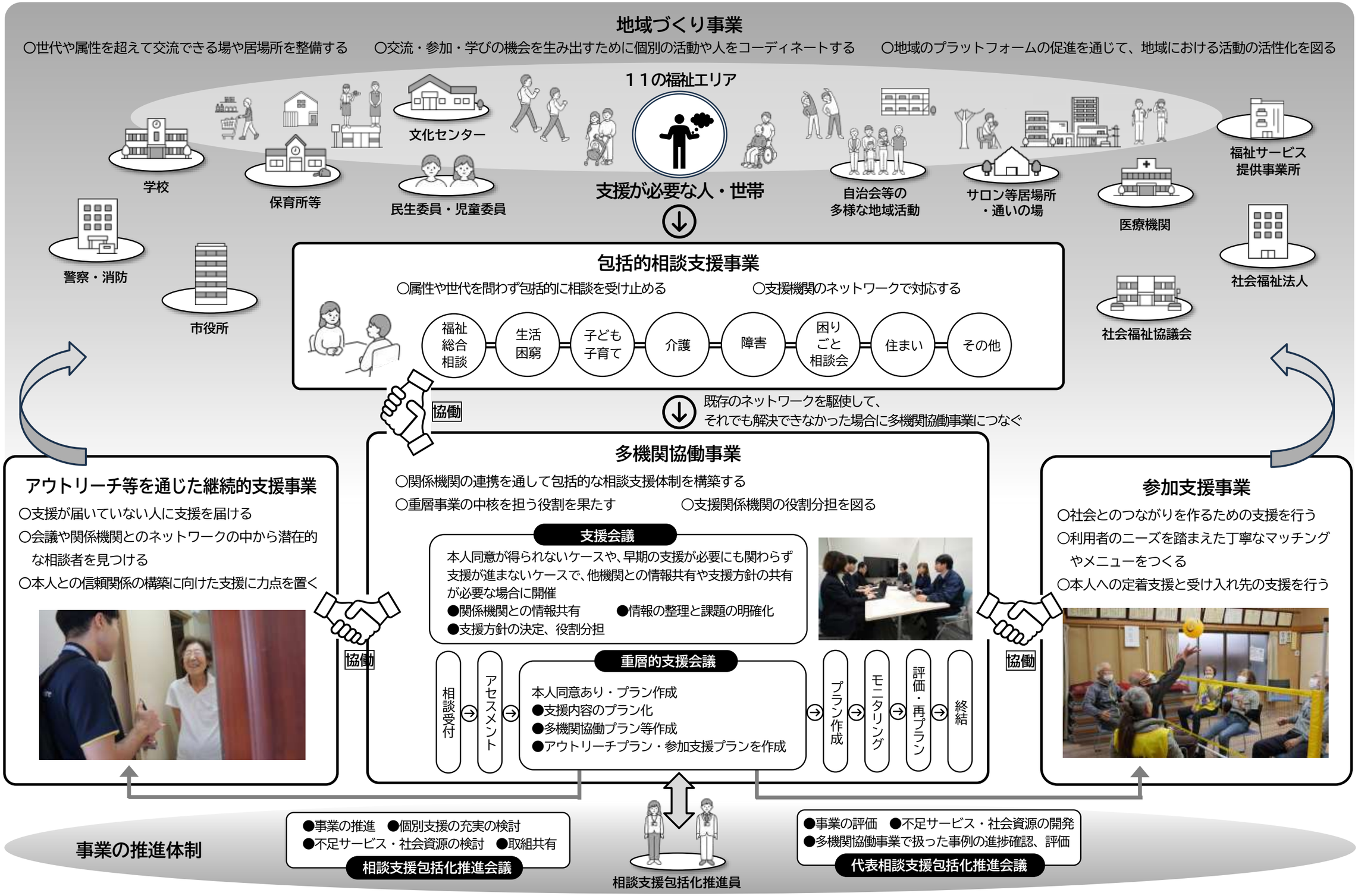
地域づくり事業
○世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する
○交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする
○地域のプラットフォームの促進を通じて、地域における活動の活性化を図る
１１の福祉エリア
学校
保育所等
文化センター
民生委員・児童委員
支援が必要な人・世帯
自治会等の
多様な地域活動
サロン等居場所
・通いの場
医療機関
福祉サービス
提供事業所
社会福祉法人
社会福祉協議会
警察・消防
市役所
包括的相談支援事業
○属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
○支援機関のネットワークで対応する
福祉
総合
相談
生活
困窮
子ども
子育て
介護
障害
困り
ごと
相談会
住まい
その他
協働
既存のネットワークを駆使して、
それでも解決できなかった場合に多機関協働事業につなぐ
多機関協働事業
○関係機関の連携を通して包括的な相談支援体制を構築する
○重層事業の中核を担う役割を果たす
○支援関係機関の役割分担を図る
支援会議
本人同意が得られないケースや、早期の支援が必要にも関わらず
支援が進まないケースで、他機関との情報共有や支援方針の共有
が必要な場合に開催
●関係機関との情報共有
●情報の整理と課題の明確化
●支援方針の決定、役割分担
重層的支援会議
本人同意あり・プラン作成
●支援内容のプラン化
●多機関協働プラン等作成
●アウトリーチプラン・参加支援プランを作成
相談受付
アセスメント
プラン作成
モニタリング
評価・再プラン
終結
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
○支援が届いていない人に支援を届ける
○会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的
な相談者を見つける
○本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
協働
参加支援事業
○社会とのつながりを作るための支援を行う
○利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチング
やメニューをつくる
○本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
協働
事業の推進体制
●事業の推進　●個別支援の充実の検討
●不足サービス・社会資源の検討　●取組共有
相談支援包括化推進会議
相談支援包括化推進員
●事業の評価　●不足サービス・社会資源の開発
●多機関協働事業で扱った事例の進捗確認、評価
代表相談支援包括化推進会議

（５）本市における重層事業の実施内容

①　包括的相談支援事業

本市では、各相談支援窓口で相談者の属性・世代・相談内容を包括的に受け止める「断らない相談」を目指し、各相談支援窓口で受け止めた相談のうち、単独の相談支援窓口で解決が難しい事例は、本市独自の「つなぐシート」を活用し、相談を抱え込まず関係部署・関係機関へつなぐことで、どこかの窓口が必ず相談を受け止める相談支援体制の構築を図っています。

特に制度の狭間にある課題については、福祉総合相談窓口が受け止める体制となっています。課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につなぎ、支援会議及び重層的支援会議で検討を行い、各種支援機関等と連携を図ります。また、福祉の制度の狭間にある課題解決を目指すため、相談支援包括化推進員を福祉部門のみならず福祉分野以外の関係課にも配置し、分野横断的な連携体制を構築することで、庁内全体で「断らない相談」の意識醸成を図っています。

◆法定事業

事業名	内容		所管課
地域包括支援センターの運営 **【介護保険法】**	・ 高齢者及びその家族が、身近なところで福祉に関する様々な相談が受けられるよう、地域包括支援センターにおける相談体制を充実させます。		高齢者支援課
	設置箇所数	１１箇所	
	主な対象分野	高齢者分野	
	設置形態	地域型	
	運営形態	委託	
	対象圏域	市全域	
障害者相談支援事業 **【障害者総合支援法】**	・ 障害のある人が、どこに相談をしても適切な支援が受けられるように、市と委託相談支援事業所「み～な」、「あけぼの」、「プラザ」及び「ふらっと」が連携し、有機的な総合的相談体制を確立します。		障害者福祉課
	設置箇所数	４箇所	
	主な対象分野	障害者分野	
	設置形態	地域型	
	運営形態	委託	
	対象圏域	市全域	

事業名	内容		所管課
利用者支援事業 **【子ども・子育て支援法】**	・ 子育て家庭が幼稚園や保育所、各種子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報の収集・提供や利用に係る相談支援等を身近な地域で行います（基本型の「たっち」及び「はぐ」は、地域子育て相談機関を兼ねる。）。		①子ども家庭支援課 ②保育支援課
	設置箇所数	①２箇所 ②７箇所	
	主な対象分野	子ども分野	
	設置形態	①基本型及び子どもセンター型 ②基本型及び特定型	
	運営形態	①委託及び直営 ②直営	
	対象圏域	市全域	
自立相談支援事業 **【生活困窮者自立支援法】**	・ 生活に困窮する市民に対し、課題の共有、支援プランの作成、就労支援、各種制度の利用支援、関係機関への同行支援などを行うことで、課題の解決に向けた支援を行います。		生活福祉課
	設置箇所数	１箇所	
	主な対象分野	生活困窮分野	
	設置形態	基本型	
	運営形態	直営	
	対象圏域	市全域	

◆主な事業

事業名	内容		所管課
福祉総合相談窓口	・ 年齢や属性を問わず、福祉に関する相談を幅広く受け止める最初の窓口となり、アセスメントを行った結果、適切な部署、支援につなげます。		地域福祉推進課
地域福祉コーディネーター事業	・ 制度の狭間にあるような困りごとを抱えている方の社会的孤立の解消を目的とした一人一人に寄り添った生活支援（個別支援）や、地域住民が一人一人の困りごとを地域全体の課題として捉え、地域住民が連帯意識を持って活動を作り出す支援（地域支援）を行います。 ・ 民生委員、行政、住民から入る情報に対して、状況の確認のための訪問、近隣の聞き取り、ポスティングによるアプローチ等を実施します。		地域福祉推進課
	担当機関	社会福祉協議会	

事業名	内容	所管課
子どもと家庭の総合相談事業	・ 子ども家庭支援センター「たっち」や子育て世代包括支援センター「みらい」で、子育て中の方や子ども自身からの様々な相談に応じます。	子ども家庭支援課
青少年総合相談事業	・ 青少年の抱える悩みに関する本人又はその親族等からの相談に応じ、関係機関の紹介や助言を行います。	児童青少年課
教育相談	・ 学校生活における困りごとなど児童・生徒に関する心配事や悩みについて、臨床心理士等の専門職が相談に応じます。 （相談については、府中市子ども発達支援センター「はばたき」で実施します。）	教育部指導室
ひとり親家庭自立支援相談事業	・ ひとり親家庭からの相談に応じ、必要な情報の提供や支援を行い、自立を促します。	子育て応援課
困難な問題を抱える女性等への支援事業	・ 女性問題相談を通じて、家族のこと・育児のこと・配偶者のこと・離婚やDV相談等の日常の困りごとに関する相談に応じ、困難な問題を抱える方に包括的な支援を行います。	多様性社会推進課
外国人相談事業	・ 多文化共生センターDIVEでは、外国人住民の生活に関する困りごとの一次相談窓口として、庁内各課や関係機関と連携し、外国人住民本人が問題を解決できるようサポートを行います。	多様性社会推進課
保健相談室	・ からだ・こころ・歯と口の健康、食事などの健康に関する相談を保健師・看護師・栄養士・歯科衛生士が相談を受け付けます。	健康推進課

府中市の現状は？

◆高齢者福祉・障害者に関するアンケート調査（令和7年度）

項目	現状値
認知症に関する相談窓口を知っている	高齢者（ニーズ調査） 36.7%
相談機関等に求めること 希望したときに相談に応じてもらえる 必要に応じて、他の相談機関や専門機関につないでもらえる	障害者（障害のある人） 55.9% 53.7%

②　参加支援事業

本市では、各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない当事者や世帯のニーズ等に対応するため、地域福祉コーディネーターが地域資源を活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。

当事者のニーズや課題など丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、自立支援、リカバリーの視点から、当事者と支援メニューのマッチングを行います。

さらに、当事者と支援メニューをマッチングしたのち、当事者の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをします。また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをします。

◆主な事業

事業名	内容		所管課
地域福祉コーディネーター事業 **【再掲】**	・制度の狭間にあるような困りごとを抱えている方の社会的孤立の解消を目的とした一人一人に寄り添った生活支援(個別支援)や、地域住民が一人一人の困りごとを地域全体の課題として捉え、地域住民が連帯意識を持って活動を作り出す支援（地域支援）を行います。 ・民生委員、行政、住民から入る情報に対して、状況の確認のための訪問、近隣の聞き取り、ポスティングによるアプローチ等を実施します。		地域福祉推進課
	担当機関	社会福祉協議会	
ひきこもりに関する支援	・様々な関係機関等と連携し、ひきこもり状態にある方やその家族からの相談を受けるとともに、必要に応じて医療・福祉・就労等の関係機関へつなぎ、それぞれの状況や希望に応じた支援を行います。また、外出が困難な方などに対しては訪問等によるアウトリーチ支援を実施するとともに、SNS等を活用した情報発信や相談窓口の周知を行い、支援を必要とする方が適切な支援につながることができる環境づくりを推進します。		地域福祉推進課
居場所支援	・継続支援しているケース児童（中学生）同士が交流できる場（小集団規模）を定期的に設定しています。		教育部指導室

事業名	内容	所管課
就労支援事業を中心とした就労支援体制	• 府中市立心身障害者福祉センター「きずな」内の地域生活支援事業「府中市障害者就労支援センターみ～な」が実施する就労支援事業を中心として、就労に関する相談を行うことにより、一人一人の状態や日常生活に合わせた総合的な支援を行うとともに、就労した後の職場での定着を支援します。 • 障害のある人に対する就労に関する情報の提供や就労支援事業の内容の広報に努めます。 • 精神障害に対応する就労支援相談体制を強化します。	障害者福祉課
ひとり親家庭自立支援事業	• ひとり親家庭に対して、資格取得の支援や就業支援を行うことで経済的な自立を促すほか、ホームヘルパーを派遣して日常生活の援助を行い、安定した生活が維持できるよう支援します。	子育て応援課
住宅確保要配慮者への居住支援	• 高齢者・低額所得者・障害者・子どもを養育する者等の住宅確保要配慮者が、適切な住宅を確保し、安定した居住を継続できるよう、住宅部門と福祉部門が連携し、府中市居住支援協議会（市内の不動産関係団体・建築関係団体・居住支援団体・府中市で構成）による住宅確保に係る支援を行います。	住宅課 生活福祉課 府中市居住支援協議会

府中市の現状は？

◆高齢者福祉・障害者に関するアンケート調査（令和7年度）

項目	現状値
健康づくりや趣味等の地域づくり活動に参加者として参加したい割合（「是非参加したい」＋「参加してもよい」の合計）	高齢者（ニーズ調査） 53.2%
健康づくりや趣味等のグループ活動に企画・運営（お世話役）として参加したい割合（「是非参加したい」＋「参加してもよい」の合計）	高齢者（ニーズ調査） 30.2%
働くために必要なこととしてどのようなことを希望するか 自分の家の近くに働く場所があること 健康状態とあわせた働き方ができること	障害者（障害のある人） 38.9%（※1） 37.5%（※2）

※精神障害者では　※1）53.3%、※2）56.7%

③　地域づくり事業

地域での孤立化防止と生活課題の解決に向けて、地域の社会資源を幅広くアセスメントした上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備します。本市では、特に地域福祉コーディネーターが地域で実施されている個別の活動や地域人材を把握した上で、「人と人」や「人と居場所」などを有機的につなぎ、地域における支え合いの基盤づくりを進めます。

さらに、わがまち支えあい協議会等の地域での自主的な福祉活動を支援し、多様な地域づくりの担い手が出会い、協議するプラットフォームを促進することで、地域における活動の活性化や発展を図ります。

◆法定事業

<table>
<tr><th>事業名</th><th colspan="2">内容</th><th>所管課</th></tr>
<tr><td rowspan="5">地域介護予防活動支援事業
【介護保険法】</td><td colspan="2">・運動習慣の継続の場として、また、仲間同士で好きな活動をするきっかけの場として、その参加者同士が学んだ体操などを通じて交流する「地域交流ひろば」を開催することで、身近な場所で市民が主体的に介護予防に取り組むきっかけを創出します。
・各地域包括支援センターに配置した介護予防コーディネーターにより、介護予防の普及・啓発を目的に、文化センターや地域包括支援センターにおいて、介護予防講座の開催、市内の各種イベントへの参加及び相談への対応を行います。
・社会資源の発掘や自主グループ活動の支援など、地域における介護予防の取組を支援します。</td><td rowspan="5">高齢者支援課</td></tr>
<tr><td>担当機関</td><td>地域包括支援センター</td></tr>
<tr><td>設置箇所数</td><td>１１箇所</td></tr>
<tr><td>対象分野</td><td>高齢者分野</td></tr>
<tr><td>設置形態</td><td>委託</td></tr>
</table>

事業名	内容		所管課
生活支援体制整備事業 **【介護保険法】**	・ 生活支援コーディネーターを配置し、既存の地域資源や、今後新たに創出される生活支援・介護予防サービスを活用し、安全・安心な在宅生活を継続できるよう生活支援体制を整備します。 ・ 一部の生活支援コーディネーターは、地域共生社会の実現に向けて取り組む地域福祉コーディネーターの役割も兼ねており、高齢者、障害者及び子どもを含めた全ての方が暮らしやすい地域づくりに取り組みます。		高齢者支援課
	担当機関	府中市社会福祉協議会 地域包括支援センター	
	設置箇所数	２３箇所	
	対象分野	高齢者分野	
	設置形態	委託	
地域活動支援センター事業 **【障害者総合支援法】**	・ 障害のある人の創作的活動等の機会の提供、社会との交流等を行います。		障害者福祉課
	担当機関	市内社会福祉法人等	
	設置箇所数	４箇所	
	対象分野	障害者分野	
	設置形態	委託	
地域子育て支援拠点事業 **【児童福祉法】**	・ 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談支援、情報の提供、助言その他の援助を行います。		① 子ども家庭支援課、 ②保育支援課
	担当機関	①社会福祉法人多摩同胞会（２か所） 特定非営利活動法人ブックントイ 公益社団法人府中市シルバー人材センター ②地域子育て支援センター「はぐ」	
	設置箇所数	①４箇所 ②６箇所	
	対象分野	子ども分野	
	設置形態	①委託 ②直営	
生活困窮者の共助の基盤づくり事業	・ 生活に困りごとを抱える人が、問題を深刻化させる前に地域の中で気付かれ、つながり、支援につながるよう、地域福祉コーディネー		地域福祉推進課

事業名	内容		所管課
【生活困窮者自立支援法】	ターを中心に地域住民・民生委員・行政などが一体となった“共助”の基盤づくりに取り組みます。		
	担当機関	府中市社会福祉協議会	
	設置箇所数	１１箇所	
	対象分野	生活困窮分野	
	設置形態	委託	

◆主な事業

事業名	内容		所管課
地域福祉コーディネーター事業【再掲】	・ 制度の狭間にあるような困りごとを抱えている方の社会的孤立の解消を目的とした一人一人に寄り添った生活支援(個別支援)や、地域住民が一人一人の困りごとを地域全体の課題として捉え、地域住民が連帯意識を持って活動を作り出す支援（地域支援）を行います。 ・ 民生委員、行政、住民から入る情報に対して、状況の確認のための訪問、近隣の聞き取り、ポスティングによるアプローチ等を実施します。		地域福祉推進課
	担当機関	社会福祉協議会	
地域での自主的な福祉活動の支援	・ わがまち支えあい協議会、ふれあいいきいきサロン等による地域の実情に応じた自主的な支え合い活動等を支援し、支え合いのまちづくりを推進します。		高齢者支援課 社会福祉協議会
ボランティアセンター等の活用による多様な人材の確保・育成	・ 幅広い年齢層の参加促進に努め、多様な人材の確保・育成を図ります。		社会福祉協議会
チームオレンジの推進	・ ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症のある人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みであるチームオレンジの設置を進めます。		高齢者支援課

事業名	内容	所管課
地域子ども・子育て応援事業	・地域で子育てひろば活動や子ども食堂を実施する団体の活動資金を補助します。	子ども家庭支援課
外国につながる児童・生徒の居場所事業	・外国につながる児童・生徒を対象に、東京外国語大学の学生ボランティア及び市民ボランティアとの協働により、放課後の時間帯に学習支援やレクリエーション活動を行います。	多様性社会推進課
元気いっぱいサポーターの活動支援	・ソーシャルキャピタルの醸成により、健康づくりを広げていくことを目的に、保健計画・食育推進計画の趣旨を理解し、共に健康づくりを推進する市民を元気いっぱいサポーターとして登録します。さらに、サポーターリーダーの中から元気いっぱいサポーター及び食育推進リーダーを養成します。主にサポーターリーダーで構成される自主グループを支援します。	健康推進課

府中市の現状は？

◆高齢者福祉に関するアンケート調査（令和7年度）

項目	現状値
ボランティアグループに参加している人の割合 ※「週4日以上」、「週２日～３日」、「週１回」、「月1～3回」、「年に数回」の計	高齢者（ニーズ調査） 9.5%

④　アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

本市では、地域福祉コーディネーターをはじめとした相談支援機関が各種会議、支援機関同士との連携、行政、民生委員、住民等の地域から入る情報を基に、複数分野にまたがる複雑化・複合化した課題を抱えているために、必要な支援が届かない人、届いていない人に対して、状況の確認のための訪問、近隣の聞き取り、ポスティングによるアプローチ等を実施します。そして、当事者と継続的な関わりを持ちながら、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行い、当事者に伴走して寄り添い、継続的な支援を行います。

◆主な事業

事業名	内容		所管課
地域福祉コーディネーター事業 **【再掲】**	・制度の狭間にあるような困りごとを抱えている方の社会的孤立の解消を目的とした一人一人に寄り添った生活支援（個別支援）や、地域住民が一人一人の困りごとを地域全体の課題として捉え、地域住民が連帯意識を持って活動を作り出す支援（地域支援）を行います。 ・民生委員、行政、住民から入る情報に対して、状況の確認のための訪問、近隣の聞き取り、ポスティングによるアプローチ等を実施します。		地域福祉推進課
	担当機関	社会福祉協議会	

府中市の現状は？

◆高齢者福祉・障害者（児）に関するアンケート調査（令和7年度）

項目	現状値
どこに相談すればいいか分からない生活上の困りごとを抱えている人の割合	高齢者（ニーズ調査） 16.1% 高齢者（居宅サービス利用者） 22.8%
	障害者（障害のある人） 30.1%
	障害児（保護者、育ちと発達） 42.4%

⑤　多機関協働事業

本市では、複雑化・複合化した事例の調整役として関係機関の実務者である相談支援包括化推進員を福祉部門のみならず福祉分野以外の関係課からも選定・配置し、相談支援包括化推進会議を定期開催して、その運営を行うとともに、社会福祉法に定める多機関協働事業として「支援会議」・「重層的支援会議」の２つの会議を随時開催し、支援プラン作成（社会福祉法第１０６条の４第２項第６号）を行い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めます。

◆主な事業

事業名	内容	所管課
相談支援包括化推進員の配置	・市役所内及び社会福祉協議会内の各部署に配置し、多機関協働事業における各部署の窓口になる担当者として、各部署内における日々の相談業務や必要な支援機関との連携のバックアップを行う等、多機関協働事業の要になる機能を担います。 ・一次相談支援機関等から、多機関協働事業への提出を検討している事例に関する連絡・相談を受け、事例を多機関協働事業につなぐとともに、支援会議や重層的支援会議等に参加し、事例検討を行います。 ・相談支援包括化推進員が出席する相談支援包括化推進会議を定例で開催し、重層事業実施及び評価を行い、事業全体を推進します（詳細はＰ１２９参照）。	地域福祉推進課
支援会議の開催	・複合的な課題を有しており、支援関係機関による役割分担が望ましいケースについて、情報提供・情報共有、見守りと支援方針の理解と検討、緊急対応の検討、支援チームでの役割分担を目的として、会議を開催します。	地域福祉推進課
重層的支援会議の開催	・支援会議で検討した結果、市として支援方針及びサービスの決定が必要な場合等に会議を開催します。	地域福祉推進課

支援会議（社会福祉法 106 条の６）

構 成 員：当該事例に係る関係課の推進員、支援チーム等、事務局
開催頻度：随時開催

事務局ミーティングにて、支援会議での検討が適当とされた場合に、事務局が各相談支援包括化推進員、支援チーム等を招集して、支援会議を開催します。

支援会議では各分野の推進員を交え、多角的な視点で検討を行います。会議体の構成員には守秘義務が課されており、本人同意がなくても情報共有が可能となっています。また、構成員は、気になる事例の情報提供・情報共有、各支援機関同士の共通認識のもとでの支援方針の明確化、見守りや機関内での支援体制の構築、緊急性がある事案への対応等の役割を担います。

複雑化・複合化した課題を有する人には、当事者に問題意識がない場合や、過去の経験等から支援を拒否しているなど、支援に関する同意が得られない場合も少なくありません。支援会議は、自ら支援を求めることが困難な人や、支援が必要な状況にあるにもかかわらず支援が届いていない人について、関係機関が支援の必要性や対応方針を検討する場として活用されます。また、現在実施している個別支援プラン等の支援経過から成果や課題を把握し、当事者の意識や状況の変化に応じた支援内容の見直しについても検討を行います。

重層的支援会議

構 成 員：当該事例に係る関係課の代表相談支援包括化推進員、相談支援包括化推進員、事務局
開催頻度：随時開催

支援会議で検討した結果、本市として支援方針及びサービスの決定が必要な場合等に事務局が上記の構成員を招集し、重層的支援会議を開催します。支援会議同様、支援会議から重層的支援会議に諮るまでの時間や対応は、ケース状況に応じて異なります。

重層的支援会議では、本市としての決定が必要と想定されることから、相談支援包括化推進員に加えて、代表相談支援包括化推進員が参加し、課を超えた調整が期待できる場となっています。重層的支援会議の構成員は、本市としての支援方針及び垣根を超えたサービスの決定、不足しているサービスや社会資源の開発に必要な課題の整理・認識の共有（地域課題共有）、プラン作成やプランの適切性の判断、再プラン作成等の役割を担います。

重層的支援会議はプラン作成や適切性の判断等を目的としていることから、会議後には、支援チームがプランを基に当事者及び世帯に対する支援を実施します。既に個別支援プランがある場合には、重層的支援会議で決定した方針や新たに作成したプランに合わせた個別支援プランの見直しが必要となります。多機関協働事業等でのプランと個別支援プランの内容の整合性がとれて初めて一体的な支援が可能となります。

図表５－１　府中市多機関協働事業対応システムフロー

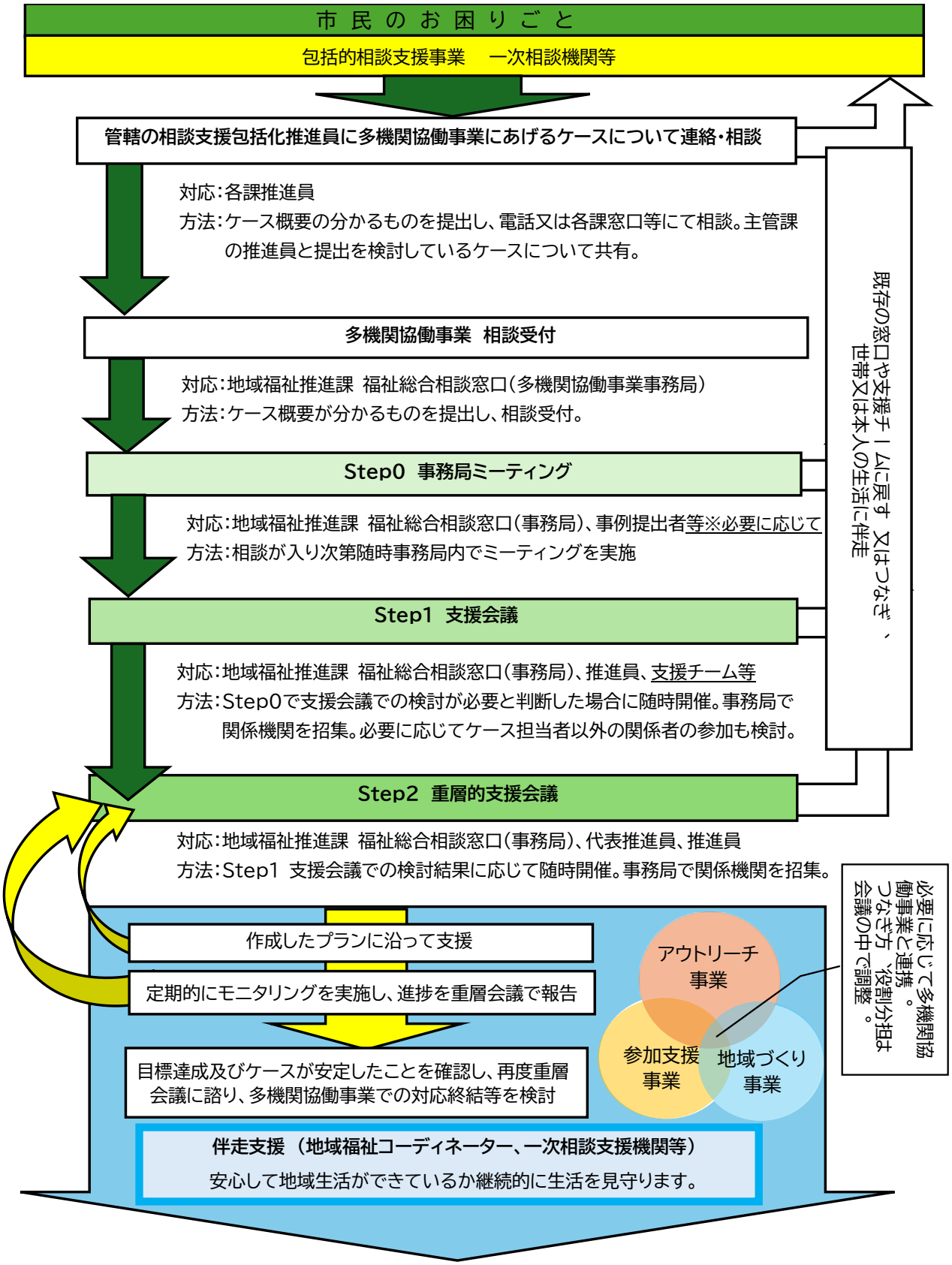

出典：「重層的支援体制整備事業における多機関協働事業マニュアル 府中市作成」より抜粋し不要部分削除

【コラム】相談支援機関が抱える対応困難ケース

コラム

相談支援機関が抱える対応困難ケース

相談支援包括化推進員のいる本市の各部署、社会福祉協議会など２４機関を対象に、令和７年６月に実施した相談支援機関等へのアンケート調査では、相談支援を行う上で７割に対応困難ケースがあることが分かりました。

具体的な対応困難ケースとして５７件の事例があげられましたが、それぞれのケースは複合的な課題がある場合が多く、事例を要素ごとに分類すると、精神障害（疑い、精神不安含む）がある人、生活困窮・生活保護が多くなっていました。

対応困難ケースの年間実件数は４部署が３０件以上と回答しており、すべての部署を合計すると年間４１４件となっています。また、困難ケース対応のためにあったらよい仕組みは、「相談支援機関が困難ケースの対応について相談できる先」、「多機関連携（協働）会議」、「互いの制度や役割を認識できる機会の充実」が６割を超えて、「支援機関一覧」が５割台、「複合化・複雑化したケースの共通受付シート（インテーク・アセスメントシート）」が４割台となっており、多様な仕組みが必要とされていました。

そのため、本市では令和８年度からの重層的支援体制整備事業の本格実施に当たり、本計画で示すように多様な仕組みを構築しています。

■困難ケース対応のためにあったらよい仕組み＜対応困難ケースがある機関＞

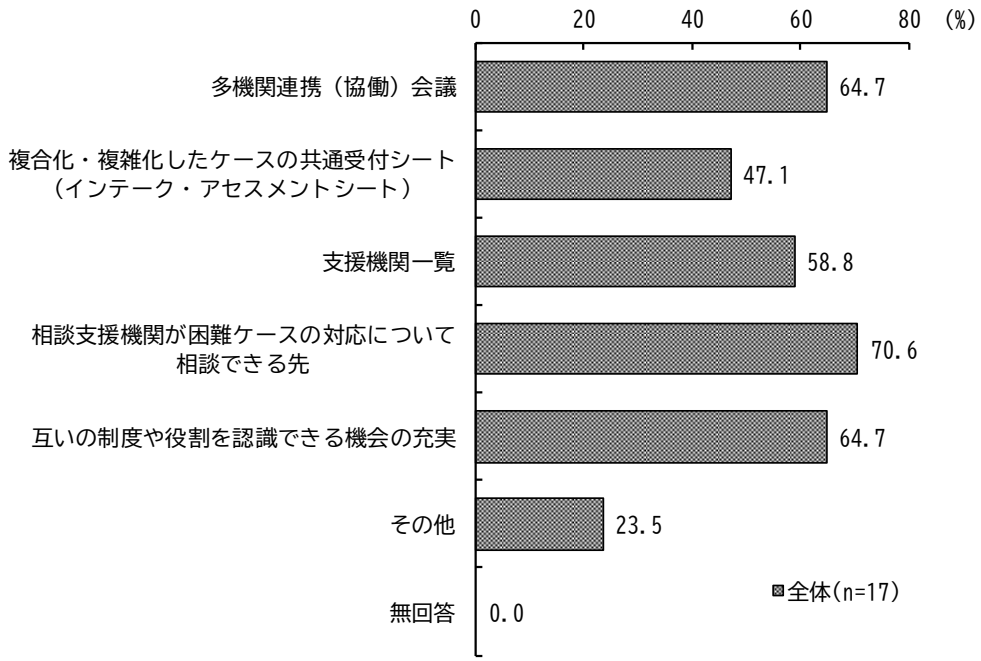

２　事業の推進体制

本市では、包括的な支援体制の構築に当たり、市・関係機関の実務を担う相談支援包括化推進員を配置し、推進体制の中核を担っていきます。

具体的には、多機関協働事業の中心となる「支援会議」及び「重層的支援会議」を円滑に運営していくために、庁内関連機関の担当者で構成する「相談支援包括化推進会議」及び課長級職員で構成する「代表相談支援包括化推進会議」を開催し、事務局機能を担うとともに事業実施及び評価を行い、事業全体を推進します。

会議名	相談支援包括化推進会議	代表相談支援包括化推進会議	支援会議	重層的支援会議
出席者	推進員	代表推進員	当該事例に係る関係課の推進員	当該事例に係る関係課の代表推進員と推進員
開催頻度	定例開催（年５回程度）	定例開催（年１～２回）	随時開催	随時開催
会議内容	・重層的支援体制推進に関する事項 ・個別支援の充実に関する事項 ・不足しているサービスや社会資源の開発に関する事項 ・各関係機関の取組の共有 など	・相談支援包括化推進会議の事業計画や実績、評価に関する事項 ・不足しているサービスや社会資源の開発に関する事項 ・多機関協働事業で扱った事例の進捗確認、評価 など	・気になる事例の情報提供・情報共有 ・見守りと支援方針の理解と検討 ・緊急性がある事案への対応等の検討 ・支援チームでの役割分担 など	・府中市として世帯全体の支援方針及びサービスの決定 ・役割分担の明確化 ・不足しているサービスや社会資源の開発に関する事項 ・プラン策定、中断、終結等の検討 など

推進員：相談支援包括化推進員　代表推進員：代表相談支援包括化推進員

図表５－２　相談支援包括化推進員選出部署一覧（令和８年４月１日現在）

福祉保健部地域福祉推進課
福祉保健部生活福祉課　（生活保護相談担当）
福祉保健部生活福祉課　（自立生活支援担当）
福祉保健部高齢者支援課　（相談担当）
福祉保健部介護保険課
福祉保健部障害者福祉課　（サービス支援担当　身体・知的）
福祉保健部障害者福祉課　（サービス支援担当　精神・発達）
福祉保健部障害者福祉課　（基幹相談支援担当）
福祉保健部障害者福祉課　（子ども発達支援センター発達支援担当）
福祉保健部健康推進課　（成人保健係）
子ども家庭部子育て応援課　（母子･父子自立支援担当）
子ども家庭部子ども家庭支援課　（母子保健係）
子ども家庭部子ども家庭支援課　（相談担当）
子ども家庭部保育支援課
子ども家庭部児童青少年課
市民協働推進部地域コミュニティ課
市民協働推進部多様性社会推進課　（男女共同参画推進係）
市民協働推進部多様性社会推進課　（多文化共生係）
都市整備部住宅課
教育部指導室
教育部指導室（教育センター）
生活環境部産業観光課
市民部保険年金課
市民部納税課
府中市社会福祉協議会　地域活動推進課
府中市社会福祉協議会　権利擁護課

第６章　計画の推進に向けて

第６章　計画の推進に向けて

１　計画の評価体制

（１）検討組織による計画の評価、推進

本計画の推進のため、引き続き、市民、学識経験者、関係機関・団体等から選出された委員で構成される「福祉のまちづくり推進審議会」において、事業の取組実績等を報告し、計画の進捗状況について評価を行います。

計画の進捗状況や本計画に影響を及ぼす事由が発生した際には、必要に応じて、本計画の変更や事業の見直し等を実施します。

図表６－１　ＰＤＣＡサイクルの図

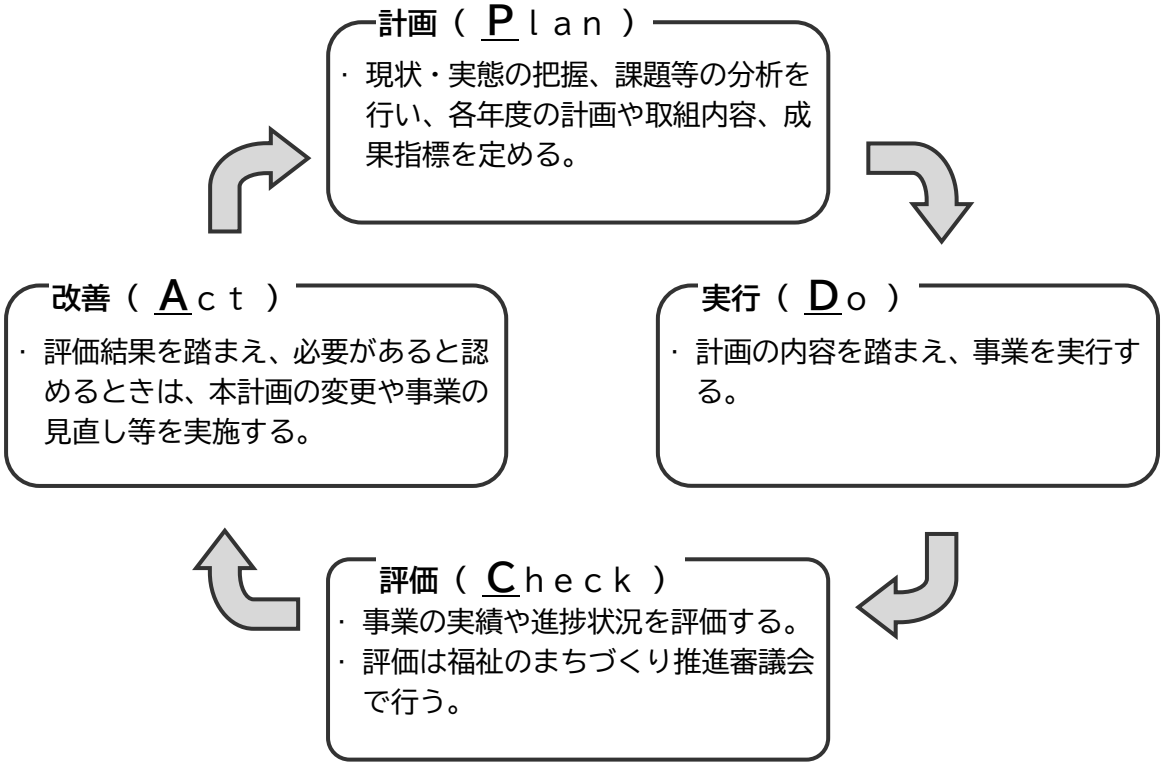

（２）ロジックモデルの考え方に沿った指標設定及びモニタリング

本計画では、ロジックモデルの考え方を取り入れ、基本理念を最終アウトカムとして、基本目標ごとの指標を中間アウトカムとして設定しています。

ロジックモデルは、ＰＤＣＡサイクル評価手法の一つであり、事業や政策が最終的な目標を達成するまでの道筋を体系的に示した政策評価の手法です。

従来の評価指標がアウトプット（件数や回数）を評価指標としてきた一方で、ロジックモデルでは、アウトカム指標（対象となる市民の意識や行動変容、地域の変化等）を評価指標とし、その効果と影響を把握することで、施策の評価を行うものです。このアウトカム指標を積み重ねた結果として、どのような成果や変化が生まれたのかを確認し、その結果を次期計画の見直しや改善につなげていくという考え方です。

本市では、ロジックモデルの考え方に沿った指標を設定し、事業評価と一体となった施策評価を進めます。

図表６－２　ロジックモデルの構造

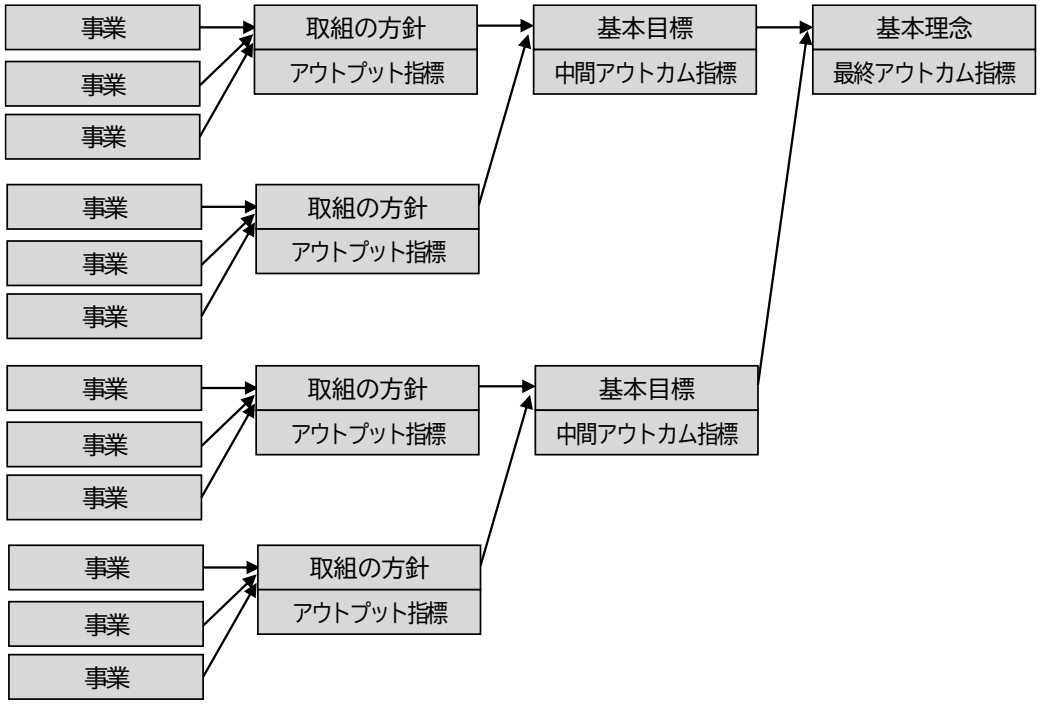

２　計画の推進体制

（１）庁内連携の強化

地域福祉及び福祉のまちづくりは様々な分野に関係しており、課題も複合化しています。課題を解決し、取組を推進するため、庁内関係部署との横断的な連携の強化を図ります。

（２）地域、国・東京都との協働・連携

市民、民生委員・児童委員、自治会・町会等の地縁組織、様々な市民活動団体及び社会福祉法人等の事業者並びに国・東京都の関係機関と、協働・連携して地域福祉及び福祉のまちづくりを推進します。

その中でも、府中市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」とは、本市の地域福祉の推進という共通の理念の下、整合性を図り取組を進めます。

（３）計画及び事業内容の周知

本計画を推進していく上で、本市の課題や本計画の目指す理念等について、市民、活動団体、関係機関、事業者等に共通認識を持ってもらうことが必要です。

そのため、市の広報やホームページなどを通じて、本計画を広く市民に周知していきます。

巻　末　資　料

資料１　福祉エリア別の現状・地域資源

福祉エリア

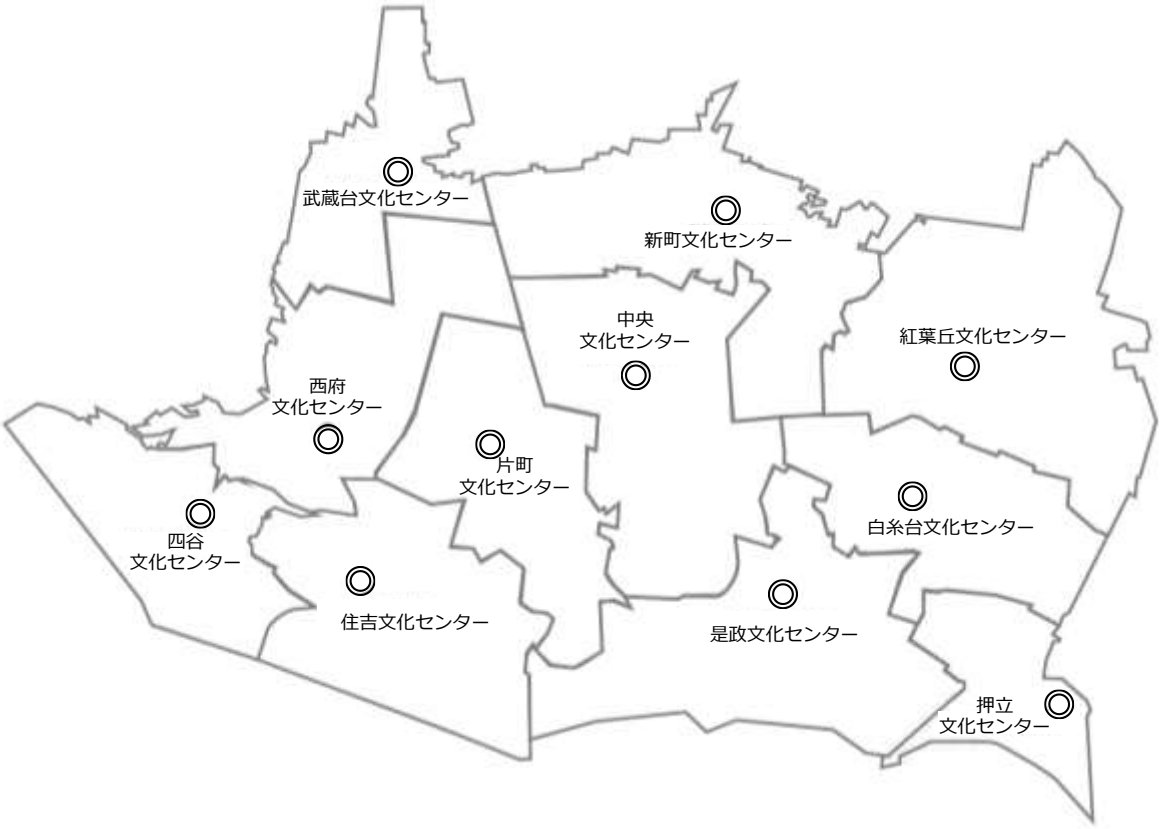

◆福祉エリア

エリア	該当地域
中央福祉エリア	天神町（１・２丁目）、幸町、府中町、緑町、宮町、八幡町、日吉町、宮西町（１丁目）、寿町、晴見町（１・２丁目）
白糸台福祉エリア	白糸台（車返団地除く）、小柳町（１・３丁目）、若松町（１・２丁目）、清水が丘（３丁目）
西府福祉エリア	東芝町、本宿町、日新町、西府町
武蔵台福祉エリア	武蔵台、北山町、西原町
新町福祉エリア	浅間町、天神町（３・４丁目）、新町、晴見町（３・４丁目）、栄町
住吉福祉エリア	南町、分梅町（２～５丁目）、住吉町
是政福祉エリア	小柳町（２・４～６丁目）、清水が丘（１・２丁目）、是政
紅葉丘福祉エリア	多磨町、朝日町、紅葉丘、若松町（３～５丁目）
押立福祉エリア	押立町、車返団地
四谷福祉エリア	四谷
片町福祉エリア	矢崎町、本町、片町、宮西町（２～５丁目）、分梅町（１丁目）、日鋼町、美好町

中央福祉エリア 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積		3.66㎢
地域		天神町(1・2丁目)、幸町、府中町、緑町、宮町、八幡町、日吉町、宮西町(1丁目)、寿町、晴見町(1・2丁目)
世帯 (全市に占める割合)		24,170世帯 18.4%
人口 (全市に占める割合)		45,912人 17.6%
3区分人口	0～14歳	5,561人 12.1%
	15～64歳	30,632人 66.7%
	65歳以上	9,719人 21.2%
	75歳以上(再掲)	5,439人 11.8%

【参考:市全体】

人口・世帯等		
面積		29.43㎢
世帯		131,330世帯
人口		260,998人
3区分人口	0～14歳	31,080人 11.9%
	15～64歳	170,966人 65.5%
	65歳以上	58,952人 22.6%
	75歳以上(再掲)	34,022人 13.0%

【人口・世帯等の基準日】
令和7年1月1日現在。
【出典】
住民基本台帳より。

地域資源		
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センター安立園
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	・安立園特別養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム信愛緑苑
	短期入所生活介護	・特別養護老人ホーム安立園 ・特別養護老人ホーム信愛緑苑
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	・生活協同組合パルシステム東京 グループホーム府中陽だまり
	特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)	・メディカル・リハビリホーム くらら京王東府中 ・デンマークINN府中 ・SOMPOケア ラヴィーレ府中 ・リアンレーヴ府中 ・やかた三本木
	その他	・府中市シルバー人材センター(ふれあい会館内)
障害のある人	地域生活支援センター (委託相談支援事業所)	・地域生活支援センターあけぼの
	指定特定相談支援事業所	・エンパワメントふちゅう ・地域生活支援センターあけぼの ・ふくし・生活の相談 and ・サポートにんな
	障害児相談支援事業所	・地域生活支援センターあけぼの
	日中活動系施設	・FLAGS design ・manaby府中駅前事業所 ・童里夢工房 ・カンタービレ ・LITALICOワークス府中 ・Cocorport 府中駅前office ・府中共同作業所 ・ワークセンターこむたん ・社会福祉法人府中市社会福祉協議会「は～もにぃ」 ・府中さくらの杜 ・ウェルビー府中駅前センター
	障害児通所施設	・放課後等デイサービス ふぁんふぁん天神町 ・放課後等デイサービス ふぁんふぁん府中町 ・スポーツひろばプレイス 府中教室 ・放課後デイサービス ぽーと ・放課後等デイサービスリアン府中緑町 ・Tossie ・マーシーアーティスト
	グループホーム	・けやきの樹 ・グループホームあけぼの

地域資源		
子ども・子育て	子ども家庭支援センター	・子ども家庭支援センター「たっち」 ・子育て世代包括支援センター「みらい」
	地域子育て支援センター	・地域子育て支援センター「はぐ」さんぼんぎ
	市立保育所	・中央保育所 ・三本木保育所
	私立保育園	・府中愛児園 ・晴見保育園 ・府中めぐみ保育園 ・そよかぜハーモニー保育園 ・よつば保育園 ・第2キッズランド府中保育園 ・このめ保育園 ・まなびの森保育園府中 ・府中緑町・学びの保育園
	認証保育所	・府中プチ・クレイシュ ・ピジョンランド府中 ・ポピンズナーサリースクール府中 ・みのり保育園 ・ぱる★キッズ府中
	地域型保育事業	・保育ルームひよこっこはちまん
	幼稚園	・私立府中文化幼稚園 ・私立府中天神町幼稚園 ・私立あおい第一幼稚園
	小学校	・市立府中第一小学校 ・市立府中第二小学校
	中学校	・市立府中第一中学校
	学童クラブ	・第一学童クラブ本館・分館 ・第二学童クラブ本館・分館 ・キッズクラブ府中第一
保健		・多摩府中保健所（府中合同庁舎内） ・保健センター ・府中市医師会 ・府中市歯科医師会 ・府中市薬剤師会
その他	文化・コミュニティ	・中央文化センター ・府中の森芸術劇場分館 ・市民会館（ルミエール府中内） ・旧府中グリーンプラザ分館 ・市民活動センター「プラッツ」 ・中央図書館（ルミエール府中内）
	上記以外の 主な公共施設	・府中市役所府中駅北第2庁舎 ・中央防災センター（東京消防庁府中消防署内） ・市政情報センター ・消費生活センター ・いきいきワーク府中（中央文化センター内） ・ふれあい会館 ・府中市社会福祉協議会（ふれあい会館内） ・府中ボランティアセンター（ふれあい会館内） ・権利擁護センターふちゅう（ふれあい会館内） ・府中地区保護司会サポートセンター（ふれあい会館内） ・多摩交流センター（府中駅北第2庁舎内） ・東京消防庁府中消防署 ・警視庁府中警察署 ・府中防犯協会（府中警察署内） ・武蔵府中郵便局 ・府中三郵便局 ・府中八幡宿郵便局

【地域資源】
令和8年10月1日現在。

白糸台福祉エリア 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積		2.34㎢
地域		白糸台(車返団地除く)、小柳町(1・3丁目)、若松町(1・2丁目)、清水が丘(3丁目)
世帯 (全市に占める割合)		15,979世帯 12.2%
人口 (全市に占める割合)		30,671人 11.8%
3区分人口	0～14歳	3,583人 11.7%
	15～64歳	20,824人 67.9%
	65歳以上	6,264人 20.4%
	75歳以上(再掲)	3,482人 11.4%

※面積・世帯・人口は白糸台を全て含む。

【参考:市全体】

人口・世帯等		
面積		29.43㎢
世帯		131,330世帯
人口		260,998人
3区分人口	0～14歳	31,080人 11.9%
	15～64歳	170,966人 65.5%
	65歳以上	58,952人 22.6%
	75歳以上(再掲)	34,022人 13.0%

【人口・世帯等の基準日】
令和7年1月1日現在。
【出典】
住民基本台帳より。

地域資源		
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センター白糸台
	介護老人保健施設	・介護老人保健施設ファミリート府中
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	・特別養護老人ホームたちばなの園 白糸台
	短期入所生活介護	・たちばなの園白糸台
	短期入所療養介護	・介護老人保健施設ファミリート府中
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	・ぐるーぷほーむ 白糸台
	小規模多機能型居宅介護	・小規模多機能型居宅介護 なぎの木
	特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)	・メディカル・リハビリホームボンセジュール白糸台 ・リハビリホームグランダ府中白糸台
	住宅型有料老人ホーム	・ベストライフ府中
障害のある人	地域生活支援センター (委託相談支援事業所)	・地域生活支援センターふらっと
	指定特定相談支援事業所	・し～ま ・ケアチーム大芽 ・地域生活支援センターふらっと
	障害児相談支援事業所	・地域生活支援センターふらっと
	日中活動系施設	・ギャロップ ・ケアチーム大芽 ・わかまつ共同作業所 ・むさし結いの家 ・作業所TOTTO
	障害児通所施設	・ちゃいくろ児童デイサービス府中 ・放課後等デイサービスリアン府中白糸台 ・放課後等デイサービス オンリーワン
子ども・子育て	私立保育園	・山手保育園 ・キッズルームこっこ保育園 ・山手こひつじ保育園 ・白糸さくらんぼ保育園 ・太陽の子清水が丘三丁目保育園 ・ふちしらコスモ保育園 ・まなびの森保育園東府中
	幼稚園	・府中白糸台幼稚園
	小学校	・市立白糸台小学校 ・市立小柳小学校 ・市立府中第四小学校 ・市立南白糸台小学校
	学童クラブ	・第四学童クラブ ・白糸台学童クラブ
その他	文化・コミュニティ	・白糸台文化センター ・白糸台図書館(白糸台文化センター内)
	上記以外の 主な公共施設	・府中市役所東部出張所(白糸台文化センター内) ・府中白糸台郵便局 ・府中車返団地内郵便局

【地域資源】
令和8年10月1日現在。

西府福祉エリア 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積		2.80㎢
地域		東芝町、本宿町、日新町、西府町
世帯 (全市に占める割合)		9,424世帯 7.2%
人口 (全市に占める割合)		20,172人 7.7%
3区分人口	0～14歳	2,732人 13.5%
	15～64歳	13,631人 67.6%
	65歳以上	3,809人 18.9%
	75歳以上(再掲)	2,212人 11.0%

【参考:市全体】

人口・世帯等		
面積		29.43㎢
世帯		131,330世帯
人口		260,998人
3区分人口	0～14歳	31,080人 11.9%
	15～64歳	170,966人 65.5%
	65歳以上	58,952人 22.6%
	75歳以上(再掲)	34,022人 13.0%

【人口・世帯等の基準日】
令和7年1月1日現在。
【出典】
住民基本台帳より。

地域資源		
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センターにしふ
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	・特別養護老人ホーム鳳仙寮
	短期入所生活介護	・鳳仙寮ショートステイ ・ショートステイ ソラスト西府
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	・グループホームえがおの家西府 ・ニチイケアセンター西府
	小規模多機能型居宅介護	・ケアホームこまつ府中営業所
	特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)	・ベストライフ西府 ・フローレンスケア聖蹟桜ヶ丘 ・アビリティーズ・気まま館 ブルーベリーコート府中 ・チャーム府中日新町
	住宅型有料老人ホーム	・コートウエスト府中
障害のある人	日中活動系施設	・西府いこいプラザ ・就労移行支援事業所ハピネスサポーター西府 ・みらい
	障害児通所施設	・児童デイサービス サンフラワー府中 ・根っこくらぶ
	グループホーム	・べりぃーず ・西府いこいプラザ ・Method
子ども・子育て	市立保育所	・西保育所
	私立保育園	・府中保育園分園 ・まなびの森保育園西府 ・第2府中保育園
	認証保育所	・府中エンゼルホーム ・リブリエンゼル府中
	幼稚園	・私立府中あおい幼稚園
	小学校	・市立府中第五小学校 ・市立本宿小学校 ・市立日新小学校
	中学校	・市立府中第十中学校
	学童クラブ	・第五学童クラブ本館 ・第五学童クラブ分館 ・本宿学童クラブ ・日新学童クラブ
その他	文化・コミュニティ	・西府文化センター ・国史跡武蔵府中熊野神社古墳展示館 ・西府図書館(西府文化センター内)
	上記以外の 主な公共施設	・府中市役所西部出張所(西府文化センター内) ・府中日新郵便局 ・府中西府町郵便局

【地域資源】
令和8年10月1日現在。

武蔵台福祉エリア 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積		1.68㎢
地域		武蔵台、北山町、西原町
世帯 (全市に占める割合)		7,064世帯 5.4%
人口 (全市に占める割合)		13,897人 5.3%
3区分人口	0～14歳	1,506人 10.8%
	15～64歳	8,492人 61.1%
	65歳以上	3,899人 28.1%
	75歳以上(再掲)	2,390人 17.2%

【参考:市全体】

人口・世帯等		
面積		29.43㎢
世帯		131,330世帯
人口		260,998人
3区分人口	0～14歳	31,080人 11.9%
	15～64歳	170,966人 65.5%
	65歳以上	58,952人 22.6%
	75歳以上(再掲)	34,022人 13.0%

【人口・世帯等の基準日】
令和7年1月1日現在。
【出典】
住民基本台帳より。

地域資源		
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センター泉苑
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	・特別養護老人ホーム信愛泉苑
	短期入所生活介護	・特別養護老人ホーム信愛泉苑
障害のある人	日中活動系施設	・東京都立府中療育センター ・食彩さしすせそ
	障害児通所施設	・ドリームボックス武蔵台
	障害児入所施設	・小児総合医療センター ・東京都立府中療育センター
	グループホーム	・コスモス ・ケアホーム はんもっく ・クオーレ武蔵台グループホーム
	特別支援学校	・都立武蔵台学園 ・都立武蔵台学園府中分教室 ・都立府中けやきの森学園 くぬぎ分教室
	障害児支援機関	・都立府中療育センター ・都立小児総合医療センター
	その他	・東京都多摩難病相談・支援室(東京都立神経病院内)
子ども・子育て	子ども家庭支援センター	・子ども家庭支援センター「しらとり」
	地域子育て支援センター	・地域子育て支援センター「はぐ」きたやま
	市立保育所	・北山保育所
	私立保育園	・千春保育園
	地域型保育事業	・ねぎし保育園
	幼稚園	・私立北山幼稚園
	小学校	・市立府中第七小学校 ・市立武蔵台小学校
	中学校	・市立府中第七中学校
	学童クラブ	・第七学童クラブ ・武蔵台学童クラブ
その他	文化・コミュニティ	・武蔵台文化センター ・武蔵台図書館(武蔵台文化センター内)
	上記以外の 主な公共施設	・府中北山郵便局

【地域資源】
令和8年10月1日現在。

新町福祉エリア 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積		2.91㎢
地域		浅間町、天神町（3・4丁目）、新町、晴見町（3・4丁目）、栄町
世帯 （全市に占める割合）		12,382世帯 9.4%
人口 （全市に占める割合）		25,920人 9.7%
3区分人口	0～14歳	2,835人 11.2%
	15～64歳	15,797人 62.5%
	65歳以上	6,658人 26.3%
	75歳以上(再掲)	3,918人 15.5%

【参考：市全体】

人口・世帯等		
面積		29.43㎢
世帯		131,330世帯
人口		260,998人
3区分人口	0～14歳	31,080人 11.9%
	15～64歳	170,966人 65.5%
	65歳以上	58,952人 22.6%
	75歳以上(再掲)	34,022人 13.0%

【人口・世帯等の基準日】
令和7年1月1日現在。
【出典】
住民基本台帳より。

地域資源		
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センターしんまち
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	・ヒューマンライフケア府中グループホーム ・セントケアホーム府中新町
	小規模多機能型居宅介護	・セントケア府中新町 ・パナソニックエイジフリーケアセンター府中栄町・小規模多機能
	看護小規模多機能型居宅介護	・セントケア看護小規模府中新町
障害のある人	日中活動系施設	・ワークショップさかえ ・ちえホーム
	障害児通所施設	・ドリームボックス浅間町 ・きぼうクラブ
	グループホーム	・調布寮 ・グループホームSunSun浅間町
子ども・子育て	市立保育所	・北保育所
	私立保育園	・めぐみ第二保育園
	認証保育所	・府中北プチ・クレイシュ ・田中保育所 ・きなり保育園 ・結hana保育園
	幼稚園	・私立明星幼稚園 ・私立府中新町幼稚園 ・私立三光幼稚園
	小学校	・市立府中第六小学校 ・市立府中第九小学校 ・市立新町小学校 ・私立明星小学校
	中学校	・市立府中第五中学校 ・市立浅間中学校 ・私立明星中学校
	学童クラブ	・第六学童クラブ ・第九学童クラブ ・新町学童クラブ
その他	文化・コミュニティ	・新町文化センター ・生涯学習センター ・府中市美術館 ・府中の森芸術劇場 ・新町図書館（新町文化センター内） ・生涯学習センター図書館（生涯学習センター内）
	上記以外の主な公共施設	・府中刑務所 ・栄町出張所（消防） ・府中浅間郵便局 ・府中学園通郵便局 ・府中栄町郵便局

【地域資源】
令和8年10月1日現在。

住吉福祉エリア 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積		2.91㎢
地域		南町、分梅町(2～5丁目)、住吉町
世帯 (全市に占める割合)		13,426世帯 10.2%
人口 (全市に占める割合)		27,058人 10.4%
3区分人口	0～14歳	3,219人 11.9%
	15～64歳	17,423人 64.4%
	65歳以上	6,416人 23.7%
	75歳以上(再掲)	3,988人 14.7%

【参考:市全体】

人口・世帯等		
面積		29.43㎢
世帯		131,330世帯
人口		260,998人
3区分人口	0～14歳	31,080人 11.9%
	15～64歳	170,966人 65.5%
	65歳以上	58,952人 22.6%
	75歳以上(再掲)	34,022人 13.0%

【人口・世帯等の基準日】
令和7年1月1日現在。
【出典】
住民基本台帳より。

地域資源		
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センターみなみ町
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	・特別養護老人ホーム介護老人福祉施設「わたしの家　府中」
	短期入所生活介護	・特別養護老人ホーム介護老人福祉施設「わたしの家　府中」
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	・たのしい家　武蔵府中 ・グループホーム　みんなの家・府中南町 ・グループホーム　きらら府中中河原
	特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)	・ニチイケアセンター府中南町 ・ALSOKホームステーション府中 ・はなことばプラス府中
障害のある人	地域生活支援センター (委託相談支援事業所)	・地域生活支援センターみ～な
	指定特定相談支援事業所	・地域生活支援センターみ～な ・わの会相談支援
	障害児相談支援事業所	・地域生活支援センターみ～な ・わの会相談支援
	日中活動系施設	・府中市立心身障害者福祉センター作業生活実習訓練事業所 ・集いの家 ・作業所スクラム ・梅の木の家共同作業所 ・フレンズファーム ・コットンハウス ・プロジェクツけやきのもり
	障害児通所施設	・リボン　第3教室
子ども・子育て	地域子育て支援センター	・地域子育て支援センター「はぐ」すみよし
	市立保育所	・住吉保育所
	私立保育園	・南分倍保育園 ・府中保育園 ・キッズランド府中保育園 ・府中中河原雲母保育園 ・まなびの森保育園中河原 ・ヴィラまなびの森保育園住吉町
	幼稚園	・府中わかば幼稚園
	小学校	・市立住吉小学校 ・市立南町小学校
	学童クラブ	・住吉学童クラブ ・南町学童クラブ
その他	文化・コミュニティ	・住吉文化センター ・男女共同参画センター「フチュール」 ・郷土の森博物館 ・住吉図書館(住吉文化センター内)
	上記以外の 主な公共施設	・分梅出張所(消防) ・府中国際交流サロン ・都立多摩職業能力開発センター府中校 ・府中分梅郵便局 ・府中中河原郵便局 ・東京多摩郵便局

【地域資源】
令和8年10月1日現在。

是政福祉エリア　人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積		3.44㎢
地域		小柳町(2・4～6丁目)、清水が丘(1・2丁目)、是政
世帯 (全市に占める割合)		11,603世帯 8.8%
人口 (全市に占める割合)		23,600人 9.0%
3区分人口	0～14歳	2,721人 11.5%
	15～64歳	15,447人 65.5%
	65歳以上	5,432人 23.0%
	75歳以上(再掲)	3,069人 13.0%

【参考：市全体】

人口・世帯等		
面積		29.43㎢
世帯		131,330世帯
人口		260,998人
3区分人口	0～14歳	31,080人 11.9%
	15～64歳	170,966人 65.5%
	65歳以上	58,952人 22.6%
	75歳以上(再掲)	34,022人 13.0%

【人口・世帯等の基準日】
令和7年1月1日現在。
【出典】
住民基本台帳より。

地域資源		
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センターこれまさ
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	・グループホームこもれび家族
	特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)	・グッドタイムナーシングホーム府中弐番館
	住宅型有料老人ホーム	・ファミリー・ホスピス　ライブクロス
障害のある人	障害児通所施設	・ハッピーテラス東府中 ・ちゃいくろ2号館
子ども・子育て	市立保育所	・日吉保育所
	私立保育園	・是政保育園 ・是政保育園分園 ・にじのいろ保育園 ・山手保育園清水が丘分園 ・ソラスト府中保育園 ・ソラスト府中保育園分園
	認証保育所	・エーワン東府中駅前保育園 ・ごんべのお宿保育園 ・京王キッズプラッツ東府中
	幼稚園	・府中白百合第二幼稚園
	小学校	・市立府中第八小学校
	中学校	・市立府中第九中学校
	学童クラブ	・第八学童クラブ ・小柳学童クラブ
	教育センター	・教育センター ・学びの多様化学校「かがやき」(教育センター内)
その他	文化・コミュニティ	・是政文化センター ・郷土の森観光物産館(郷土の森観光情報センター) ・是政図書館(是政文化センター内)
	上記以外の主な公共施設	・是政出張所(消防) ・府中小柳町郵便局 ・府中清水が丘郵便局 ・府中是政郵便局

【地域資源】
令和8年10月1日現在。

紅葉丘福祉エリア 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積		4.14㎢
地域		多磨町、朝日町、紅葉丘、若松町（3～5丁目）
世帯（全市に占める割合）		11,609世帯 8.8%
人口（全市に占める割合）		23,213人 8.9%
3区分人口	0～14歳	2,791人 12.0%
	15～64歳	15,386人 66.3%
	65歳以上	5,036人 21.7%
	75歳以上(再掲)	2,949人 12.7%

【参考：市全体】

人口・世帯等		
面積		29.43㎢
世帯		131,330世帯
人口		260,998人
3区分人口	0～14歳	31,080人 11.9%
	15～64歳	170,966人 65.5%
	65歳以上	58,952人 22.6%
	75歳以上(再掲)	34,022人 13.0%

【人口・世帯等の基準日】
令和7年1月1日現在。
【出典】
住民基本台帳より。

地域資源		
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センターあさひ苑
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	・府中市立特別養護老人ホームあさひ苑 ・特別養護老人ホーム府中若松苑 ・特別養護老人ホーム明日に架ける橋
	短期入所生活介護	・府中市立あさひ苑高齢者在宅サービスセンター ・特別養護老人ホーム府中若松苑 ・特別養護老人ホーム明日に架ける橋
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	・はなまるホーム紅葉丘
	特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)	・ニチイホーム東府中
障害のある人	日中活動系施設	・障害者支援施設　みずき ・わかたけ作業所 ・府中生活実習所 ・Tomorrow
	障害者入所施設	・障害者支援施設　みずき
	障害児通所施設	・デイケアステーションカルテット
	グループホーム	・せんげん
	特別支援学校	・都立府中けやきの森学園
	生活実習所	・府中生活実習所
子ども・子育て	地域子育て支援センター	・地域子育て支援センター「はぐ」ひがし
	市立保育所	・東保育所
	私立保育園	・さくらんぼ保育園 ・さくらんぼ保育園分園 ・わらしこ保育園 ・キッズエイド武蔵保育園 ・やまびこ保育園 ・わらしこ第2保育園
	地域型保育事業	・保育ルームひよこっこわかまつ
	幼稚園	・私立府中つくし幼稚園 ・私立武蔵野学園ひまわり幼稚園
	小学校	・市立府中第十小学校 ・市立若松小学校 ・私立武蔵野学園小学校
	中学校	・市立府中第二中学校
	学童クラブ	・第十学童クラブ ・若松学童クラブ
その他	文化・コミュニティ	・紅葉丘文化センター ・紅葉丘図書館(紅葉丘文化センター内)
	上記以外の主な公共施設	・朝日出張所（消防） ・府中紅葉丘郵便局 ・府中若松町郵便局

【地域資源】
令和8年10月1日現在。

押立福祉エリア 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積		1.31㎢
地域		押立町、車返団地
世帯 (全市に占める割合)		4,520世帯 3.4%
人口 (全市に占める割合)		9,450人 3.6%
3区分人口	0～14歳	967人 10.2%
	15～64歳	5,577人 59.0%
	65歳以上	2,906人 30.8%
	75歳以上(再掲)	1,642人 17.4%

※面積・世帯・人口は車返団地を含まない。

地域資源		
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センターおしたて
	介護老人保健施設	・介護老人保健施設ふれあいの里
	短期入所療養介護	・介護老人保健施設ふれあいの里
障害のある人	指定特定相談支援事業所	・つくしんぼう
	障害児相談支援事業所	・つくしんぼう
	日中活動系施設	・府中あゆみ園 ・府中ひまわり園
	グループホーム	・アメニティ府中
子ども・子育て	私立保育園	・押立保育園 ・押立第二保育園
	中学校	・市立府中第六中学校
	学童クラブ	・南白糸台学童クラブ
その他	文化・コミュニティ	・押立文化センター ・押立図書館(押立文化センター内)

【地域資源】
令和8年10月1日現在。

【参考:市全体】

人口・世帯等		
面積		29.43㎢
世帯		131,330世帯
人口		260,998人
3区分人口	0～14歳	31,080人 11.9%
	15～64歳	170,966人 65.5%
	65歳以上	58,952人 22.6%
	75歳以上(再掲)	34,022人 13.0%

【人口・世帯等の基準日】
令和7年1月1日現在。
【出典】
住民基本台帳より。

四谷福祉エリア 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積		1.87㎢
地域		四谷
世帯 (全市に占める割合)		5,751世帯 4.4%
人口 (全市に占める割合)		13,127人 5.0%
3区分人口	0～14歳	1,831人 13.9%
	15～64歳	8,533人 65.0%
	65歳以上	2,763人 21.0%
	75歳以上(再掲)	1,637人 12.5%

【参考:市全体】

人口・世帯等		
面積		29.43㎢
世帯		131,330世帯
人口		260,998人
3区分人口	0～14歳	31,080人 11.9%
	15～64歳	170,966人 65.5%
	65歳以上	58,952人 22.6%
	75歳以上(再掲)	34,022人 13.0%

【人口・世帯等の基準日】
令和7年1月1日現在。
【出典】
住民基本台帳より。

地域資源		
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センターよつや苑
	介護老人保健施設	・介護老人保健施設ウイング
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	・府中市立特別養護老人ホームよつや苑
	短期入所生活介護	・府中市立よつや苑高齢者在宅サービスセンター
	短期入所療養介護	・介護老人保健施設ウイング
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	・グループホーム みんなの家・府中 ・グループホーム よつや正吉苑
	小規模多機能型居宅介護	・小規模多機能型居宅介護よつや正吉苑
子ども・子育て	私立保育園	・第2府中保育園 ・明桜保育園
	認証保育所	・ヒューマンアカデミー中河原保育園
	幼稚園	・私立府中ひばり幼稚園
	小学校	・市立四谷小学校
	中学校	・市立府中第八中学校
	学童クラブ	・四谷学童クラブ
その他	文化・コミュニティ	・四谷文化センター ・四谷図書館(四谷文化センター内)
	上記以外の 主な公共施設	・府中四谷郵便局

【地域資源】
令和8年10月1日現在。

片町福祉エリア 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積		2.39㎢
地域		矢崎町、本町、片町、宮西町（2～5丁目）、分梅町（1丁目）、日鋼町、美好町
世帯 （全市に占める割合）		15,402世帯 11.7%
人口 （全市に占める割合）		28,608人 11.0%
3区分人口	0～14歳	3,334人 11.7%
	15～64歳	19,224人 67.2%
	65歳以上	6,050人 21.1%
	75歳以上(再掲)	3,296人 11.5%

【参考：市全体】

人口・世帯等		
面積		29.43㎢
世帯		131,330世帯
人口		260,998人
3区分人口	0～14歳	31,080人 11.9%
	15～64歳	170,966人 65.5%
	65歳以上	58,952人 22.6%
	75歳以上(再掲)	34,022人 13.0%

【人口・世帯等の基準日】
令和7年1月1日現在。
【出典】
住民基本台帳より。

地域資源		
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センターかたまち
	介護老人保健施設	・介護老人保健施設ピースプラザ
	短期入所療養介護	・介護老人保健施設ピースプラザ
	特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）	・まどか府中 ・グッドタイムホーム　府中 ・チャーム府中番場
	介護予防推進センター	・介護予防推進センター「いきいきプラザ」
障害のある人	地域生活支援センター（委託相談支援事業所）	・地域生活支援センタープラザ
	指定特定相談支援事業所	・JPS相談支援センター ・相談室　たいよう ・地域生活支援センタープラザ ・相談室ウェル
	障害児相談支援事業所	・JPS相談支援センター ・相談室ウェル
	日中活動系施設	・毎日CAMP
	障害児通所施設	・放課後デイサービス　プティ　フォンティーヌ ・発達支援つむぎ府中ルーム ・こもれび ・放課後等デイサービスリアン府中美好教室 ・咲楽
	グループホーム	・グループホーム　こんぺいとう ・チロリン村 ・森の時計 ・グループホームVif ・グループホームあさや
子ども・子育て	子ども発達支援センター	・府中市子ども発達支援センター「はばたき」
	市立保育所	・西保育所 ・本町保育所 ・美好保育所
	私立保育園	・髙安寺保育園 ・分倍保育園 ・光明高倉保育園 ・光明府中南保育園 ・アスク府中本町保育園 ・ラフ・クルー分倍河原保育園 ・ラフ・クルー分倍河原保育園分園 ・アスク府中片町保育園 ・トレジャーキッズぶばい保育園
	認証保育所	・こもれび保育園府中本町園
	幼稚園	・府中白百合幼稚園
	小学校	・市立府中第三小学校 ・市立矢崎小学校
	中学校	・市立府中第三中学校 ・市立府中第四中学校
	学童クラブ	・第三学童クラブ ・矢崎学童クラブ
その他	文化・コミュニティ	・片町文化センター ・片町図書館（片町文化センター内） ・ふるさと文庫（市役所「はなれ」内）
	上記以外の主な公共施設	・府中市役所 ・自立相談支援機関（府中市役所おもや2階生活福祉課内） ・府中公共職業安定所（ハローワーク府中） ・府中本町二郵便局 ・府中片町郵便局 ・府中日鋼町郵便局 ・府中美好郵便局

【地域資源】
令和8年10月1日現在。

資料２　府中市福祉のまちづくり推進審議会

（１）委員名簿

任期：令和７年８月１日～令和９年７月３１日

	氏名	選出区分	団体名等
○	菱　沼　幹　男	学識経験者	日本社会事業大学
◎	横　倉　　聡	学識経験者	東洋英和女学院大学
	阿　部　真　子	市民	府中市立小中学校ＰＴＡ連合会
	久保寺　　治	市民	府中市自治会連合会
	野　本　和　久	事業者	府中市医師会
	宮　本　　史	事業者	むさし府中商工会議所
	石　渡　章　浩	事業者（社会福祉事業）	府中市社会福祉協議会 【令和7年8月1日～令和8年3月31日】
	花　岡　麻穂子	事業者（社会福祉事業）	府中市社会福祉協議会 【令和8年4月1日～令和9年7月31日】
	田　中　陽　子	事業者（社会福祉事業）	府中地区保護司会
	原　田　まち子	事業者（社会福祉事業）	府中市民生委員児童委員協議会
	比　嘉　登美枝	事業者（社会福祉事業）	社会福祉法人 多摩同胞会
	山　嵜　　福	高齢者団体の代表者	府中市シニアクラブ連合会
	高　橋　隆　行	障害者団体の代表者	府中視覚障害者福祉協会
	高　橋　　史	障害者団体の代表者	府中市肢体不自由児者父母の会
	中　村　純　子	障害者団体の代表者	府中市聴覚障害者協会
	若　松　正　子	公募市民	

（選出区分内で５０音順・敬称略）

◎会長、○副会長（団体名等は就任時）

（２）検討経過

【令和７年度】

回	開催日	主な審議内容
第１回	令和７年 ８月８日（金）	１　会議の公開等について ２　次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定について ３　府中市地域福祉計画策定連携会議設置要領（案）について ４　次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のために実施する調査及びグループディスカッションの概要について ５　府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定スケジュールについて
第２回	令和７年 ９月１２日（金）	１　第１回福祉のまちづくり推進審議会からの資料の変更・修正について ２　府中市地域福祉計画策定連携会議委員の推薦について ３　次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のために実施するアンケート調査について
第３回	令和７年 １１月１７日（月）	１　１１圏域別グループディスカッションの実施結果について ２　府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（令和３年度から令和８年度）の進行管理及び評価方法について ３　府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の令和６年度実績について
第４回	令和８年 ２月２０日（金）	１　次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のために実施した調査（一般市民調査）及び１１圏域別グループディスカッションの集計結果について ２　次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の課題と方向について

【令和８年度】

回	開催日	主な審議内容
第１回	令和８年 ５月１５日（金）	１　次期計画策定に係る調査報告書について ２　次期計画の体系と基本的考え方について
第２回	令和８年 ７月１７日（金）	１　次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画素案について
第３回	令和８年 ８月１４日（金）	１　次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画素案について
第４回	令和８年 ９月１１日（金）	１　府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（令和３年度から令和８年度）の進行管理及び評価方法について ２　府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の令和７年度実績について ３　次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画答申案について

資料３　地域福祉計画策定連携会議

（１）委員名簿

任期：令和８年２月１２日～令和９年３月３１日

	氏名	選出区分	肩書
◎	横　倉　　聡	府中市福祉のまちづくり推進審議会	会長
	廣　瀬　圭　子	府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会	会長
	藤　原　佳　典	府中市保健計画・食育推進計画推進協議会	会長
	岡　本　直　樹	府中市障害者計画推進協議会	委員
	平　田　嘉　之	府中市子ども・子育て審議会	副会長

（敬称略）

◎会長（団体名等は就任時）

（２）検討経過

【令和７年度】

回	開催日	主な審議内容
第１回	令和８年 ２月１２日（木）	１　地域福祉計画策定連携会議について ２　各計画における検討・進捗状況について ３　各分野アンケート調査及びグループディスカッションの結果報告 ４　今後のスケジュールについて

【令和８年度】

回	開催日	主な審議内容
第１回	令和８年 ６月１６日（火）	１　次期計画の理念・体系・骨子について
第２回	令和８年 ８月２４日（月）	１　次期計画の理念・体系・骨子について

資料４　１１圏域別グループディスカッションでの意見

（１）地域の課題（困っていること、課題を抱える人・世帯）

「自治会・町会等への加入者の減少、存続不安」、「高齢の単身者や高齢者のみ世帯の増加、見守りの必要性、身寄りのない方の増加」が全ての圏域で挙げられています。

◆各圏域で挙げられた意見の項目一覧

項目		中央	白糸台	西府	武蔵台	新町	住吉	是政	紅葉丘	押立	四谷	片町	圏域数
地域のつながりの不足	地域のつながりの希薄化	○	○	－	○	○	○	○	○	－	○	－	8
	地域の人がわからない、個人情報の壁あり	○	－	○	○	○	○	○	－	○	－	○	8
	居場所、交流の機会の不足	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**－**	**10**
地域活動団体の課題	**自治会・町会等への加入者の減少、存続不安**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**11**
	シニアクラブへの加入者の減少、存続不安	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**－**	**○**	**○**	**10**
	地域の担い手不足、参加者が少ない（若い人等）、無関心	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	○	9
	地域・活動の情報の収集と発信が困難	○	○	－	○	－	○	○	－	－	－	○	6
	地域活動団体、関係機関の連携不足	○	○	○	－	○	－	－	○	－	○	○	7
	活動者特有の課題	－	－	○	－	－	－	○	－	－	－	－	2
困りごとを抱えている人、世帯	**孤独・孤立している人・世帯の存在**	**○**	**○**	**－**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**10**
	高齢の単身者や高齢者のみ世帯の増加、見守りの必要性、身寄りのない方の増加	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**11**
	認知症に対する理解不足、対応への不安	－	－	－	－	○	○	○	－	－	○	－	4
	障害者支援の課題	○	○	○	○	－	－	－	－	－	○	○	6
	子どもの居場所や遊び場の不足、見守りの必要性	－	○	○	○	－	○	－	○	○	－	－	6
	外国人の方への支援	－	－	－	－	○	－	－	－	○	－	－	2
	食に困っている方への援助	○	－	○	－	－	○	－	－	－	－	－	3
	複雑な課題、複合的な課題を抱える世帯の存在	－	－	－	－	－	○	○	○	－	－	○	4
	団地、集合住宅の課題	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	2
	相談先がない、わからない	－	○	－	－	－	－	○	－	－	－	○	3
情報の課題	情報格差がある	－	－	－	－	○	－	○	○	－	○	○	5
防災・防犯等の課題	**防災対策、災害時要援護者の課題**	**○**	**○**	**－**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**10**
	防犯対策が必要（詐欺が多い等）	○	－	○	－	○	○	－	－	－	－	○	5
	ゴミ等のマナーが悪い	○	○	○	－	－	○	○	－	○	－	－	6
	交通マナーが悪い	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	○	5
地域資源、インフラの課題	空き家の増加	○	－	○	○	－	○	○	－	－	○	○	7
	地域資源不足（医療、福祉）	－	○	－	－	－	－	－	○	○	－	○	4
	買い物が不便、店が少ない	**－**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**10**
	交通の便が悪い、移動困難	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**－**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**10**
	道路の危険、整備が不十分（バリアフリーの課題）	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**○**	**11**

◆各項目の具体的な内容（５圏域以上で出された意見）

項目		内容
地域のつながりの不足	地域のつながりの希薄化	• アパートやマンションの人たちとの交流が少ない • 転居してきた若い家族と交流がない • 近所であってもコミュニケーションが極めて少ない • コロナ以降、近所付き合いが薄くなっている • 新旧住民間の隔たりがある
	地域の人がわからない、個人情報の壁あり	• 知りあいが少なくなった（引っ越し） • 自治会入会時に家族構成が不明 • 自治会と民生委員で持っている個人情報が異なる • 活動するための情報がないって来ない、個人情報の壁 • 課題を抱えていそうな人がいても近所に状況を聞けない
	居場所、交流の機会の不足	• 気軽に集まれる場が少ない • 誰もがふらっと立ち寄れる場がない • 暑いときに避難や学習（子ども）する居場所が欲しい • 文化センターが使いづらい • 子ども・若い人と大人・高齢者の交流機会がない
地域活動団体の課題	自治会・町会等への加入者の減少、存続不安	• 自治会の加入者が少ない • 自治会加入のメリットが見えにくい • 自治会・町会への参加方法が分からない • 自治会の担い手不足（役員等）、後継者不足 • 若い世帯（転入）の未加入・高齢者世帯の退会
	シニアクラブへの加入者の減少、存続不安	• シニアクラブに入る人が少ない、後継者がいない • シニアクラブの担い手不足（高齢化）、役員選出が困難
	地域の担い手不足、参加者が少ない（若い人等）、無関心	• 集まり、行事・イベントへの参加者が少ない、出てくる人が毎回同じ • 担い手不足、地域ボランティアの限界 • リーダーになる人が出てこない • 活動に若い人の参加が少ない • 男性の参加が少ない • やる気のある人たちが地域活動に出て来られない
	地域・活動の情報の収集と発信が困難	• 地域活動の情報が取れない • 地域の施設の活用方法の知識が不十分 • 民生委員の名前と顔を覚えてもらえない • 誰が地域の支援者か分かりづらい
	地域活動団体、関係機関の連携不足	• 民生委員と町会の連携が不十分 • 地域住民と学校とのつながりがない • 大学や高校と連携ができない
困りごとを抱えている人、世帯	孤独・孤立している人・世帯の存在	• 他者の介入を拒否し、状態が悪化している人が多い • 困っていることを伝えられない人がいる（高齢者、子どもの保護者等） • 課題を課題として理解できない人がいる • 孤独な人が増えている、しかし対応方法がわからない
	高齢の単身者や高齢者のみ世帯の増加、見守りの必要性、身寄りのない方の増加	• 高齢者のひとり暮らし、高齢夫婦のみ世帯が増えている、地域とつながらず孤立している世帯も多い • 身寄りのない高齢者が多い • 外出を控えている、外出が難しい高齢者が多い • 高齢者の見守り、声かけが難しい、急病時の対応等課題 • 老々介護が増えている
	障害者支援の課題	• 障害が重いほど地域のつながりがない • 小さい頃から障害のある方と接する機会がない • 障害者への情報提供が課題、災害放送は聞こえない

項目		内容
困りごとを抱えている人、世帯	子どもの居場所や遊び場の不足、見守りの必要性	• 子どもが少なくなっている • 子どもの生活が見えづらい • 子どもに声をかけると不審者と思われる • 共働き世帯が増え、放課後の子どもの居場所が必要 • 不登校の子どもが増えている
情報の課題	情報格差がある	• テレビしか見ない、インターネットができない人が多い • スマートフォン、パソコンが使えないと情報が入らない • 情報を調べられるが正しい内容なのか判断が難しい • 情報が必要な人に届かない • 情報リテラシーが不足している
防災・防犯等の課題	防災対策、災害時要援護者の課題	• 防災に対する意識が低い • 災害時の助け合いができるか不安 • 避難所に行けない、避難所が遠い • 水害への不安が大きい、避難場所への不安 • 要支援者の避難をどのように支援するのか
	防犯対策が必要（詐欺が多い等）	• 詐欺が多く電話連絡ができない、ドアを開けてもらない • 夜間は暗い通りが多い • 地域パトロール、警察の巡回がない
	ゴミ等のマナーが悪い	• ゴミのポイ捨てがある • ペットのふんを取らない人がいる
	交通マナーが悪い	• 自転車のマナーが悪い人がいる（歩道を走る、無灯火等） • 駐車違反が多い
地域資源、インフラの課題	空き家の増加	• 空き家が多い • 不安な空き地がある
	買い物が不便、店が少ない	• 買い物が不便（スーパー、商店、コンビニがない等） • 買い物に行くのが不安な人がいる
	交通の便が悪い、移動困難	• バス便がない、少ない • 公共交通不足、圏域が広い、高低差のため、拠点施設（駅、文化センター等）・活動場所までの移動が困難
	道路の危険、整備が不十分（バリアフリーの課題）	• 横断歩道を渡る時間が短い • 標識が見えにくい • 駅のバリアフリー化が進んでいない • 歩道が狭くバリアフリーになっていない • 歩道と車道の境目の点字ブロック、音響信号、横断歩道へのエスコートゾーンの設置が必要 • 自転車道の整備が必要

◆各圏域の特徴的な意見

中央	・障害者の暮らしを支える人材が全く足りない ・重度重複障害者が最後まで暮らせるところが市内にはほぼない ・障害がある方の介護予防活動の場がない ・耳が聞こえにくい人へのサポートが必要 ・詐欺などが多くて不安・電話にでない ・高齢になっても、障害があっても住める場所が足りない ・食に困っている方への援助
白糸台	・学校と地域との協力・連携が少ない ・困っている人がどこに相談すればいいか分かりにくい ・ターミナル駅がないため診療科目によっては医療機関が少ない
西府	・地域と学校のつながりがない ・フードドライブを宣伝しているが集まらない ・交番がそばにない、防犯に不安 ・福祉サービス事業所の職員が集まらない ・小学校のグラウンドの土がぬかるみやすい
武蔵台	・道路整備の情報が入ってこない ・武蔵台２・３丁目には地域的課題がある（地形、避難所遠い等） ・障害を抱えている親子がサービスにつながっていない ・介護サービス（ヘルパー・ケアマネ等）が来てくれない地域がある
新町	・認知症高齢者に対する理解が進まない ・情報格差がある ・外国人支援の課題がある
住吉	・孤立から多様な課題が生まれている ・8050 問題の世帯が見られる ・生活拠点となる場所が少ない ・郷土の森の近くなので動物が多い（タヌキ、アライグマ、ハクビシンなど）
是政	・複合的な課題を抱えている世帯がいる ・ひとり暮らし高齢者が日常での困りごとをどこに相談したらいいのか分からない ・必要な情報が届かない ・圏域の区割りが地域の実態と異なる
紅葉丘	・子どもの課題（居場所、ひきこもりの児童） ・8050 問題、ひきこもり（独居）の方など、課題を抱える世帯がいる ・福祉サービス、医療機関が少ない
押立	・子どもの課題（不登校）、子育て支援が必要 ・外国人世帯が課題を抱えている ・団地の階段に苦労している方が多い、 ・集合住宅の管理費が上がっていく ・医療機関が少ない
四谷	・小学校ＰＴＡが機能していない ・障害者への連絡ツールが不十分
片町	・生活困窮者への対応に課題 ・エレベーターのない建物に住んでいて外出が困難になる方がいる ・困りごと相談をどこにすればいいのか分からない方が多い ・駅周辺のハードに問題がある、再開発の情報が届かない ・地域の安心に不安がある ・医療機関が少ない

（2）地域の“ちから”（人・場所・活動）を活かしてできること

「あいさつ、声かけ、関係づくり」、「行事・イベントの実施等」が全ての圏域で挙げられています。

◆各圏域で挙げられた意見の項目一覧

項目		中央	白糸台	西府	武蔵台	新町	住吉	是政	紅葉丘	押立	四谷	片町	圏域数
地域のつながりづくり	**挨拶、声かけ、関係づくり**	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11
	行事・イベントの実施等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11
	交流・居場所づくり	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
	（個人）情報の提供及び共有の仕組みづくり	○	－	○	○	○	○	○	－	－	○	○	8
地域活動の活性化	（地域）情報の発信の工夫	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	－	9
	自治会・町会等の活性化（団体同士の連携）	○	○	○	－	○	－	○	○	○	○	○	9
	シニアクラブの活性化	○	－	○	－	－	－	○	－	○	－	○	5
	活動への参加	－	○	－	－	○	－	○	－	○	○	－	5
地域の担い手の充実	担い手の確保・育成、若い世代	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	○	9
	民間施設、企業との連携、活用	－	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	4
	地域活動団体、関係機関同士、行政の連携強化	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	10
	地域参加への意識啓発	○	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－	3
	地域活動、ボランティア活動の有償化（ポイント）	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－	○	3
困りごとを抱える人、世帯の支援	**見守り・訪問・傾聴**	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	10
	助け合い活動	－	○	－	○	○	○	○	○	－	○	－	7
	高齢者支援、認知症支援等	－	－	○	○	○	○	○	－	－	○	○	7
	障害者支援	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	4
	子ども支援	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	2
	買い物支援、移動販売の充実	○	○	－	○	－	○	－	○	○	○	○	8
	食の支援	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	2
	困りごと、地域課題を解決する仕組みづくり	－	○	○	○	－	○	－	－	○	○	○	7
防災・防犯等の対策	防災・災害時対応	－	○	－	－	○	○	○	－	○	○	○	7
	マナー対策	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	○	4
	防犯対策	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	2
地域資源の活用	空き家・スペースの活用	－	－	○	○	○	－	○	－	○	○	○	7
	文化センター等の地域資源の活用（拠点化）	○	○	－	○	○	○	－	○	○	○	－	8
	公共交通の充実、移動支援	○	○	○	○	－	－	－	○	○	○	－	7
インフラ等整備	道路整備、バリアフリーの推進	○	○	－	－	○	○	－	－	－	○	－	5
	外出しやすい環境（休憩所・ベンチ・日よけ）整備	－	○	－	○	－	－	－	－	－	○	－	3

◆各項目の具体的な内容（５圏域以上で出された意見）

項目		中央
地域のつながりづくり	挨拶、声かけ、関係づくり	・「笑顔で挨拶」からつながりの一歩を踏み出す ・集合住宅などの方、すれ違ったら、あいさつ ・となり三軒両隣で日頃より話す機会を増やして助け合う ・個人情報も大事だが気になる時は思い切って声をかける ・地域行事の参加を促し、交流する、誘い合う
	行事・イベントの実施等	・地域の盆踊り、もちつき会、運動会 ・地域のコミュニケーションを取るためのイベント ・参加しやすいイベントの企画（場所・時間帯） ・新しく入られた市民の力を活かしたい・盆踊り・若い方たちが気軽に参加できるイベント ・コアイベントに様々な工夫を追加して開催 ・文化センターまつり、子どもたち体験→地域への愛着
	交流・居場所づくり	・交流の場を作る（横のつながりに） ・集まれて、居場所となるところの創出 ・個人の悩みを吐き出せる場所をつくる ・世代間のコミュニケーション ・お茶会、サロン、カフェ（子ども、高齢者、多世代） ・集会所・空き家を活用した居場所づくり
	（個人）情報の提供及び共有の仕組みづくり	・個人情報の共有のルールを決める ・高齢者世帯・ひとり暮らし高齢者の情報共有（見守りなど）、サロンへのお誘い ・情報の共有化（民生委員・自治会・シニアクラブ・地域包括支援センター（個人情報関係のデータ）） ・情報を共有できる機会を増やす
地域活動の活性化	（地域）情報の発信の工夫	・各組織の活動内容をタイムリーに知らせる仕組みを作る ・若い人に届くメディアを使う ・高齢者にも分かりやすい情報伝達（重要なお知らせはマンツーマンで） ・SNS 発信。時間と空間の不足をソーシャルメディア等で補う ・チラシ配布、活動の予定を知らせる
	自治会・町会等の活性化（団体同士の連携）	・自治会やシニアクラブ加入のメリットを設ける ・自治会、管理組合（マンション）の連携、防災対策 ・自治会のイベントを増やす、誰でも参加できるよう配慮 ・町会活動の積極的広報活動
	シニアクラブの活性化	・60 歳を超えた人にシニアクラブ加入の案内状を出す ・シニアクラブで相互交流しながら、ひとり暮らし対応 ・シニアクラブでの輪投げ、健康マージャン等の活動
	活動への参加	・行事があったら参加する、協力する ・シニアクラブ活動が参加することで元気になった ・わがまち支えあい協議会に参加する ・身近な場所で活動できるようにする
地域の担い手の充実	担い手の確保・育成、若い世代	・できない、苦手な人とできる、得意な人をつなげる仕組み ・若い人を活用する（各種行事等） ・高校生・大学生を巻き込む、学生ボランティア ・若い人が参加しやすい行事、日程を考える ・退職直後の元気高齢者を地域活動に巻き込む ・ボランティアの有効な活動の検討（趣味や広報） ・新しく入られた市民の力を活かしたい・盆踊り・若い人が気軽に参加できるイベント

項目		中央
地域の担い手の充実	地域活動団体、関係機関同士、行政の連携強化	• 地域団体の集約（コミ協、自治体、社協、ボランティア…） • わがまち支えあい協議会と地域の関係機関や活動団体が連携する • 文化センター中心に各活動団体が連携する、課題解決づくりができる仕組みを作る • 担い手の人たちの顔合わせ（情報共有）、地域パーティの開催 • デジタル化によるコミュニケーションの推進
困りごとを抱える人、世帯の支援	見守り・訪問・傾聴	• 見守り活動（児童・学童・年配者）で声かけをする • 支援する人とされる人の時間のすり合わせ（訪問時間など） • ひとり暮らしの人の見守りをする • 見守りの仕組み作り（自治会・シニアクラブ・ささえあいの会それぞれで取り組む）
	助け合い活動	• ささえあいの会の活用 • ちょこっとお手伝い • お助け隊を作る • share（シェア）の仕組み作り（もの・こと）してあげ隊・してもらい隊
	高齢者支援、認知症支援等	• 高齢期を迎えるリスク対策の啓発 • 高齢者世帯・ひとり暮らし高齢者の情報共有（見守りなど）、サロンへのお誘い • 高齢者にも分かりやすい情報伝達 • 健康づくり活動、介護予防講座 • 認知症講座の開催 • 地域活動者に認知症の方への対応を伝える
	買い物支援、移動販売の充実	• 移動販売車の充実、拡大 • 買い物支援 • ネットスーパーの利用の促進
	困りごと、地域課題を解決する仕組みづくり	• コーディネーターに情報を集約する • 問題解決に向けたニーズを把握するための調査を実施する • 「助けてほしい」気持ちを表出できるような呼び掛けを行う • ワンストップ相談窓口の設置、困りごと相談会の開催 • 困りごとを抱える人、世帯の支援について、関係者で検討できる仕組みづくり
防災・防犯等の対策	防災・災害時対応	• 防災訓練等を通じて横のつながりを強める • 防災について（近所で）話し合える場づくり • マイ・タイムラインの作成 • 防災、避難所の情報の周知（団体への周知、講座、掲示板の活用等） • 避難行動要支援者への対応策の検討
地域資源の活用	空き家・スペースの活用	• 空き家を活用し若い人を増やす • 空き家のリノベーションによる居場所、飲食店をつくる • 団地の空いている部屋の運用 • マンションの集会所の利用
	文化センター等の地域資源の活用（拠点化）	• 文化センターを気軽に立ち寄れる場所にする（ふらっと集える） • 文化センター内に地域の人がいつでも使える部屋を設ける（雑談したり、相談したり、作業したり） • 公共施設（図書館、公会堂、市役所当）の空き室、空きスペースの活用
	公共交通の充実、移動支援	• ちゅうバスの維持、本数増 • ちゅうバスのルートの見直し
インフラ等整備	道路整備、バリアフリーの推進	• 道路の段差を滑らかにする • 自転車道の整備

◆各圏域の特徴的な意見

中央	・市民の意識を変える～受け身から能動へ～ ・フードパントリー、子ども食堂など食への援助 ・今ある施設に障害者が入れるところを増やす ・耳が不自由な方のためにQRコードを活用して通訳につなげる等の支援を行う ・自転車のマナー教室の開催
白糸台	・若い家族が増えてきているが、地域の人との話し合える場所を作り自治会等に入る人を増やす ・生活の困りごと発見と解決の仕組みをつくる ・公民館、避難所にインターネットを整備する ・地域の障害者施設と地域がつながる ・ゴミルールを決める ・買い物ルートに休憩できるスペースやベンチを設置
西府	・学校職員、PTA、自治会の合同パトロールを行う ・高齢期に向けたリスク予防・備えへの啓発をする ・聞こえない人のために「見える」形式で情報を出す ・子ども食堂への参加を増やす ・介護現場、福祉現場を改善する
武蔵台	・武蔵台２・３丁目の町会をつくる ・スーパーの飲食スペースを活用する ・武蔵台地区にコミュニティバスを走らせる
新町	・ささえあいの会のチラシを全戸ポスティング配布 ・ささえあいの会に各団体から情報を流してもらう ・地域で高齢者支援できている自治会の情報を把握して、好事例を共有する ・町会・自治会の在り方を検討する ・学校で生徒たちにもメリットになるイベントを作る・一緒に行う ・高齢者施設との連携、施設へのボランティア訪問活動
住吉	・個人、団体の発信できる力を育てる ・住吉スポーツクラブと地域イベントのコラボを行う（子ども100人弱） ・要介護、要支援高齢の担当者会議に地域の支援者が参加する仕組みを構築する
是政	・幼稚園へ中学校の防災訓練などで地域防災の役割を伝え、自治会への入会やPRをする ・サロン、地域祭りなどに一般企業に入ってもらう ・お助け隊をつくる、若い人が高齢者を助ける、買物の手伝いをする、１回500円など有料で行う
紅葉丘	・民間企業に協力いただく ・ボランティア活動をする度にスタンプを発行する（褒美は市や商店街の協力を得る）
押立	・ちょっとした“できる”を活かして自主的活動を広める ・企業・施設を誘致して場所をつくる
四谷	・自治会と小中学校の連携を前向きに考える ・コミュニティバス、乗合
片町	・地域で交通安全教室を学ぶ機会を設ける ・ひとり暮らし同士でゆるくつながるコミュニティの仕組みをつくる ・介護サポーター制度を導入する、導入によって地域のタイアップ、行政の負担軽減となる ・コミュニティに所属したくない人が所属したり登録できるような仕組み、場づくり

資料５　用語集

ア行

■アセスメント　【Ｐ９０ほか】

事前評価、初期評価。利用者が直面している生活上の困難を解決するために、必要な情報を収集し、情報の分析、解釈及び関連付けを行い、課題を明らかにすること。

■愛の手帳　【Ｐ１９ほか】

知的障害のある人が各種サービスを受けるための証明となるもので、児童相談所又は東京都心身障害者福祉センターの判定に基づいて、１度（最重度）、２度（重度）、３度（中度）、４度（軽度）の障害程度別に交付される。なお、愛の手帳は東京都独自の制度で、他道府県では国の制度として療育手帳がある。

■ＩＣＴ【Ｐ２ほか】

Ｉｎｆｏｒｍａｔｉｏｎ ａｎｄ Ｃｏｍｍｕｎｉｃａｔｉｏｎ Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ（情報通信技術）の略称。ネットワーク通信を利用した情報や知識の共有、情報技術の活用という意味で用いられる。

■アウトリーチ　【Ｐ３ほか】

支援者が積極的に地域に出向いていく援助のこと。生活上の問題・困難を有しているにもかかわらず支援を拒否するなどの人に対して、積極的に働き掛けること。

■アプリ　【Ｐ１０６】

スマートフォンやタブレットなどの機器・端末で起動するアプリケーションソフトウェア。

■医療的ケア【Ｐ６６ほか】

家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。

■インフラ　【Ｐ５３ほか】

インフラストラクチャーの略。道路、橋りょう、公園、下水道、又はそれらに付属する施設（街路樹、街路灯、遊具、トイレ、ポンプなど）（都市基盤施設）

■ＳＮＳ（Ｓｏｃｉａｌ　Ｎｅｔｗｏｒｋｉｎｇ　Ｓｅｒｖｉｃｅ）　【Ｐ６５ほか】

登録された利用者同士が交流できるＷｅｂサイトの会員制サービス。

■ＮＰＯ（Ｎｏｎ　Ｐｒｏｆｉｔ　Ｏｒｇａｎｉｚａｔｉｏｎ）　【Ｐ２５ほか】

ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指し、株式会社などの営利企業とは違って、「利益追求のためではなく、社会的な使命の実現を目指して活動する組織や団体」のこと。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人をＮＰＯ法人という。

■M字カーブ　【Ｐ２２】

女性の労働力率が結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する現象

■オレンジサロン　【Ｐ８５】

本市が実施する認知症家族介護者教室。認知症ケアについて学ぶとともに、認知症の人を介護する家族等が交流し、情報共有できる場として開催している。

カ行

■介護職員初任者研修【Ｐ６９ほか】

介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身に付け、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的として行われる研修。以前は訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修や介護職員基礎研修などの様々な研修があったが、キャリアパスを分かりやすくするため、介護職員初任者研修に一本化された。

■介護予防　【Ｐ２８ほか】

高齢者が要介護状態等になることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として行うもの。特に、生活機能の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働き掛けることが重要であり、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すものではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人一人の生きがいや自己実現のための取組を支援して、生活の質の向上を目指すもの。

■介護予防コーディネーター【Ｐ１２０】

地域の介護予防活動の調整役。介護予防のネットワークづくりや介護予防講座、相談、自助グループの支援などを行っている。

■介護予防サポーター【Ｐ９４】

本市において、地域で行われる様々な介護予防活動を支える人材。介護予防の人材育成研修を修了した高齢者が介護予防サポーターとして認定される。

■介護予防推進センター【Ｐ６１ほか】

本市における介護予防の中心拠点として平成１８年４月に開設。介護予防の普及啓発、介護予防教室に加え、介護予防に関する人材育成や情報提供などを行い、地域の介護予防活動を支援している。

■学童クラブ（放課後児童健全育成事業）　【Ｐ１３８ほか】

児童福祉法第６条の３第２項の規定に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、異学年の交流や、間食の提供などの集団生活を通して、児童の健全な成長とご家庭を支援するもの。

■基幹相談支援センター　【Ｐ９１】

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、（１）総合的・専門的な相談支援の実施、（２）地域の相談支援体制の強化の取組、（３）地域移行・地域定着の促進の取組、（４）権利擁護・虐待の防止を行う。本市においては、市役所の障害者福祉課内に設置している。

■元気いっぱいサポーター　【Ｐ８６ほか】

市に登録した健康ボランティア。健康づくりに前向きに取り組み、周りに伝え、地域をつなげ、市全体を元気にしてくれる人

■ケアマネジャー（介護支援専門員）　【Ｐ２８ほか】

介護保険制度で要介護者又は要支援者からの相談に応じると共に要介護者等がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう、市町村、サービス事業者、施設などとの連絡調整を行う者で、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けた者

■合計特殊出生率　【Ｐ２１】

１５歳から４９歳までの女子の年齢別出生率の合計を女性一人が生涯に産む子どもの数として表したもの。

■国際更生保護ボランティアの日　【Ｐ８８】

地域ボランティアが罪を犯した人の立ち直りを支える活動を行うことの意義や取組、その貢献に対する国際的認知度の向上を図ることを目的としたもの。第２回世界保護司会議において、４月１７日を「国際更生保護ボランティアの日」とする宣言が参加者等の賛同を得て承認

■子育て世代包括支援センター　【Ｐ９１ほか】

児童福祉法上の名称はこども家庭センター。全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関で、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整などにより、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する施設

■子育てひろば　【Ｐ８５ほか】

子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供する事業

■子ども家庭支援センター　【Ｐ９１ほか】

子育て家庭からの育児などの相談や子ども自身からの相談に応じるほか、親子の交流の場を提供し、子育てをしている人の仲間づくりや子育てに関する情報提供など、子育て家庭への支援を行う施設のこと。本市には、「たっち」及び「しらとり」の２つの子ども家庭支援センターがある。

■子ども食堂　【Ｐ１２３ほか】

民間発の自主的・自発的な取組で、子どもが一人でも行ける無料又は低額の食堂

■子ども発達支援センターはばたき　【Ｐ９１】

子どもの発達や学校生活などに不安等を抱える子どもとその保護者に対し、「ライフステージが変化しても途切れない支援」をコンセプトに、福祉と教育が連携した一体的かつ切れ目のない支援を行っている。発達に遅れや偏りがある０歳から１８歳までの子どもとその家族、関係者を対象に、発達や教育に関する相談支援を始め、就学前の子どもに関する通園指導（児童発達支援）や外来グループ指導等を実施している。

■個別避難計画　【Ｐ６０ほか】

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者などの避難行動要支援者一人一人について、避難支援を行う人や避難先、避難方法などをあらかじめ定めた計画。平常時から本人や家族、地域住民、福祉関係者等が情報を共有し、災害発生時の円滑な避難につなげることを目的として作成される。

■困りごと相談会　【Ｐ２７ほか】

地域福祉コーディネーター―が文化センターで実施している相談会

■コミュニティ協議会　【Ｐ１０ほか】

各文化センター圏域に、自治会・町会等、シニアクラブ、自主グループなどの地域団体で組織される協議会。圏域住民のふれあいと交流を深め、連帯感を育み、豊かな近隣社会づくりを目指して、地域まつりなどのイベントを市との協働により実施する。

サ行

■事業継続計画（ＢＣＰ）　【Ｐ６９】

企業や行政組織が大規模な自然災害や火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇し、人や物、情報、ライフラインなど利用できる資源が制約される中で、中核事業の継続や早期事業の再開のため、平常時の活動や緊急時における事業継続のための方法、手段を取り決めておく行動計画

■シニアクラブ　【Ｐ１０ほか】

本市における地域を基盤とする高齢者の自主的組織。クラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住する、おおむね６０歳以上で、３０人以上の会員から組織される。自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動とボランティア活動を始めとした地域を豊かにする各種活動との均衡を図りながら、多様な社会活動を総合的に実施する。

■児童館　【Ｐ２６】

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的として設置される施設のこと。地域の児童の健全育成及び子育て支援の拠点施設となっており、児童の遊びを指導する児童館指導員が配置されている。

■市民活動センター「プラッツ」　【Ｐ２２ほか】

自発的かつ継続的な市民活動を積極的に支援し、促進するとともに、協働のまちづくりを推進するために設置されたセンター

■市民後見人　【Ｐ３６ほか】

弁護士や司法書士などの資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた方で、家庭裁判所から成年後見人等として選任された人

■社会福祉協議会　【Ｐ７ほか】

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。昭和２６年に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されている。それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす人々のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行っている。

■社会福祉施設　【Ｐ１０１】

高齢者、子どもや障害のある人に福祉サービスを提供する施設であり、これらの方々が自立してその能力を発揮できるよう、必要な日常生活の支援、技術の指導などを行うことを目的としている施設

■社会を明るくする運動　【Ｐ５２ほか】

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動

■住宅確保要配慮者　【Ｐ６８ほか】

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第２条において、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯と定められているほか、省令において、外国人、ＤＶ被害者などが定められている。

■障害者虐待防止センター　【Ｐ３０】

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第３２条に基づいて設置され、障害者虐待に係る通報及び届出の受理や、養護者による障害のある人への虐待の防止及び養護者による虐待を受けた障害のある人の保護、障害のある人及び養護者に対する相談、指導及び助言を行う。本市においては、市役所の障害者福祉課内に設置している。

■情報アクセシビリティ　【Ｐ１０５】

年齢や障害の有無に関わらず、誰でも必要な情報に簡単にたどり着け、利用できること

■シルバー人材センター　【Ｐ１２１ほか】

高年齢者雇用安定法に基づき、おおむね６０歳以上の人を対象として、臨時的で短期的な仕事を無料で紹介する公益社団法人。都道府県知事の指定により、市町村に１か所設置されている。

■身体障害者手帳　【Ｐ１９】

身体障害のある人が各種サービスを受けるための証明となるもので、指定医師の障害程度判定に基づいて次の種類の等級（重い順に１級から６級まで）別に交付される。

（１）視覚障害　１級から６級まで
（２）聴覚又は平衡機能の障害　２級から６級まで
（３）音声機能・言語機能・そしゃく機能の障害　３級・４級
（４）肢体不自由（上肢、下肢、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）
　　１級から６級まで
（５）肢体不自由（体幹機能障害）　１級から３級・５級
（６）内部機能障害（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の機能障害）
　　１級・３級・４級
　　内部機能障害（免疫・肝臓の機能障害）　１級から４級まで

■心身障害者福祉センター　【Ｐ１１９ほか】

心身障害者の文化教養の向上を図るとともに、その社会参加と自立を助長することにより、心身障害者の福祉を増進するための施設。医療、療育、生活、職業等の相談及び指導に関することのほか、施設や図書の貸出し等を行うものである。

■生活支援コーディネーター　【Ｐ３４ほか】

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）、地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング機能を果たす人

■精神障害者保健福祉手帳　【Ｐ１９】

精神障害のある人が、社会復帰や社会参加のため各種サービスを受けるための証明となるもの。指定医師による診断書もしくは障害年金の診断書をもとに判定され、等級は重い順に１級から３級まである。

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステム　【Ｐ９２】

精神障害の有無に関わらず、だれもが安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育などを包括的に支援する仕組み。本市では、令和４年度から「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム連絡会議」を毎年度実施しており、精神障害のある方の生活に係る課題や地域資源に関する情報共有、意見交換を行っている。

■成年後見制度　【Ｐ２ほか】

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない者について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、あらかじめ援助者を契約によって決めておく任意後見制度と、家庭裁判所が援助者を選ぶ法定後見制度がある。また、成年後見制度は今後、後見・保佐・補助の３類型を「補助」に一本化することや、制度利用の終了及び後見人の交代の柔軟化など、利用者の状況に応じた制度改正が行われる予定である。

■赤十字奉仕団　【Ｐ８４ほか】

「赤十字のボランティア活動を通じて地域社会に貢献したい」という、思いを持った人々によって組織された日本赤十字社の地域のボランティア団体

■ソーシャルキャピタル　【Ｐ１２３】

人々の協調行動を活発化することにより強化される「信頼」、「規範」、「ネットワーク」等から成る社会的仕組みを指す概念

タ行

■男女共同参画センター「フチュール」　【Ｐ３３ほか】

市民に男女共同参画社会に関する学習の機会並びに交流及び活動の場を提供し、男女共同参画社会の形成に寄与するために設置されたセンター

■地域共生社会　【Ｐ２ほか】

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことである。

■地域子育て支援センター　【Ｐ１２１ほか】

市立保育所（基幹保育所）において、利用者支援事業や子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）を行う施設

■地域支援事業　【Ｐ２８】

高齢者が要支援状態や要介護状態にならないように介護予防を行うとともに、地域における包括的・継続的ケアマネジメント機能を強化するための事業

■地域生活支援センター　【Ｐ３０ほか】

障害のある人からの総合的な相談支援を行う「相談支援事業」と、障害のある人の地域での生活や活動を支援する「地域活動支援センター事業」を受託している機関である。

本市の地域生活支援センターは、地域生活支援センター「み～な」、「あけぼの」、「プラザ」、「ふらっと」の４か所である。

■地域福祉活動　【Ｐ７ほか】

地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む活動

■地域福祉コーディネーター　【Ｐ１０ほか】

制度の狭間にあるような困りごとを抱えている方の社会的孤立の解消を目的とした一人一人に寄り添った生活支援（個別支援）や、地域住民が一人一人の困りごとを地域全体の課題として捉え、地域住民が連帯意識を持って活動を作り出す支援（地域支援）を行う。

■地域包括ケアシステム　【Ｐ９２】

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制

■地域包括支援センター　【Ｐ２ほか】

高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核機関として設置されたもの。主な業務として、総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント及び地域のケアマネジャーに対する支援などがある。

■チームオレンジ　【Ｐ８５ほか】

認知症の人やその家族と、認知症サポーターステップアップ講座を受講した認知症サポーター、認知症地域支援推進員、地域の関係者等で構成する活動チーム。本人及び家族のニーズや希望を踏まえ、生活支援や社会参加、地域とのつながりづくりなどの活動を行う。

■特定健康診査　【Ｐ８１ほか】

メタボリックシンドロームの要因となっている生活習慣を改善し、高血圧病や脂質異常症、糖尿病等の有病者・予備群を減少させることを目的とした検査のことで、当該年度に４０歳から７４歳になる府中市の国民健康保険被保険者を対象に実施

■特別支援学校　【Ｐ１４１ほか】

障害のある幼児・児童・生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を実施するとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識・技能を授けることを目的とした学校

ナ行

■難病　【Ｐ１９ほか】

難病とは、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」（「難病の患者に対する医療等に関する法律」）をいう。以前は、厚生労働省が定めた「難

病対策要綱（昭和４７年）」に基づき、医療費の助成や在宅サービスの提供等が行われてきたが、平成２５年４月から、障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの対象になった。

■認知症サポーター　【Ｐ８５ほか】

認知症を正しく理解して、認知症の人や家族を見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する人のことで、認知症サポーター養成講座を受けた人は誰でも「認知症サポーター」になることができる。本市では、ささえあいの地域が作れるように願いを込め、「ささえ隊」と呼んでいる。

■ノーマライゼーション　【Ｐ１０４】

１９５０年代、デンマークの知的障害のある子を持つ親たちの会が、巨大な障害者施設の中で多くの人権侵害が行われていることを知り、その状況を改善しようと始めた運動から生み出された考え方で、当初は一般市民と同じような生活条件を提供するという理念であったが、次第に完全参加・人権・平等理念へと発展してきた。国の障害者基本計画では、「障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方」と定義されている。

ハ行

■配偶者等からの暴力（ＤＶ）　【Ｐ２８ほか】

配偶者・パートナー等、親密な関係にある者から支配的に振るわれる暴力のこと。殴る蹴る等の身体的暴力だけではなく、精神的、経済的、性的な暴力等も含まれる。

■発達障害　【Ｐ５２】

発達障害とは、脳の機能障害があり、それによって生活や学習に困難さを持つ障害。子どもの頃に明らかになる場合が多いが、大人になってから気づかれることもある。

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などがこれに含まれる。

■バリアフリー　【Ｐ６ほか】

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。また、障害のある人だけでなく、全ての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられている。

■ＰＤＣＡサイクル　【Ｐ１３２ほか】

典型的なマネジメントサイクルの１つで、計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（action）のプロセスを順に実施し、最後のactionではcheckの結果から、最初のplanの内容を継続（定着）・修正・破棄のいずれかにして、次回のplanに結び付ける。ＰＤＣＡサイクルとは、このプロセスを繰り返すことによって、品質の維持・向上及び継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法を指す。

■ひきこもり　【Ｐ５７ほか】

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、６か月以上続けて自宅にひきこもっている状態

■ピクトグラム　【Ｐ１０７】

言葉によらない、目で見るだけで案内を可能とする図記号

■避難行動要支援者　【Ｐ５６ほか】

高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者

■避難行動要支援者名簿　【Ｐ６０ほか】

平成２５年の災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）の改正により、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者について、市町村に作成を義務付けられた名簿

■ファミリー・サポート・センター事業　【Ｐ９４】

子どもの預かり等の提供会員と依頼会員による組織を設置し、相互援助活動に関する連絡・調整等を行う事業

■福祉エリア（日常生活圏域）　【Ｐ１１ほか】

地域福祉を推進するために必要な仕組みや取組を効果的に展開するための地域の範囲のこと。高齢者福祉分野においては、本エリアを介護保険事業計画の日常生活圏域として位置付けている。市内にある１１の文化センター圏域を基礎としたエリアであり、住民が主体的に地域の生活課題を把握し、解決に取り組むことができる身近な圏域である。

■福祉サービス第三者評価制度　【Ｐ６９ほか】

福祉サービスの利用者が事業所の内容把握やサービスを選択する際の目安とするために情報提供を図ることと、福祉サービスを提供する事業者が、利用者の真のニーズを把握し、それに応える多様なサービスを提供するとともに、サービスの質の向上への取組を促進することを可能とすることを目的とした制度

■福祉のまちづくり　【Ｐ２ほか】

ユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害のある人を含めた全ての人が、安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができるまちづくりを推進するための取組

■府中市福祉のまちづくり条例（福祉のまちづくり条例）　【Ｐ６ほか】

高齢者や障害のある人を含めた全ての人（高齢者、障害のある人、子ども、外国人、妊産婦、傷病者その他の年齢、個人の能力、生活状況等の異なる全ての人をいう。）が安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができる社会の実現を図ることを目

的として制定された条例

■福祉避難所　【Ｐ１０１】

一次避難所及び二次避難所での生活が困難で、専門スタッフ等による看護及び医療的な支援が必要な方が生活する場所

※一次避難所：家の倒壊・焼失などにより自宅で生活できなくなった方が一時的に生活する場所（市立小中学校の体育館等）

二次避難所：「一次避難所」での生活が困難な避難行動要支援者（高齢者・障害のある人等）が避難生活をする場所（文化センター、ルミエール府中、生涯学習センター）

■ふれあいいきいきサロン　【Ｐ１２２】

地域住民が主体となって、地域の高齢者や障害のある人及び子育て中の親子等が住み慣れた地域のなかで孤立することなく、生きがいを持ち笑顔で安心して暮らすために日常的なふれあいや交流を行うことができる場

■ふれあい会館　【Ｐ１３７ほか】

市民及び市内の団体に福祉活動の場を提供することによって市民福祉の増進を図るために設置されている。社会福祉協議会、シルバー人材センターの２つの事務所があるほか、府中地区保護司会の活動拠点となる「更生保護サポートセンターふちゅう」を設置している。

■フレイル予防　【Ｐ８６】

フレイルとは、健常と要介護状態との中間的な段階であり、生活機能障害や死亡などの転帰に陥りやすい状態である。フレイルは身体機能問題のみならず、精神・心理的問題や社会的問題も含まれる包括概念である。健康長寿なまちづくりに当たって、フレイルをチェックし、予防していくことが重要視されている。

■保護司　【Ｐ６５ほか】

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア

■ボランティアセンター　【Ｐ８０ほか】

ボランティア活動をしたい人、ボランティア活動の情報がほしい人、ボランティアを探してほしい人のための相談窓口

マ行

■民生委員・児童委員　【Ｐ１０ほか】

民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の特別職の地方公務員。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っている。全ての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談に応じ、支援をしている。

ヤ行

■有料老人ホーム　【Ｐ１３７ほか】

「入浴、排せつ又は食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」のうち少なくとも１つのサービスを供与する、老人福祉法に定義された高齢者向けの居住施設。施設が提供する特定施設入居者生活介護を利用する介護付有料老人ホーム、入居者自身の選択により外部の介護サービスを利用する住宅型有料老人ホーム、介護が必要となった場合には原則として退去となる健康型有料老人ホームの３類型に分類される。

■ヤングケアラー　【Ｐ９０】

家族の介護や世話、家事などを日常的に担っている子ども・若者。負担の大きさによって学業や生活に影響が生じることがあるため、適切な支援につなげることが重要とされている。

■ユニバーサルデザイン　【Ｐ２ほか】

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるよう生活環境その他の環境を作り上げることをいう。

■ユニバーサルデザインガイドライン　【Ｐ１０６】

ユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくりを進めるため、５つの視点「公平（だれもが同じように）」、「簡単（容易に）」、「安全（危険なく）」、「機能（使い勝手よく）」、「快適（気持ちよく）」から、日常生活に密着している６つの整備場所（敷地内通路・駐車場、出入り口、廊下・階段・エレベーター、トイレ、子育て支援環境、公園）について、それぞれの施設整備における留意点を示したもの。

ラ行

■ライフコースアプローチ　【Ｐ６６ほか】

胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくりのこと。

■ライフステージ　【Ｐ６１ほか】

出生から死亡に至るまでの人間の一生において、出生、入学、就職、結婚、出産、子育て、退職などの人生の節目となる出来事によって区分される生活環境の段階をいう。

ワ行

■ワークショップ　【Ｐ１０８】

専門家の助言を受けながら、参加者が共同で研究や創作を行う場

■わがまち支えあい協議会　【Ｐ１０ほか】

より身近な生活圏域で、地域住民や地域の様々な団体が地域の生活課題に気づき、共有し、共に解決していく仕組み。現在、市内１１か所の文化センター圏域ごとに、地域の皆さんが中心となって仕組みづくりを行っている。

ほっとするね 緑の府中

府中市